

令和4年 第4回定例会

青木村議会会議録

令和4年12月7日 開会

令和4年12月13日 閉会

青木村議会

令和4年第4回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月7日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号の上程、説明	11
○議案第1号の上程、説明	13
○議案第2号の上程、説明	14
○議案第3号の上程、説明	16
○議案第4号の上程、説明	17
○議案第5号の上程、説明	18
○議案第6号の上程、説明	19
○議案第7号の上程、説明	19
○議案第8号の上程、説明	20
○議案第9号の上程、説明	22
○議案第10号の上程、説明	23
○議案第11号の上程、説明	31
○議案第12号の上程、説明	32
○議案第13号の上程、説明	33
○議案第14号の上程、説明	34
○陳情第1号の上程、説明	35
○社会福祉協議会会計補正予算の報告	37
○散会の宣告	38

第 2 号 (12月9日)

○議事日程	39
○出席議員	39
○欠席議員	39
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	39
○事務局職員出席者	40
○開議の宣告	41
○議事日程の報告	41
○一般質問	41
平 林 幸 一 君	41
居 鶴 貞 美 君	57
松 澤 正 登 君	70
塩 澤 敏 樹 君	77
宮 下 壽 章 君	88
坂 井 弘 君	94
松 本 淳 英 君	117
沓 掛 計 三 君	126
宮 入 隆 通 君	137
○散会の宣告	145

第 3 号 (12月13日)

○議事日程	147
○出席議員	147
○欠席議員	148
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	148
○事務局職員出席者	148
○開議の宣告	149
○議事日程の報告	149
○委員長審査報告	149

○報告第1号の質疑、討論、採決	150
○議案第1号の質疑、討論、採決	150
○議案第2号の質疑、討論、採決	151
○議案第3号の質疑、討論、採決	153
○議案第4号の質疑、討論、採決	154
○議案第5号の質疑、討論、採決	155
○議案第6号の質疑、討論、採決	155
○議案第7号の質疑、討論、採決	156
○議案第8号の質疑、討論、採決	159
○議案第9号の質疑、討論、採決	161
○議案第10号の質疑、討論、採決	161
○議案第11号の質疑、討論、採決	174
○議案第12号の質疑、討論、採決	175
○議案第13号の質疑、討論、採決	176
○議案第14号の質疑、討論、採決	177
○陳情第1号の質疑、討論、採決	178
○閉会の宣告	178
○署名議員	181

令和4年12月7日（水曜日）

（第1号）

令和4年第4回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和4年12月7日(水曜日) 午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 青木村個人情報保護法施行条例について
- 日程第 8 議案第 5号 青木村情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 日程第 9 議案第 6号 青木村公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7号 青木村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 8号 上田地域広域連合規約の変更について
- 日程第12 議案第 9号 東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更について
- 日程第13 議案第10号 令和4年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第14 議案第11号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第12号 令和4年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第13号 令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第17 議案第14号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第18 陳情第 1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書について
- 日程第19 一般質問

出席議員(10名)

1番 松本淳英君

2番 塩澤敏樹君

3番	平林幸一君	4番	宮入隆通君
5番	坂井弘君	6番	松澤正登君
7番	金井とも子君	8番	宮下壽章君
9番	沓掛計三君	10番	居鶴貞美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務企画課長	片田幸男君	商工観光移住 課長	小林利行君
住民福祉課長	小根沢義行君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理	奈良本安秀君
建設農林課長	稲垣和美君	保育園長	成沢亮子君
総務企画課 課長補佐兼 総務係長	小林宏記君		

事務局職員出席者

事務局長	片田幸男	事務局員	小林宏記
------	------	------	------

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（金井とも子君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年第4回青木村議会定例会を開催します。

今定例会開催に当たり、お願い申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、9月定例議会同様に、換気のためドアの常時開放、マスク着用、皆さんの座席の間隔を空け、職員も最少人数の出席として行います。

9日の一般質問につきまして、特に時間短縮、傍聴制限はいたしません。質疑、答弁ともに、要点を得た明瞭簡潔な内容となるよう御協力をお願いいたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（金井とも子君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、4番、宮入隆通議員、10番、居鶴貞美議員を指名します。

◎会期決定

○議長（金井とも子君） 日程第2、会期決定について議題にします。

お諮りします。

去る12月1日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日7日から14日までの8日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12月14日までの8日間と決定しました。

日程について、事務局より別紙日程表をお配りします。

日程について申し上げます。

本日7日開会、議案説明のみで散会といたします。8日木曜日は議案審査のため休会、9

日金曜日は一般質問、10日と11日は休日のため休会、12日月曜日は議案審査のため休会、13日火曜日は審議・採決、14日水曜日は審議・採決といたします。

◎村長挨拶

○議長（金井とも子君）　ここで、村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第4回青木村議会12月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんに御出席をいただき、誠にありがとうございます。

日頃より皆さんには、村政の運営に御理解と御協力をいただいております。感謝申し上げます。

今年は、7月以降の不安定な天候によりまして、農作物の生育に影響がありましたが、台風など大型の自然災害が少ない年でありました。しかし、3年目となります新型コロナウイルス感染症の拡大は、第8波へと長期化し、今年はさらに、ウクライナ情勢や円安の進行に伴う原材料、食料、エネルギーなどの価格高騰、世界的な異常気象等々、社会経済状況に深刻な影響が生じ、村民の皆さんにとりましても、村行政にとりましても、大変な1年となりました。

10月15日、野田元首相が衆議院本会議で行った安倍元首相の追悼演説に、私は大変感銘を受けました。国会内でも党派を超えて、称賛の声が相次いだとのことでございます。

野田氏は安倍元首相に対し、歴史の法廷に永遠に立ち続かなければならない定めだ。また、放った強烈な光も、その先に伸びた影も、議場に集う議員と共に言葉の限りを尽くして問い続けたいと語りかけ、政治家の握るマイクには人々の暮らしや命がかかっている。そして、暴力にひるまず、臆さず、街頭に立つ勇気を持ち続けようと与野党議員に呼びかけました。心に残る演説でございました。

新型コロナウイルスにつきましては、11月14日から全県に医療非常事態宣言が発出されておりまして、上田地域の感染レベルは、11月4日からレベル5の状況が続いております。病床使用率は、12月6日時点でございますが、全県で70%を超えるなど過去最大となり、医療の逼迫状況が続いております。

このように新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからない状況の中、青木村では、オミクロン株対応型ワクチンの集団接種を10月下旬から開始し、11月までに計7回実施し、全国的にはオミクロン株対応ワクチン接種率が伸び悩んでいる中、4回目、5回目の接種対象者の約86%、2,200人の方に接種を受けていただきました。今後は引き続き、青木診療所での個別接種を実施してまいります。

これから人の移動が多くなる年末年始にかけて、新型コロナウイルスのさらなる感染拡大と季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されております。3密の回避等の基本的な感染防止対策の徹底、コロナワクチンの接種と合わせて、インフルエンザのワクチン接種についても接種を検討していただけるようお願いしております。

また、第7波の感染拡大に始まった8月以降、村では抗原検査キットを購入し、感染拡大防止のため、感染の心配のある村民の方に対し配布を行ってまいりますが、今後も十分な感染防止対策を行ってまいります。

次に、国の地方創生臨時交付金を活用いたしました村独自のコロナ対策事業の実施状況についてでございますが、電気・ガスなどのエネルギー、食料品の物価高騰等の影響を受けている方や事業者に対し、緊急的かつ重点的に支援する地方創生臨時交付金の重点支援交付金が創設されました。

これに対しまして、村が追加して支援を行う事業について、10月21日に開催されました議会全員協議会において詳細を説明させていただき、取組の内容が緊急的・重点的に行う事業であることから、同日付で専決にて補正予算を編成させていただきました。11月末現在、17事業、予算総額1億7,856万円となっております。

専決の承認をお願いしております案件ですが、今回追加で支援を行っている事業の概要についてであります。

1として、生活応援券について、既に7月に村民に、また、住民税非課税世帯または住民税均等割のみの課税世帯及びひとり親世帯の方には、上乘せをして配布したところでございますが、生活用品、食料品の値上げが続いている現在の状況から、追加の支援といたしまして、全村民へ5,000円の地域消費券を11月末に送付したところでございます。

2といたしまして、農業を営む皆さんへは、高騰する農業用の生産資材などに対しまして、20万円を限度といたしまして、生産資材購入費の20%を支援させていただくことといたしました。

3として、商工業の皆さんへは、事業所の規模や売上高の減少によりまして、10万円から

20万円の支援を実施しております。

4といたしまして、温泉施設を運営する事業者の皆さんには、高騰する灯油購入の補助といたしまして、10万円または20万円の支援をしているところでございます。

コロナ対策、コロナとの共存に合わせて、エネルギー・物価高騰、暮らしに直結する厳しい状況であります。引き続き迅速に平等に、そしてきめ細かに対応を進めてまいります。

農作物につきましては、作柄は全般的にほぼ昨年並みを確保いたしました。

米につきましては、8月以降の日照不足等の影響を受け、長野県東信の作況指数は、97のやや不良となりました。

リンゴにつきましては、心配された着色の遅れが10月下旬からの低温により回復し、ほぼ順調に推移しました。りんごの木オーナー制度でも、品質・量両面において、ほぼ契約数量・品質を確保でき、今年は好評でした。

タチアカネにつきましては、増産に向け、生産者に御苦勞いただいておりますが、播種直後の7月下旬の降雨、8月以降の日照不足等により、やや不良となりました。味は例年に増しておいしいと、大法寺で開催されました第3回新そば奉納祭でも好評で、村内のそば屋さんは新そばを求める来客でにぎわいました。

今年のマツタケは、例年よりやや豊作でございました。道の駅あおきは大盛況で、報道で何回も取り上げられるなど、マツタケなら青木村が定着いたしました。マツタケのスライスが入ったまつたけ酒を道の駅で販売したところ、大好評であります。

11月24日付内閣府発表の月例経済報告では、景気は緩やかに持ち直しているとしております。

さて、予算編成の時期となりました。国の令和5年度予算は、経済財政運営の改革の基本方針2022及び経済財政運営の改革の基本方針2021に基づき、経済財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢を狭めることがあってはならないとしております。

年金・医療等につきましては、前年度当初予算額に、高齢化に伴ういわゆる自然増として5,600億円を加算した額の範囲内において要求する。地方交付税交付金等については、新経済・財政再生計画との整合性に留意しつつ要求する。新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策等を含めた重要政策については、必要に応じて重要政策推進枠や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行うとしております。

次に、県の令和5年度当初予算編成方針についてでございますが、現状として財源不足の拡大が危惧されている。県内の経済は、コロナ禍からの持ち直しの動きが続く一方で、物価

高騰や海外経済などの様々なリスク要因もあり、県税収入の動向が定かでないこと、高齢化等による社会保障関係費の増加や防災・減災対策の強化等に伴う県債残高の増加により、財政構造がより一層硬直化していること、新型コロナウイルス感染対策の見直しを踏まえた国の予算編成や地方財政対策の動向によっては、厳しい財政運営を強いられることが懸念されるとしております。

村では、これから来年度予算編成に入るわけですが、コロナ禍の影響を受け、大変厳しい中での作業となります。令和5年度は、第6次長期振興計画前期基本計画の2年目であり、笑顔あふれる村づくり計画の実現に全力で取り組んでまいります。

来年度も今年度に引き続き、コロナ禍の影響で、各種税金、使用料などの猶予申請もさらに増えることが予想されることから、歳入の落ち込みは避けられないと予想されます。最優先は、新型コロナウイルス感染症対策とこの痛みを受けた、また受けるであろう村民の皆さんへ公平・平等な対策を行うこととあります。

このような中、創意と工夫で最大の効果が得られるよう、職員の英知を結集して、元気で豊かな村づくり、日本一住みたい村づくりに取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、厳しい財政状況の中ではありますが、村民の皆さんが将来に夢を持てる先々を見通した施策をスピード感を持って、年々増えるであろう社会保障への対応を図りながら、単に金額だけでなく、内容が充実した予算編成を行ってまいります。

これらの現状を踏まえて、来年度当初予算への計上を予定し、その需要に対応してまいりたいと考えております。

次に、さきの9月定例会閉会后、本日までの主な行政等の報告をさせていただきます。

9月15日、高齢者祝賀事業による訪問を行いました。米寿35名、白寿4名、100歳2名、101歳1名、102歳2名、104歳1名、109歳1名の方々が、御長寿のお祝いの日を迎えられました。これからもお元気でお過ごしいただきたいと思っております。

9月17日、コロナ禍の中でしたが、小学校の運動会が行われました。昨年同様、保護者の参加を限定する中、工夫された種目で実施されました。5年・6年が連合で演じた旗を使った表現や義民太鼓が見事で、今年も運動会ができた喜びを感じることができました。

9月22日、23日に、中学校のこまゆみ祭が行われました。コロナ禍が続く中、ステージバックの作品を全生徒が制作するなど、みんなが盛り上げていこうとする狙いが随所に見られ、すばらしいこまゆみ祭を行うことができました。今年も中学3年生を中心にした義民太鼓の熱演が見事で、青木中学校の伝統がしっかり引き継がれていました。

9月30日、県事業における用地交渉等の共同実施協定を県と締結しました。県の道路事業などの用地交渉等を村民の皆さんと距離が近い役場職員も協力して行うことで、円滑な合意形成を図ります。

10月1日、保育園の運動会が行われました。感染防止に努めながら、内容を精選して行われました。年長さんが中心となって活躍しており、子供たちの成長の様子が分かりました。

10月11日、阿部知事が来村し、県民対話集会在青木村文化会館で開催されました。テーマは、国道143号青木バイパス整備促進を活用した村づくりで、参加された村民の皆さんは、それぞれの立場で早期完成への期待を述べられ、知事からは、完成年度は今申し上げられないが、皆さんの思いを強く受け止め、推進したいとのまとめの発言がありました。

10月9日、東急の日、五島慶太未来創造館で五島慶太翁肖像画除幕式を行いました。五島美術館より無償貸与されたもので、期限を設けず展示されます。

10月20日、東急株式会社の高橋社長に御来館をいただき、「T O K Y U百年絵巻」贈呈式を行いました。今後は東急グループ内で活用いただきます。

10月19日、20日には、小学校の6年生が3年ぶりに東京へ修学旅行に行ってきました。五島慶太未来創造館を舞台にして、東急との交流が年々深くなってきましたが、その御縁で、東急の野本会長さんや高橋社長さんがわざわざ出向いてくださり、挨拶や記念写真を一緒に取っていただきました。また、社長室の皆様にご丁寧に渋谷を案内していただき、予定よりも1時間も長く見学するなど、手厚い歓迎を受けて帰ってまいりました。子供たちは直接お礼状を書くなどしており、交流がますます盛んになってきています。

10月28日から30日は、青木村総合文化祭が行われました。今年は、様々な団体に発表を御案内したところ、15団体もの発表が行われました。コロナ禍ではありますが、皆さんそれぞれ工夫して練習をしており、発表の機会がとてうれしいとお話しされていました。

また、見学に来てくださる方も例年よりも人数が多く、改めて公民館活動や生涯学習の大切さを確認できました。太極拳や手話ダンスなどの発表を見て、応援・応募してくる方も増えているというお話もお聞きしております。

11月10日、タチアカネそばの収穫を祝い、生産者や製麺業者の皆さんなど関係者が出席し、大法寺でタチアカネ新そば奉納祭が行われました。播種時の降雨などの影響もありましたが、70ヘクタールで約30トンの収穫がありました。

11月19日は、信濃教育会が中心になりまして、信州“教育の日”が青木村文化会館で行われました。青木村の保小中一貫教育やインクルーシブ教育、中学校の文化祭での義民太鼓の

紹介、通学合宿を振り返った座談会がインターネットで配信され、現在でもユーチューブで誰でも見るできるようになっております。青木村の取組を全国に発信していただくことができました。

11月24日から29日まで、村内全12地区の要望を現地で確認させていただきました。今年は台風による被害はありませんでしたが、道路関係101か所、河川関係57か所や防犯灯等を合わせまして277か所の御要望をいただきました。

11月28日は、今年もまた商工会青年部により、ふるさと公園あおきに色とりどりのイルミネーションが点灯されました。年々華やかになっていく飾りつけは、青木村の冬の風物詩となっています。

11月30日、青木村保育園未満児保育室の増築工事の竣工式を行いました。年々増え続けます未満児入所に対応するため、未満児保育室の増築を行い、安心して過ごせる環境を整えました。小さな園児さんの皆さんが広い教室で伸び伸びと遊ぶ姿を見て、仕事冥利に尽きる思いでございました。

さて、12月も中旬となり、心せわしい時期となりました。今年の村の主な出来事を振り返ってみたいと思います。

1月より、竹内製作所青木工場の周辺整備工事が始まりました。村の産業拡大、雇用促進、移住促進など、地域活性化を目的として、岡石工業地に竹内製作所青木工場の建築が進められております。工場へのアクセス向上や歩行者の安全確保を図るため、国道143号に右折帯や信号機を設置する工事や村道の2車線化工事を行うとともに、国道及び村道に歩道を整備いたします。

1月26日から29日のコロナワクチン集団接種に合わせて、会場でマイナンバーカードの出張申請サポートを行いました。青木村のマイナンバーカード交付率は55%と大きく上昇しました。

3月26日、新生青木村65周年記念式典を行いました。浦里村当郷地区と合併してから65年となりました。大きく変わりつつある青木村のさらなる飛躍を誓いました。

4月1日、青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例が施行されました。災害防止や良好な自然環境等の保全の観点から、規制の強度を高めるとともに、住民の意向をより反映できる手続をするため、新たに条例を制定したものでございます。

5月13日、ラジコン草刈り機を活用したスマート農業実演会を実施しました。高齢化や担い手不足により課題のある山間地の畦畔の草刈りに対応するため、新たにラジコン草刈り機

を購入いたしました。

以上、まだまだコロナ禍は続いておりますが、様々な行事を感染防止に努めながら実施することができ、参加された多くの人たちに喜びや感動をもたらすことができました。

次に、今議会に上程いたしました令和4年度12月補正予算の概要について申し上げます。

まず、令和4年10月専決補正予算の概要についてでございますが、一般会計（第3号）専決補正予算は、歳入歳出それぞれ5,934万8,000円を追加いたしまして、総額を32億1,787万9,000円といたしました。緊急に対応を必要とするため、専決をさせていただきました。

令和4年10月専決補正予算における一般会計の主な事業は、以下のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、地方創生臨時交付金の2,754万8,000円の増、子育て世帯等臨時特別支援事業といたしまして2,550万円の増、生活困窮世帯緊急支援事業の630万円の増でございます。

次に、歳出についてであります。

生活応援券配布事業Ⅱで1,985万円の増、保育園未満児保育室増築工事の625万円の増、農家・商工業者及び温泉施設運営事業者への支援事業といたしまして1,005万円の増、生活困窮者世帯への緊急支援金、それから住民税所得割非課税世帯への450万円の増、価格高騰緊急支援給付金として2,350万円の増、それから、予備費から地方創生臨時交付金事業への充当を560万2,000円、これは減をいたしました。

次に、令和4年12月補正予算の概要について申し上げます。

今議会で議決をお願いしております一般会計（第4号）の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,398万9,000円を追加いたしまして、総額を32億5,186万8,000円といたします。

令和4年12月補正予算における一般会計の主な事業は、まず歳入についてでございますが、通信サービス800万円の増、新型コロナウイルスの国庫負担金753万6,000円の増、マイナンバーカードの補助金221万7,000円の増、保育士等の処遇改善交付金161万3,000円の増、新型コロナウイルスワクチンの国庫補助金293万3,000円の増、県議会議員選挙委託金206万8,000円の増、一般の寄附金2件で119万9,000円の増、前年度からの繰越金から1,060万6,000円の増、雑入といたしまして、移転補償費240万円の増でございます。

次に、歳出についてでございます。

情報電話の移転費用として447万9,000円、それから、マイナンバーカード券面プリンター一機218万円、県議会議員選挙費206万8,000円、フードバンク事業の拡大分として20万円、新型コロナウイルス感染予防接種事業の委託料といたしまして1,046万9,000円、松くい被

害の拡大防除事業として291万円、中学校でございますが、屋根の防水修繕、そしてオイルタンクの修繕工事といたしまして117万2,000円、図書館費といたしまして、駐車場の造成工事として1,048万3,000円でございます。

以上、補正予算の内容を説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明させていただきますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（金井とも子君） 村長の挨拶が終わりました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、片田総務企画課長より一括説明いただき、歳出については、担当課長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

1、令和4年度一般会計補正予算（第3号）。

令和4年12月7日提出、青木村長、北村政夫ということで、予算書を御覧ください。

令和4年度一般会計補正予算（第3号）。

令和4年度一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,934万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ32億1,787万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月21日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページを御覧ください。

歳入について御説明を申し上げます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、2,754万8,000円を追加し、1億7,435万3,000円とするもので、節1総務管理費補助金は、003地方創生臨時交付金と040原油価格・物価高騰対応分が国の交付区分の見直しにより、それぞれ増減をしてございます。041の2,659万8,000円は、重点支援分として新たに補正をさせていただきました。

目2民生費国庫補助金は、2,550万円を追加し、3,181万2,000円とするもので、節2児童福祉費補助金は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で2,350万円、同じく事務費で200万円が追加となりました。

款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金は、630万円を追加し、1,895万8,000円とするもので、節1社会福祉費補助金は、生活困窮世帯緊急支援事業補助金で450万円、同事務費で180万円が県から交付となりました。

続いて、次のページ、9ページ、10ページを御覧ください。

歳出については、担当課ごとに御説明を申し上げます。

総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目10地方創生臨時交付金事業費は、3,315万円を追加し、1億7,856万7,000円とするもので、節7報償費は、生活応援券配布事業に係るもので、先行して実施した分については実績により165万円の減、重点支援分の2回目の配布分として2,150万円、差引き1,985万円を追加いたしました。

節10需用費は、先行実施分のマスクなどの消耗品を実績により120万円減、抗原検査キット配布事業で40万円を追加し、差引き80万円の減となりました。

節11役務費の通信運搬費215万円は、生活応援券の発送に係る郵送料の増でございます。

節12委託料150万円の減は、事業の統合・見直しに伴う減額でございます。

節13使用料及び賃借料の50万円は、小中学校等活動円滑化支援事業で、小学校修学旅行に伴うバスの借り上げ料の増でございます。

節14工事請負費625万円は、保育園の増築工事に係る費用が資材高騰により増となっております。

節17備品購入費は、335万円の減、ラジコン草刈り機の購入で150万円、行政事務体制継続分散化事業で125万円、ワクチン円滑実施支援事業60万円が、それぞれ見込みより減となりました。

節18負担金補助及び交付金1,005万円は、001負担金で、修学旅行のキャンセル料が60万

円の減、002補助金は、老人センターの空調設備等の改修で115万円の増、地域消費券発行事業が実績により450万円の減で、差引き335万円の減、004支援金は、商工業者、農業者、温泉施設事業者への支援金として1,400万円となっております。

次のページ、款12予備費ですが、今回の補正に係ります一般財源分を予備費より充当させていただきます。

以上、報告第1号 令和4年度一般会計補正予算（第3号）について、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明いたしました。

○議長（金井とも子君） 続いて、小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目17生活困窮世帯緊急支援金を630万円追加し、増額630万円とするもので、節3職員手当と5万円の増は、事業実施に係ります職員の超過勤務手当、節10需用費10万円の増は、同じく事業実施に係ります封筒等の消耗品費、節11役務費15万円の増は、事業実施の郵送料及び口座振替手数料、節12委託料150万円の増は、電算システム委託料、節18負担金補助及び交付金450万円の増は、1人3万円の給付金の150人分となります。

項2児童福祉費、目10価格高騰緊急支援給付金を2,550万円追加し、増額2,550万円とするもので、節3職員手当等10万円の増は、事業実施に係ります職員の超過勤務手当、節10需用費15万円の増は、事業実施の封筒等の消耗品。

11、12ページをお願いいたします。

節11役務費25万円の増は、事業実施の郵送料及び口座振替手数料、節12委託金150万円の増は、電算システムの委託料、節18負担金補助及び交付金2,350万円の増は、1人5万円の給付金の470人分でございます。

以上、令和4年度一般会計補正予算の専決処分、住民福祉課分について御説明いたしました。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第4、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第1号について御説明申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

令和4年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

最終の6ページに改正概要をお示ししてございますので、御覧ください。

令和4年国の人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づき、国・県が実施します給与制度の見直しを踏まえ、当村におきましても民間の給与水準との均衡を維持しつつ実施するものでございます。

給料表は、令和4年4月より遡って県の給料表を適用し、期末勤勉手当については年間支給月数を4.30月分から4.40月分へ、0.10月分引き上げるものでございます。

再任用職員にあっては、期末勤勉手当の年間支給月数を2.25月から2.30月分へ、0.05月分引き上げるものでございます。

また、令和5年度からの支給分につきましては平準化し、6月・12月支給ともに、一般職員にあっては2.20月、年間では4.40月とし、再任用にあっては1.15月、年2.30月とするものでございます。

以上、議案第1号について御説明をいたしました。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第5、議案第2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

令和4年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

13ページ、14ページに概要説明をおつけしてございますので、御覧いただければと存じます。

地方公務員法の改正に伴いまして、国家公務員に準じて職員の定年を引き上げるため、改

正を行うものでございます。

少子高齢化が急速に進行し、若年労働人口の減少が続いている中で、複雑・高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員的能力及び経験を60歳以前と同様に本格的に活用することが不可欠となっています。

このような状況を踏まえ、定年年齢の引上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世帯の職員に知識・技術・経験等を継承しようとするものでございます。

改正内容につきましては、以下の4点となります。

まず、1つ目、定年の段階的な引上げでございます。令和5年から令和13年にかけて、職員の定年を60歳から65歳まで、下の表のように段階的に引き上げてまいります。

2番目としましては、役職定年制の導入でございます。組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持するため、管理監督職の職員については、原則として60歳に達した日以降、最初の4月1日までに、管理監督職以外の職に降任させる役職定年制を導入いたします。

ただし、次に掲げる場合には、特定日、今の最初の4月1日以降も引き続き管理職として任用することを可能としています。

アとしましては、職務の遂行上、特別の事情がある場合や職務の特殊性により、そのポストの欠員の補充が困難である場合、特定日以後も、もともと就いていた管理職に引き続き留任させることが可能となっております。最長3年間でございます。

イとしましては、特定の管理監督職グループ、職務の内容が相互に類似する複数の管理職で、職員の年齢構成、その他これらの欠員を容易に補充することができない特別な事情がある者に属する管理職を占める場合、もともと就いていた管理職に引き続き留任させるか、同一グループに属する他の管理職に降任または転任することが可能としております。

3つ目としましては、定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。定年年齢の引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中で、60歳以上の職員について、健康上や人生設計上の理由等による多様な働き方を可能とするニーズに対応するため、60歳に到達した日以後、引き上げられた定年前に退職した職員について、本人の意向を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員として、短時間勤務の職に採用するものでございます。この場合の任期は、引上げ後の定年年齢の年度末までとなります。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用短時間勤務職員と同様となります。

また、現行の再任用職員制度については廃止となりますが、令和13年度末の定年年齢の段階的な引上げ完了時まで、暫定再任用職員制度に移行して残ることとなります。

4番目は、情報提供・意思確認制度の新設でございます。任命権者は当分の間、職員の60歳到達日が属する年度の前の年度に、60歳到達日以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供するものとし、職員の60歳到達日の翌日以降の勤務の意思を確認するよう努めるものとするとしてあります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日となっております。

以上、議案第2号について御説明をいたしました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第6、議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）。

令和4年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

こちら最後のページ、8ページになりますが、概要説明がございますので、御覧ください。

職員の定年引上げの制度を整えるための地方公務員法等の一部改正に伴い、関係する条例の整備を行うため、制定するものでございます。

関係条例は8本となります。

第1条では、青木村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正といたしまして、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、規定の整備を行うものでございます。

第2条では、職員の懲戒に関する条例の一部改正で、減給において減ずる額の基礎となる給与月額が発令の日に受けるものとする等の規定を整備するものでございます。

第3条、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正で、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、規定の整備を行うものでございます。

第4条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、定年前再任用短時間勤務制の導入

に伴う規定及び管理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員に係る規定を整備するものでございます。

第5条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定及び定年引上げ後の60歳を超える職員の給与月額を7割水準とする規定の整備をするものでございます。

第6条では、職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、規定を整備するものでございます。

第7条、職員の分限に関する条例の一部改正では、給与月額7割措置を条例による降給事由とする規定を整備するものでございます。

第8条では、職員の再任用に関する条例の廃止といたしまして、現行の再任用制度を廃止するものとなっております。

施行期日は令和5年4月1日からとなります。

以上、議案第3号について御説明いたしました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第7、議案第4号 青木村個人情報保護法施行条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第4号 青木村個人情報保護法施行条例（案）。

令和4年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

こちら、最終の3ページ目に概要説明がございますので、御覧いただければと存じます。

まず初めに、1としまして、条例制定の背景でございますが、個人情報の取扱いにつきましては従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、民間事業者についての規律が当該対象ごとに分かれていたところでございますが、個人情報の保護に関する法律の改正を受け、当該改正法により、一律に規制されることとなりました。

しかし、一部条例に委任する事項等があり、改正法の施行条例を定める必要があるため、現行の個人情報保護条例を廃止した上で、青木村個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

2としまして、条例で規定する事項でございます。

まず、1番目、開示請求における手数料についてでございますが、国においては改正法の政令により、開示請求1件当たり300円の手数料を徴収することとされていますが、地方公共団体に対し開示請求をする場合については、手数料額を当該地方公共団体の条例で定めることとされております。

本村におきましては、現行の条例では手数料を無料としておりまして、写しの交付に係るコピー代等を請求者の実費負担としておりますので、引き続き同様の取扱いをするように規定をするものでございます。

2番目としまして、諮問機関の設置についてでございます。

地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができます。

本村においては、青木村情報公開条例及び現行の個人情報保護条例において、諮問機関として青木村情報公開・個人情報保護審査会が設置されておりますので、この審査会に対し諮問するよう、ここで規定をするものでございます。

施行日につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に係る法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日となっております。地方公共団体においては、令和5年4月1日ということになります。

以上、議案第4号について御説明を申し上げます。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第8、議案第5号 青木村情報公開・個人情報保護審査会条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第5号 青木村情報公開・個人情報保護審査会条例（案）。

令和4年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

おめくりいただいて、2ページ目の下段に概要説明がございます。

先ほどの議案とも関連をしておりますが、個人情報保護法施行条例の施行に伴い、現在、青木村情報公開・個人情報保護審査会について、所掌事項が追加されることを受けまして、設置の根拠や所掌事務を規定するため、新たに条例を制定するものでございます。

この審査会については、これまで青木村情報公開条例の中で、第12条に規定をされておりましたけれども、今回新たに条例を整備するに当たりまして、情報公開条例の第12条については削除となります。

以上、議案第5号について御説明をいたしました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第9、議案第6号 青木村公園条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第6号 青木村公園条例の一部を改正する条例（案）。

令和4年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

青木村公園条例の一部を改正する条例。

青木村公園条例の一部を次のように改正するということで、14条中、青木村個人情報保護条例を個人情報の保護に関する法律に改めるということでございまして、個人情報の管理について、現行の個人情報保護条例の廃止に伴いまして、法律に基づく管理とするよう改正をするものでございます。

以上、議案第6号について御説明いたしました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第10、議案第7号 青木村印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第7号について御説明申し上げます。

青木村印鑑条例の一部を改正する条例（案）。

令和4年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

最終ページでございます概要書を御覧ください。

改正の理由といたしましては、個人番号カードを使用し、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定を定めることに伴い、条例の一部改正等を行うものでございます。

2番の改正の概要ですが、令和5年4月より、コンビニエンスストアで印鑑登録証明書、住民票、税証明の交付が可能になることから、自身でコンビニエンスストアに設置されている多機能端末に個人番号カードを使用して、必要事項を入力することで、印鑑登録証明書の交付を受けることができるように条例改正を行うものでございます。

なお、現行の条例の規定によりますと、印鑑登録証明書の交付を受ける場合には、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて行わなければならないという規定になっているものでございます。

以上、議案第7号について御説明申し上げます。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第11、議案第8号 上田地域広域連合規約の変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第8号 上田地域広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第1項本文の規定により、上田地域広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いいたします。

まず、提案の趣旨でございますけれども、現在、上田地域広域連合では、令和5年度から令和9年度までを計画期間とします次期上田地域広域連合広域計画の策定作業が行われてお

ります。

これまで、構成市町村による現計画の検証及び広域計画素案の策定、住民代表により組織された広域計画策定委員会での素案の審議、それからパブリックコメントの実施、広域計画策定委員会からの答申を経て、10月の正副連合長会において広域計画の案の協議が行われたところでございますが、次期広域計画の策定に伴い、広域計画の項目について規定しております広域連合規約について変更が必要となってきました。

また、斎場の利用区域の見直しについて、組織市町村による斎場市町村担当課長担当者会議による見直しに係る素案の作成、住民代表により組織された斎場利用検討委員会での審議、パブリックコメントの実施、斎場利用検討委員会からの答申を得て、10月の正副連合長会において見直し案が決定されたところでございます。

斎場の利用区域の廃止に伴いまして、大星斎場と依田窪斎場に係る市町村の区域と負担割合を統一するため、広域連合規約の変更が併せて必要となりました。

広域連合規約の変更内容について申し上げますが、広域計画の項目を規定する第5条第12号において、項目名を「病院群輪番制病院に係る補助事業に関すること」から「地域医療対策事業に関すること」に改めます。

上小医療圏内での2次救急医療の完結に向けては、地域医療対策に関する事業の一元化が必要であるということから、現広域計画の項目、調査研究に関すること、ふるさと基金事業に関すること、病院群輪番制病院に係る補助事業に関することのうち、地域医療対策に係る部分を分離・統合するとともに、事業項目名を改め、広域計画の中に明確に位置づけることとしたものでございます。

なお、広域連合の処理する事務には変更がございませんことから、規約第4号で規定している広域連合の処理する事務については変更はございません。

次に、別表中16の斎場の設置、管理及び運営の大星斎場及び依田窪斎場の市町村欄を上田市、東御市、青木村、長和町に改め、依田窪斎場の負担割合の欄の建設費を削除し、管理運営費の均等割20%、人口割80%を人口割100%に改めるものでございます。

こちらについては、斎場利用者の利便性の向上並びに依田窪斎場に比べて稼働率が高い大星斎場の負担軽減及び老朽化が進む同斎場の延命化を図るため、現行の利用区域の廃止に伴い、両斎場の負担割合を人口割100%に統一をいたします。

なお、依田窪斎場に係る建設費の負担割合については削除し、今後の建て替えや大規模改修の際に改めて協議・決定することとします。

最後に、附則でございますが、この規約は令和5年4月1日から施行したいということでございます。

以上、議案第8号について御説明を申し上げます。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第12、議案第9号 東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第9号 東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更について。

地方自治法第290条の規定により、令和5年4月1日をもって東北信市町村交通災害共済事務組合理約に定める事務所の位置を変更するため、別紙のとおり東北信市町村交通災害共済事務組合理約の一部を変更することについて議決を求める。

令和4年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

東北信市町村交通災害共済事務組合理約の一部を改正する規約。

東北信市町村交通災害共済事務組合理約の一部を次のように変更する。

第4条中「長野市」を「東御市」に改める。

この規約は、令和5年4月1日から施行するというごさいます、下段に提案理由がございますけれども、組合の事務所の位置を長野市から東御市に変更するというごさいます、規約を改正するため、協議をさせていただくというごさいます。

今の事務局長さんが長野市近郊にお住まいなんです、ここで御退任になるということと、最近は交通事故が大分減少してきているということの中で、見舞金の請求がかなり減ってきているという中で、この辺の見舞金の支給額を事務費が上回ってくるような状況が起こってきている、起こりかねないというようなことの中で、一番はそういった経費の削減を目的としていること、それから、事務員が長野市にお一人、事務局長と一緒にいらっしゃるわけなんです、その方は東御市の在住というようなことで、東御市の役場の中で事務局を受けていただくことで、経費の節減になったり、通勤費等の支出も必要がなくなってくる

というようなことの中で、このたび、事務所の位置を東御市のほうに移動するというごさいます。

以上、議案第9号について御説明申し上げました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第13、議案第10号 令和4年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、総務企画課長より説明をいただき、歳出については、教育長、各担当課長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第10号について御説明申し上げます。

令和4年度青木村一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度青木村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,398万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,186万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページを御覧ください。

2、歳入について御説明を申し上げます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目3衛生費負担金、目4土木費負担金は、それぞれ水道職員、下水道職員の人件費に係る特別会計からの負担金で、人事院勧告等により増となったものでございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、300万円を追加し、3,928万7,000円とするもので、情報センターに係る通信サービス、放送サービス利用料で230万円、光ケーブル使用料で70万円が、それぞれ見込みより増となりました。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金は、753万6,000円を追加し、

1,604万8,000円とするもので、節1保健衛生費負担金は、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る国の負担金で、60歳以上等の5回目と12歳以上の4回目の接種費用が追加となりました。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、221万7,000円を追加し、1億7,657万円とするもので、節6マイナンバーカード交付事務費補助金で、ノベルティグッズや券面プリンターの導入に対して交付されるものでございます。

目2民生費国庫補助金は、161万3,000円を追加し、3,342万5,000円とするもので、節1社会福祉費補助金14万2,000円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る補助金となります。

節2児童福祉費補助金147万1,000円は、保育士等処遇改善臨時特例交付金で、保育園、児童センター職員の処遇改善に対する補助金となっております。

目3衛生費国庫補助金は、293万3,000円を追加し、1,681万4,000円とするもので、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、ワクチンの追加接種費用に係る事務的な経費に対する補助金となっております。

款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金は、206万8,000円を追加し、1,624万5,000円とするもので、こちらは4月9日執行予定の長野県議会議員選挙に係る委託金として交付されるものでございます。

続いて、款17項1寄附金、目1一般寄附金は、119万9,000円を追加し、1,433万1,000円とするもので、青木運輸倉庫株式会社様から70万円、有限会社五味物産様から50万円、合わせて120万円の御寄附がありましたので、補正をお願いするものでございます。

款19項1目1繰越金は、1,060万6,000円を追加し、1億5,517万5,000円とするもので、前年度繰越金が見込みより増でございます。

続いて、款20諸収入、項4、次のページにまいりまして、目1雑入でございますが、240万円を追加し、3,195万2,000円とするもので、当郷地区道路改良に伴う情報電話の光ケーブル、また電柱等の移設補償費となっております。

続いて、11、12ページ、次のページをお願いいたします。

3、歳出については、担当課ごとに御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、630万4,000円を減額し、1億9,090万3,000円とするもので、節2給料から節4共済費まで、こちらはいずれも人事異動、人勸等による増減でありますので、説明のほうは省略させていた

できます。

節12委託料50万4,000円は、電算処理委託料として、職員の定年年齢引上げに対応するため、システムの改修費で20万7,000円、それから、文書等処理委託料29万7,000円は、機密文書の溶解処理に係る費用をお願いするものでございます。

次のページへまいりまして、目5財産管理費は、95万3,000円を追加し、6,488万6,000円とするもので、節10の需用費の修繕料でございますが、役場庁舎保健センターの点検によりまして不具合が見つかりました消防設備の修繕に係る費用をここでお願いするものでございます。

続いて、目6企画費につきましては、地域おこし協力隊に係る人件費の減でございます。

目8情報通信サービス事業費は、594万5,000円を追加し、5,083万8,000円とするもので、節12委託料447万9,000円は、県の道路改良に伴うものが244万2,000円、N T Tの電柱移転に伴うものが203万7,000円となっております。

目9地方創生プロジェクト事業費は、補正額の増減はございませんけれども、節間で増減の処理を行っております。

節7報償費20万円は、東急との交流が盛んになってきておりますので、お土産等をはじめとする報償費を計上いたしました。

次のページへまいりまして、節10需用費の印刷製本費20万円は、企画展のチラシ、ポスター等の印刷に係る費用を、当初一括で委託料の中で計上してございましたけれども、委託料を減額し、こちらで計上させていただきました。

節12委託料250万円の減は、しぶそばでの提供用と東急ストアで販売する乾麺の製麺委託料を見込んでおりましたが、玄そばを提供して、東急サイドで製麺を行っていきこととなりましたので、委託料を減額して、節15の原材料費に振替をさせていただくものでございます。

続いて、項2村営バス運行管理費、目1の運行管理費は、運転士の人件費に係る補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

次のページ、17、18ページでございますが、項5選挙費、目7県議会議員選挙費は、新たに206万8,000円を追加するもので、4月9日に執行予定の県議会議員選挙に係るポスター掲示板ですとか入場券の発送費用、電算委託等、令和4年度中における準備費用を計上させていただきました。

続いて、39ページ以降に特別職と一般職の給与明細書をおつけしてございますが、今回の人事異動ですとか人勸に係る数値を反映させたものとなりますので、説明は省略をさせてい

たきます。

以上、議案第10号 令和4年度一般会計補正予算（第4号）について、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明いたしました。

○議長（金井とも子君） 奈良本税務会計課長、お願いいたします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、税務会計課関係について御説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費770万9,000円を追加し、1,428万9,000円とするもので、節2給料から次の13ページの節4共済費までにつきましては、人事異動及び人事院勧告等による補正を行うものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

項3徴税费、目1税務総務費95万6,000円を減額し、2,515万8,000円とするもので、こちらも節2給料から節4共済費までの人件費について、人事異動及び人事院勧告による補正を行うものでございます。

続きまして、目2賦課徴収費74万8,000円を追加し、3,826万円とするもので、節10需用費では、来年度から運用が開始されます地方税共通納税システムの対象税目の拡大に伴うQRコード付納付書等のテスト帳票に係る印刷製本費55万3,000円と、節12委託料で、同じく地方税共通納税システムQRコード対応に係るシステム導入経費19万5,000円を増額するもので、見込みより増となったものでございます。

以上、税務会計課関係の歳出補正予算について御説明を申し上げました。

○議長（金井とも子君） 続いて、小根沢住民福祉課長、お願いいたします。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

15、16ページをお願いいたします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費を474万5,000円減額し、3,110万8,000円とするもので、節2給料、節3職員手当。

続きまして、17、18ページをお願いいたします。

節4共済費、それぞれの減は、人事異動等に伴うものでございます。

以下、各科目の人件費につきましては説明は省略させていただきます。

目2マイナンバーカード交付事務費を221万7,000円追加し、301万9,000円とするもので、節10需用費3万7,000円の増は、マイナンバーカード交付に係るノベルティグッズの購入

による増、節17備品購入費218万円の増は、マイナンバーカードの券面に印刷を行うためのプリンターの購入による増でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費を106万6,000円減額し、7,434万1,000円とするものでございます。

19、20ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金20万円の増は、社会福祉協議会へのフードバンク事業拡大に伴う負担金の増でございます。

目2障害者福祉費を15万3,000円追加し、1億4,773万4,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料15万3,000円の増は、令和3年度障害者医療費の確定に伴う国庫負担金の返納金の増によるものでございます。

目3老人福祉費を16万5,000円追加し、2億5,111万8,000円とするもので、節27繰出金16万5,000円の増は、介護報酬会計に伴うシステム改修分の介護保険特別会計への繰出金の増でございます。

目4地域包括支援センター費を16万7,000円追加し、2,767万3,000円とするもので、節1報酬の17万3,000円の減は、会計年度任用職員の報酬の減、節18負担金補助及び交付金3万8,000円の増は、認知症地域支援推進員研修負担金の増によるものでございます。

21、22ページを御覧ください。

項2児童福祉費、目6子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費を50万円追加し、同額の50万円とするもので、節22償還金利子及び割引料50万円の増は、令和3年度事業費確定に伴う国庫負担金返納金の増でございます。

続きまして、23、24ページを御覧ください。

目8子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は、補正による増減はございませんが、節11役務費内に手数料1万4,000円を計上し、通信運搬費から振り替えるものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費を39万3,000円追加し、6,214万9,000円とするもので、節1報酬83万1,000円の減は、会計年度任用職員の報酬の減によるもの、節8旅費8万4,000円の減は、見込みよりの減、節12委託料28万6,000円の増は、健康管理システム委託料の増によるものでございます。

目4新型コロナウイルス予防接種事業費を1,046万9,000円追加し、2,618万3,000円とするもので、節1報酬148万円の増は、会計年度任用職員の報酬の増、節8旅費2万1,000円の増は、見込みよりの増、節10需用費31万円の増は、集団接種会場において使用する消耗

品の増、節11役務費53万円の増は、集団接種を行うための郵送料等の増、節12委託料767万4,000円の増は、オミクロン株対応接種に対応する電算システムの改修費用、接種委託費の増。

続きまして、25、26ページをお願いいたします。

節13材料及び賃借料4万2,000円の増は、集団接種会場で使用する手すり、スロープ等の賃借料の増、節17備品購入費41万2,000円の増は、集団接種会場での備品購入費の増によるものでございます。

以上、住民福祉課関係の補正予算を御説明いたしました。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長、お願いいたします。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

建設農林課関係における節2給料から節4共済費までは、人事院勧告等によるものでございますので、説明を省略させていただきます。

25ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費19万3,000円を減額し、3,227万5,000円とするものでございます。

節1報酬142万9,000円並びに27ページの節8旅費5万1,000円につきましては、パートタイムの会計年度任用職員1名分について、見込みより増でございます。

27ページをお願いいたします。

目8国土調査費90万5,000円を追加し、2,134万2,000円とするものでございます。

節12委託料30万8,000円の地籍事務維持管理システム保守管理委託料につきましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災より前に村内で実施しました地籍調査分につきまして、地震による地殻変動でずれた座標を補正するためのパラメーター変換業務委託を行うもので、見込みより増でございます。

項2林業費、目2林業振興費291万円を追加し、7,034万3,000円とするものでございます。

節12委託料291万円につきましては、森林環境譲与税を活用した松くい被害拡大防止事業の秋駆除追加発注を行うもので、見込みより増として計上させていただきました。

以上、建設農林課関係の補正予算を御説明申し上げます。

○議長（金井とも子君） 続いて、小林商工観光移住課長、お願いします。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

給与関係の人件費等につきましては、先ほどの課と同様の理由により、省略をさせていただきます。

29ページ、30ページを御覧ください。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費15万円を追加し、3,069万3,000円とするものでございます。節18負担金補助及び交付金15万円は、受注拡大事業補助金の村内商工業者の申請件数の増によるものです。

目3観光費29万2,000円を追加し、1,491万円とするものです。節10需用費28万6,000円は、夫神登山道の路肩補修、十観山山頂トイレの外壁塗装、排気ファンの取替え工事費を計上しております。節18負担金補助及び交付金6,000円は、国民保養温泉地協議会総会参加費負担金の増によるものです。

目4昆虫資料館費は、人事異動等によるものです。

目5移住・定住促進費9万円を追加し、2,094万3,000円とするものです。

節10需要費消耗品費10万円は、移住相談会で使用する垂れ幕等ブース装飾用品、PR用品代を計上しております。

以上、商工観光移住課関係の補正予算を御説明いたしました。

○議長（金井とも子君） 続いて、成沢保育園長、お願いします。

成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明いたします。

19ページから22ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費130万4,000円を追加して、1億4,561万3,000円とするものです。節01報酬から節04共済費については、人勧による人件費関係の増減によるものです。

21、22ページを御覧ください。

節10需用費の50万円は、老朽化のため順次交換してきたファンヒーターになりますが、最後の1台分となっています。

節12委託料の中の遊具点検委託料5万5,000円は、園庭遊具の定期点検費用となっています。こちらは、従来2年に一度行ってきましたが、議会質問より見直しをさせていただき、毎年点検といたしました。本年度は予算がなかったものになります。

同じく節12委託料の中の例規整備支援業務委託料13万2,000円については、規則等の新規及び改正となっております。内容としては、保育所条例施行規則の改正について、保育の認

定及び利用等に関する規則の制定、延長保育に関する規則の制定、一時保育に関する規則の制定などを行いました。

以上、保育園関係の補正予算について御説明申し上げます。

○議長（金井とも子君） 続いて、沓掛教育長、お願いいたします。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

21ページをお開きください。

款3民生費、項2児童福祉費、目5児童福祉施設費でございますが、54万円を増額して、1,601万1,000円といたしました。節2給料、節3職員手当等、節4共済費の増は、処遇改善等による人件費の補正でございます。

次に、31ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費ですが、131万7,000円を減額して、4,002万1,000円といたしました。主な要因は、32ページの節1報酬の増と節2給料の減によるものです。これは、昨年まで常勤であったICT支援員が、今年度はパートタイムの勤務体制に変更したものです。本人からの申請もあり、パートの勤務にしても十分な支援体制が取れることが分かりましたので、勤務形態を変更したところでございます。

そのほかは、人事異動及び人勧等による増減でございます。

33ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費でございますが、151万8,000円を減額して、合計6,798万4,000円といたしました。節1報酬、節2給料、節3職員手当等の減は、勤務の実態が見込みより減になったものでございます。

35ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費ですが、121万5,000円を増額して、合計5,866万1,000円といたしました。節2給料の減は、村費の先生が半年間見つからなかったための減額です。10月からは、若い体育担当の教員を配置することができました。

節10需用費の増は、管理棟の屋上の防水工事とオイルタンクの修繕に係る費用であります。

続いて、項4社会教育費、目3文化会館費は5万1,000円の減で、職員手当等が見込みより減になったものであります。

目3美術館費ですが、66万7,000円の増で、これは人事異動及び人勧等による増でございます。

続いて、目7図書館費ですが、482万5,000円を増額して、2,894万5,000円といたしまし

た。節2給料と38ページの節3職員手当の減、節4共済費の減は、人事異動によるものでございます。また、節14工事請負費として、1,048万3,000円を計上してございます。これは、図書館の反対側で、保育園の西側に当たる約760平方メートルの土地を駐車場にする工事費用であります。全面舗装を行いまして、周りをフェンスで囲むようにして安全に配慮いたします。合計25台が止められる駐車場になります。保育園の先生方や保護者の皆様、図書館、未来創造館に来られた方など、周辺の公共施設に来られた方や文化会館での大きなイベントのときなど、多くの方に使っていただくことができるようになります。

最後に、目10五島慶太未来創造館ですが、87万5,000円を減額いたしました。これは、1名の職員が体調不良でお休みを取っていたための減額になります。現在は体調が戻り、復帰しております。

教育費は以上でございます。

○議長（金井とも子君） これより10分間の休憩といたします。

再開は10時45分を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第14、議案第11号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第11号について御説明いたします。

令和4年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,000万9,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2歳入。

款5 県支出金、項1 県負担金及び補助金、目1 保険給付費交付金を16万5,000円追加し、4億3,838万3,000円とするもので、節2 保険給付費交付金16万5,000円の増は、特別調整交付金の増によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3歳出。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費を16万5,000円追加し、252万8,000円とするもので、節12委託料16万5,000円の増は、未就学児均等割軽減に伴う電算システム改修による増でございます。

款4 保健事業費、項3 ヘルスアップ事業費、目1 生活習慣病予防対策費は、補正による増減はございませんが、節7 報償費に健康づくり講演会講師謝礼として3万円を計上し、節1 報酬費から同額を振り替えるものでございます。

目2 生活習慣病等重症化予防対策費も、補正による増減はございませんが、節13使用料及び賃借料に健康診断時の段差解消用具について2万4,000円を計上し、同額を節1 報酬費から振り替えるものでございます。

以上、青木村国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたしました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第15、議案第12号 令和4年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第12号について御説明いたします。

令和4年度青木村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度青木村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,077万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2歳入。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金を16万5,000円追加し、2,100万2,000円とするもので、節1事務費等繰入金16万5,000円の増は、介護報酬改定に伴うシステム改修費の一般会計からの繰入金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3歳出。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費を16万5,000円追加し、271万4,000円とするもので、節12委託料16万5,000円の増は、介護報酬改定に伴うシステム改修費による増でございます。

以上、令和4年度青木村介護保険特別会計補正予算について御説明いたしました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第16、議案第13号 令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、議案第13号について御説明申し上げます。

令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度青木村簡易水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款水道事業費用、第1項営業費用24万7,000円を追加し、1億6,328万8,000円とするものです。

第3条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額42,330千円は、損益勘定留保資金33,781千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,549千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額34,768千円は、損益勘定留保資金26,219千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,549千円で補填するものとする。」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、第2項負担金及び分担金756万2,000円を追加し、757万2,000円とするものです。

令和4年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

2ページをお願いいたします。

令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算の内訳書になります。

収益的支出。

款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費、節31負担金24万7,000円につきましては、人事院勧告等に伴う人件費について、見込みより増でございます。

資本的収入。

款1資本的収入、項2負担金及び分担金、目1負担金等、節1工事負担金756万2,000円につきましては、国道153号歩道設置に伴う排水管敷設工事に係る県からの負担金収入として計上いたしました。

以上、議案第13号について御説明申し上げます。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第17、議案第14号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、議案第14号について御説明申し上げます。

令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用246万円を追加し、1億9,600万2,000円とするものです。

令和4年12月7日提出、青木村長、北村政夫。

2ページをお願いいたします。

令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算の内訳書になります。

収益的支出。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目2処理場費、節13光熱水費190万円につきましては、電気料金の値上がりによる増、節17委託料39万円につきましては、夏場の急激な水温上昇に伴い、水質を安定させるため、通常よりも脱水汚泥処理量を多くしたことによる増、目3総係費、節31負担金17万円につきましては、人事院勧告等に伴う人件費について、見込みより増でございます。

以上、議案第14号について御説明申し上げます。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（金井とも子君） 日程第18、陳情第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書についてを議題とし、片田事務局長より説明をお願いします。

片田事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、陳情書の朗読をもって説明とさせていただきます。

2022年11月10日、青木村議会議長、金井とも子様。

長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林吟子。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書。

陳情趣旨。

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間勤務や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

陳情項目。

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。

2. 医療や介護現場における「夜勤交代制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。

①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。

②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。

4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、陳情第1号について御説明いたしました。

○議長（金井とも子君） ただいま説明のありました陳情第1号の取扱いについては、さきの議会運営委員会でも審議いただきましたが、所所の委員会に付託したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認め、陳情第1号は委員会付託とすることに決定いたしました。

なお、本件は事件の性質から、社会文教委員会に付託することとしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認め、陳情第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書については、社会文教委員会に付託いたします。

◎社会福祉協議会会計補正予算の報告

○議長（金井とも子君） 続きまして、議案にはありませんが、令和4年度青木村社会福祉協議会会計補正予算について報告をいただきます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和4年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第2号）。

令和4年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,262万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出、青木村社会福祉協議会長、清水よし江。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2歳入。

款1補助金、項1村補助金、目1村補助金を20万円追加し、587万5,000円とするもので、節1村補助金20万円の増は、フードバンク食料支援事業に係る村補助金の増によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出

款2事務費、項1援護費、目1援護費を20万円追加し、122万5,000円にするもので、節19扶助費20万円の増は、フードバンク食料支援事業の増によるものでございます。

以上、令和4年度青木村社会福祉協議会会計補正予算について御説明いたしました。

◎散会の宣告

○議長（金井とも子君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、議員の皆さんは、この後、全員協議会を開きますので、議員控室へ御移動ください。

全協は11時15分から開会しますので、よろしくをお願いいたします。

散会 午前11時04分

令和 4 年 1 2 月 9 日（金曜日）

（第 2 号）

令和4年第4回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和4年12月9日(金曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員(10名)

1番	松本 淳英君	2番	塩澤 敏樹君
3番	平林 幸一君	4番	宮入 隆通君
5番	坂井 弘君	6番	松澤 正登君
7番	金井 とも子君	8番	宮下 壽章君
9番	沓掛 計三君	10番	居鶴 貞美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北村 政夫君	教 育 長	沓掛 英明君
参事兼 総務企画課長	片田 幸男君	商工観光移住 課 長	小林 利行君
住民福祉課長	小根沢 義行君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管 理 監	奈良本 安秀君
建設農林課長	稲垣 和美君	教育次長兼 公民館 長	宮下 剛男君
保 育 園 長	成沢 亮子君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター 長	高柳 則男君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原 博信君	建設農林課 課長補佐兼 建設防 災危機 管 理 監	小林 義昌君
総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩澤 和宏君	総務企画課 企画財政係 長	金井 大介君

住民福祉課
課長補佐兼
住民福祉係長

依田哲也君

総務企画課
課長補佐兼
総務係長

小林宏記君

事務局職員出席者

事務局長

片田幸男

事務局員

小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（金井とも子君） おはようございます。

◎議事日程の報告

○議長（金井とも子君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の一般質問には、村民の皆様の傍聴もいただいております。御苦労さまでございます。

本日は、令和4年第4回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。9人の議員が一般質問を行い、終了後、散会といたします。

◎一般質問

○議長（金井とも子君） 質疑の方法は、質問者の希望により、一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。コロナ禍の状況を踏まえ、特に時間短縮はいたしません。質問・答弁とも簡潔明瞭に行い、円滑な進行に努めていただきますようお願いいたします。質問時間は40分を超えることはできませんので、ご承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

◇ 平 林 幸 一 君

○議長（金井とも子君） 3番、平林幸一議員。

〔3番 平林幸一君 登壇〕

○3番（平林幸一君） おはようございます。議席番号3番、平林幸一です。

議長のお許しをいただきましたので、私はさきに通告をいたしました大項目の2点について、各項目ごと小項目を質問してまいります。御回答をお願いいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の第8波により、長野県は11月14日に医療非常事態宣言を全県に発出をし、上田圏域も警戒レベル5となり、医療の逼迫状態が続いています。いまだに終息のめどが立たない新型コロナウイルス感染症に対応するため、長期にわたり最前線で御尽力いただいている医療従事者の皆様、感染症拡大防止の対策の先頭に立ち奮闘されております、村長はじめ執行部の皆様、また御協力いただいている青木村の全事業所の皆様に対し、心より敬意と感謝を申し上げます。

それでは、大項目1のカーボンニュートラルの実現に向けた取組について質問してまいります。

2015年9月国連サミット加盟国全会一致で採択されたのが、世界を変革する持続可能な開発のための2030アジェンダです。2030アジェンダとは、2030年までに成し遂げるべき人と地球に関する行動指針であります。その中核を担うのが、持続可能な開発目標・SDGsの取組です。コロナ禍でも、地球規模での環境という取組は大きなキーワードとなっています。

そして、その年の2015年12月、フランス・パリで開催されたCOP21の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議で、世界約200か国が合意して成立したのが、2050年までの脱炭素化です。この動きは国や自治体にとどまらず、企業や事業者、国民と関係する全ての取組として動き出しています。さらに、グローバルに展開している企業もある我が村にとっては、カーボンニュートラルの取組は、将来の雇用や暮らしに直結する最重要課題として捉えなければならないと考えています。

長野県では、2019年に全国の都道府県に先駆けて気候非常事態宣言をし、2050ゼロカーボンへの決意表明をし、積極的な取組を行っています。青木村も、第6次青木村長期振興計画により、ゼロカーボンに向け、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す具体的な取組を進めている段階です。そこで、カーボンニュートラルの実現に向けた取組について、以下小項目で質問いたします。

小項目1としまして、公共施設のZEB化、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングについて質問いたします。地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に生かし、利活用を積極的に進めることでエネルギーの地産地消を図ることが重要です。ZEB化とはネッ

ト・ゼロ・エネルギー・ビルディングのことで、快適な室内環境を実現しながら高断熱や高効率な省エネ設備を設置し、消費電力を減らす。つまり使うエネルギーを減らし、と同時に、使う電力は再生可能エネルギー設備等の導入により、つまり創エネ、つくるエネですけれど、によって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味ネットでゼロにするという、従来の建物より大幅にエネルギー消費を減らした環境性能が優れた建物を言います。

新築建築物及び既存建築物のZEB化を普及させることが、脱炭素社会実現に向けて必要不可欠なものだと認識しています。そこで、今年及び今後の公共施設のZEB化として、高断熱や高効率な省エネ設備の設置の省エネと、屋根、駐車場等に再生可能エネルギー設備の太陽光発電設備を設置する創エネを展開、推進すべきと考えます。この公共施設に向けたZEB化取組について、村の考えと計画についてお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。よろしく願いいたします。

御質問いただきました件ですが、今年も世界各地で異常気象が多発いたしまして、水害など多くの人たちが犠牲になりました。また、加えてウクライナ・ロシアの戦争もございしますが、今、食料危機に、世界中では数百万の単位の人たちが影響を受けているとのことでございます。その主な原因は、ただいま御質問ありましたような異常気象で、その解決には、御質問のカーボンニュートラルの実現は、待ったなしの状況であると思っております。

私どもの村の公共施設の太陽光発電量は、今小学校・中学校の体育館や図書館などでやっておりますことと、災害時にも活用できる仕組みとなっております。当面今、青木村にとりまして公共施設を、あるいは建築物を造るという計画はありませんが、そのような場合には御質問の趣旨で取り組んでまいりたいと思っております。

ちなみに、今村が取り組んでおります脱炭素社会の例では、省エネルギー、再生エネルギーの普及拡大・活用、CO₂の削減、3R、環境保全、持続可能な産業、社会基盤の長寿命化、上下水道の効率化などがございます。今後新しい公共施設の整備の際には、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング通称ZEB化に取り組んでまいります。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。ただいまの答弁で、公共施設のZEB化、省エネ、創エネを取り組み展開する旨、確認できました。今後も再生可能エネルギーの地産地消に向け、たゆまなく促進・推進をお願いいたします。

続いて小項目2として、保育園増築工事に係るZEB化について質問いたします。

今年新たに増築しました保育園は、Z E B基準に合致した環境負荷低減する性能が高い建物としていると思いますが、具体的計画をお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園よりお答えさせていただきます。

今回の未満児保育室増築は、高断熱や高効率に関しては、室内の空調がより効率的に巡回するように、通常の天井の形とし、気密性の高い設備といたしました。これは、既存のクラスは天井が吹き抜けの設備となり、寒暖の空気が上空へ逃げてしまい、効率が悪いという指摘が現場の声にあったからです。ほかにも、建築物の壁、天井、床、屋根の断熱材及び吸音材として使われるグラスウールを充填し、断熱性能を図ったり、窓に関してはペアガラスを使用し、断熱性の良いサッシを取り付けるなど、材質や設計上での工夫を取り入れています。

また、外光を多く取り入れるために、窓を大きく、数も多く設置いたしました。既存のリズム室東側へ増築したため、リズム室も外光不足にならないよう、小窓を幾つか取り付けました。

以上です。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。ただいまZ E B化の取組の内容、断熱性を高めた部材を効率よく使っているということで、確認をできました。先ほども村長からの答弁にありましたけれども、今後の公共施設への横展開に期待をいたします。

続いて小項目3としまして、地域エネルギーの利用について質問をいたします。

モビリティやZ E H住宅をI C Tでつなぎ、P H Vや蓄電池の放充電を制御することで、夏場の電気需要が多い時間帯での電力使用をコントロールし、C O₂排出量低減に貢献するなどの取組、他自治体での取組を聞きます。当村のこのような取組の考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 地域エネルギーの取組につきましては、議員御指摘のとおり、環境省ですとかあるいは経済産業省のホームページ等でも、先進的な自治体の取組ですとか成功事例、失敗事例、課題等も含めて紹介されていたり、また導入に当たっての支援メニュー等も幾つか紹介されております。当然その経済的価値ですとか環境価値、あるいは社会的価値等、多面的な意義があるというふうに言われております。

一方で、取り組む地域、青木村で言えば村ですね、村にとってのメリットですとか効果、

村にとっての課題解決にどうつなげていくかなど、村民皆さんをはじめ様々な方の御意見をお聞きする中でしっかり検証して、方向性を認識した上で取り組むべきであるというふうにも考えます。

また、事業を進める上では、当然、信頼できる民間企業ですとかNPOとの連携が必要と思われる。大変有意義な取組であるというふうに理解をしておりますけれども、それだけに慎重に取り組んでいく必要があるかなというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。PHVや蓄電池の放充電を制御し、電力使用をコントロールする取組、今もありましたように、村にとって非常に重要であります。検証をし、採用をするというところに慎重に検証をし、取組をお願いしたいというふうに思います。

続いて小項目4としまして、FIT終了後の住宅電力活用について質問してまいります。

CO₂ネットゼロを達成するには、省エネ、創エネ、そしてカーボンオフセットとしてグリーン電力を活用することになります。エネルギーの地産地消の観点から、このグリーン電力、これまで村が導入を推進してきた再生可能エネルギー、太陽光発電やZEHの電力を村民の協力を得てICTでつなぎ、グリーン電力として村内企業に販売することも考えられます。FIT制度終了を迎える村民に対し、太陽光発電と蓄電池を併用し、自家消費することを促し、地産地消に向けたグリーン電力として取組を推進すべきと考えますが、村の考えをお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御承知のとおり、FIT契約が終期を迎えるお宅が出てくるという中で、村では、令和元年度より蓄電池の設置に対する補助もメニューに追加しまして、この11月末で、累計で14件の申請をいただいているところでございます。ちなみに、パネルの補助については累計で163件ということで、ほとんどがまだFITの契約中であるというふうに思われます。これを有効に使ってということですが、今現在のこの規模で成り立つのか、村内だけで成り立つのかというようなこともありますし、広域的にもっと大きなパイで取り組むことも必要なかなというふうに考えるとでございます。

御質問のような仕組みの構築にも、当然村民の理解ですとか民間事業者の協力が必要となります。前段の御質問の地域エネルギー施策とも併せて議論すべき点が多いかなというふうに思います。まずは、今進めております住宅の太陽光ですとか蓄電池の普及・設置を推進し

てまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。まさにFIT終了後の太陽光発電と蓄電池を併用し、自家消費することを促すということで同意をいただいたというふうに思います。ぜひ地産地消に向けたグリーン電力としての取組推進に期待をいたします。

続いて小項目5として、PPA電力購入契約、太陽光発電設備等共同購入について質問をいたします。

PPAとは、Power Purchase Agreement、電力販売契約の略で、施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備の所有管理を行う会社、PPA事業者と言いますが、これが設置した太陽光発電システムで発電された電力を、その施設の電力使用者へ有償提供する仕組みです。施設所有者、電力使用者は初期費用をかけずに再生可能エネルギーを導入できます。また、PPA事業者には長期の収益が得られるというメリットがあります。

こうした再生可能エネルギーの普及促進の一つとして、再エネPPAや太陽光発電設備の共同購入による設備導入費の大幅低減化など、民間モデルの活用を推進すべきと考えます。

当村の取組の考えはないかお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御質問のPPAにつきましては、県内あるいは管内にも取り扱われている業者がいるというふうに承知をしております。調査はしておりませんが、村内でもそのような形でパネルを設置されているお宅も、もしかしたらあるのかなというふうに思っております。

村では、先ほど村長の答弁にもございましたが、できることから自然エネルギーの活用、あるいはゼロカーボンに向けた取組を行ってきているところでございまして、御提案のPPAとは若干異なりますけれども、平成26年度から公共施設の屋根貸しを行ってきております。こちらで初期費用ゼロで太陽光パネルを設置いたしまして、有事の際には電源を取れるというような仕組みとしてございます。これに対して、屋根貸し料と償却資産税が村のほうに入ってくるというような仕組みでおります。

今後、設置の可能性のある施設、あるいは新規施設等に太陽光パネルを設置する際には、そういった御提案のPPAの仕組み等も選択肢の一つとして検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。まさに再生可能エネルギーの普及促進に有効な再エネPPA、公共施設でもやられているというお話を確認をできました。ぜひこれを公共施設、それから村民のそういった屋根、駐車場の屋根とか自宅の屋根に普及させるべく、太陽光設備の共同購入など、民間活用をする考えをぜひ持っていただいて、今後検討し、取組推進をお願いしたいというふうに思います。

続いて小項目6として、カーボンニュートラルの挑戦を加速させるためについて質問をいたします。

カーボンニュートラルは、人類が経験したことのない壮大な課題であることは疑いようありません。それでもカーボンニュートラルを成長機会と前向きに捉えて、地域特性に合った戦略を立案することが、地方自治体に求められています。外部環境に振り回されることなく、地に足をつけた方向性を明確に示し、強いリーダーシップを持って地域を牽引していくことが重要です。

P D C AのP、現状把握をして、エネルギーの使用量とCO₂排出量を把握し、削減目標を設定するD、削減に向けた最適なアクションを実行するC、可視化したCO₂排出量の評価をする、このP D C Aの目標達成までの実行計画、ロードマップを策定し示すことが、カーボンニュートラルの挑戦を加速させるために極めて重要です。

そこで、青木村として2050ゼロカーボンの表明、青木村脱炭素実行計画の策定と開示を提案いたします。村の考えをお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

今年度青木村におきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、2030年度までを計画期間とし、村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー、省資源などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とする地方公共団体実行計画の事務事業編を策定中でございます。

今後につきましては、当面この計画、今年度策定いたしますが、これに基づきまして計画の進捗管理等を行いまして、将来的には、村全体の温室効果ガス排出量削減等を推進するための地球温暖化対策実行計画・区域施策編の青木村版の策定と、2050ゼロカーボン宣言について検討してまいりたいというふうに考えております。なお、県におきまして表明いたしました気候非常事態宣言、2050ゼロカーボンへの決意につきましては、青木村におきましても、同宣言に対しては賛同しているところでございます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。行政が強いリーダーシップを持って地域を牽引していくことが重要と考え、2050ゼロカーボンの表明、これは既に県の表明に賛同しているということです。それで、青木村の脱炭素実行計画の策定も考えているということが確認をできました。

ゼロカーボンに向けて、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す具体的な取組を今後もさらに継続し、着実に推進していただくことに期待をして、大項目1の質問を終わります。

続いて大項目2としまして、子供に優しい村づくりの推進について質問をまいります。

令和2年度の児童虐待相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となり、大変痛ましいことに、全国で令和2年度は800人もの19歳以下の子供が自殺するなど、子供を取り巻く状況は非常に深刻になっております。

子供の最善の利益を第一に考え、子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていかなければなりません。そうした子供真ん中社会を目指すための新たな司令塔としてこども家庭庁を創設することとされ、令和4年6月にこども家庭庁の設置及びこども基本法案が可決をされ、令和5年4月より施行されることとなりました。

このことを受けまして、本村の子供の権利を保障する取組を通し、子供に優しい村づくりの推進について、以下小項目で質問をまいります。

それでは小項目1として、子育てを社会化する取組についての質問をいたします。

子育ての第一義的責任は親や家庭にあります。親が子育てに不安や負担を感じている場合も少なくありません。子育てはつらく苦勞が多い、子供を持つと自分のやりたいことが制限されると思う大人は多くいます。少子化や核家族化、社会連携の希薄化などの下、育児に関する知識の不足や親としての心構えの未熟などにより、子育てに過剰な不安感を抱いてしまうことも少なくありません。

また、氾濫する育児情報や相次ぐ少年犯罪により、子育て責任が過度に要求、追及される社会状況が強まる中で、親が孤立をし、精神的に追い詰められていく、そういったことも懸念されます。このため、様々な子育て環境を整備し、子育てを社会全体で支援していく子育ての社会化を推進する体制を築いていくことが求められています。そこで、この子育ての社

会化を目指す取組について、村の取組、考えについてお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今議員が言われたこども家庭庁が今度できるということで、なぜその設置がされるのかという、その背景を考えいくことが、まず重要だというふうに考えています。その背景は、少子化の進行や児童虐待相談、それから不登校の増加等の課題が、コロナ禍で拍車がかかっている現状を踏まえたものだというふうに考えております。また、これまでの政策では、各省庁の縦割り行政によって、保健・教育・福祉の情報共有がなされずに、支援が不十分であったことが課題であると認識しております。

したがって、今回のこども家庭庁の合言葉は、「こどもまんなか社会を目指す」となっております。この子供を真ん中にした施策というのは、まさに青木村の取組の強みであるというふうに認識しております。青木村の教育スローガンの合言葉が「子供がまさに真ん中」であります。さらに、子供の社会化としては、村の子供は村で育てる、また、1人の子供を育てるのは村一つ必要とした社会力育成事業を、これまでずっと進めてまいりました。

少し宣伝をさせていただきますと、11月19日の信州教育の日・青木大会が信濃教育会主催で、青木村文化会館で行われました。テーマが、「村の子供は村で育てる あおきっこ活動」となっておりまして、今全国に発信されております。これから1年間は、誰でも青木村の取組の一端をYouTubeで見られることになっております。具体的には義民太鼓、大学生企画、農村体験や通学合宿、児童センターの活動等、村を挙げて子供たちの育成に関わってもらっていることを発信しております。

さらに、青木村はインクルーシブ教育にも力を入れておりまして、カンガルー教室による家庭での育児支援、それから、ちょこっと連絡会による福祉・保健・教育、たんとキッズあおきなどとの情報共有、スクールカウンセラーによる巡回相談体制と、お互いが顔が見える関係の中で、ほかの市町村では見られない連携のとれた体制が構築されていると考えております。今後についてですが、来年度以降、家庭庁の具体的な施策を注視しながら、さらに可能な施策があれば実施し、社会化の充実を図っていくことになると考えております。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。教育長から非常に丁寧な御答弁をいただきました。村の子育ての社会化を目指し、様々な子育て環境の整備、子育て支援取組を確認することができました。今後さらに継続し、取組推進をお願いいたします。

続いて小項目2として、子供の権利に対する社会的認識を促進する取組について質問をい

たします。

権利の保障は、社会の構成員である国民が、権利の存在と相互尊重を規範として認識し、それに沿うよう主体的・能動的に行動し、それに反する行動を倫理的・法的な拘束力の下に抑制されることによって、初めて実在するものとなります。

特に、未成年であり社会的弱者である子供の権利は、大人がその重要性を認識し、保障に努めることを強く必要としていると言えます。子供の権利条約とは、子供が一人の人間として基本的人権を所有し、行使する権利を保障するための条約です。1989年国連総会において採択され、1990年国際条約として発行し、日本は1994年に批准しました。

子供の権利条約について、村民は少なくとも名称は知っているが、内容も知っているという大人はほとんどいないのではないのでしょうか。このため、子供の権利をはじめとして、今の子供たちやその子供たちを取り巻く環境をどのように捉え、どのようなまなざし、関わりの下に子育てを支えていくのかという課題を、村民や地域社会が共有していくことが重要です。そこで、子供の権利に対する村民や地域社会の共有認識を促進するための青木村の取組についてお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 子供の権利条約が定める4つの権利とは、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利であると認識しております。その中で、18条に、子供の養育、発達についてはまず父母が共同で責任者となり、国はこれを守るために最大限努力します、となっております。まず保護者に知ってもらうことが重要であると考えております。子供を一人の人間として、その子供の人格を認めて対応していくことが大切であると考えているところであります。

これまでの取組について振り返ると、学校、PTA、教育委員会、地域の方々が参加して行ってきた子育てフォーラムで考えてきたことと、方向が同じであると思っております。ここ数年、子育てフォーラムのテーマは「子供たちの自尊感情を育てる」となっておりまして、アドラーの心理学やCAPの方の講演、コーチングの方の講演をお聞きし、家での声かけや対応について学んでまいりました。今年は信州教育の日として実施しましたが、今後も子供たちの人権や権利を守る立場でフォーラムを行っていく予定でございます。

また、村民についてお話しすると、単に知識として知ることよりも、実際に子供たちに触れ合って、子供たちのことをより深く理解してもらうことが重要であると、認識しています。児童センターの水曜クラブやアイリスセミナーに参加してもらうことで、子供も村

の方も、より深くお互いを認めることができるようになると考えているところであります。そこで、今後も地域の方を巻き込んだ活動を一層進めていくことが重要と考えております。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございました。子供の権利に対する認識促進に向けては、今もお話がありましたように、触れ合いを持つ場を水曜クラブ等の場面の活用をして行う等、村民や地域社会が共有していくことが重要と取られていることが確認できました。それから、多くの広報活動、そういう取組も確認することができました。今後もさらに継続し、取組推進をお願いいたします。

続いて小項目3として、子供いじめ防止の取組について質問いたします。

国連・子どもの権利委員会は、日本の学校における過度な競争的体質やいじめを含む暴力の問題を、繰り返し指摘しています。学校では、勉強、成績に関するストレス、不登校、いじめの問題があり、家庭や地域では子供の意見を聞かず、意見を押し付ける親や大人への不満・反発を、子供たちは感じています。

いじめはどの学校でも起こり得るものです。とりわけ嫌がらせや悪口など暴力を伴わないいじめは、多くの子供が入れ替わりながら、被害も加害も経験をします。これらは、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、精神的にも著しい負担が与えられたり、暴力によるいじめと同様、生命また身体に重大な危険を生じたりすることがあります。

また、インターネットを通じて発信される情報は、その高度の流通性、発信者の匿名性から、子供同士の関係に大きな影響を及ぼすことがあります。いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、ささいな兆候であっても、いじめの可能性を鑑みて対応する必要があります。これらに対しては、青木村だけの問題ではなく、社会全体として子供の育ちを守るために対応を検討していくことが極めて重要です。

こうした状況を踏まえれば、子供が健やかに成長・発達していく上で妨げとなる問題やストレスを排し、青木村の子供たちが今以上に安心して自分らしく生きていくことを支援する必要があります。そこで、青木村の子供たちのいじめの近年の状況、防止取組についてお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 様々な差別やいじめ防止のために行っている対応としては、小・中学校ともに、年に2回アンケート調査を全員に行いまして、その後一人一人との懇談の時間

を設けて話を聞く中で、悩みの解消に向けて努力をしております。また、人権学習月間を設け、いじめ防止だけでなく、LGBTQや障害者差別、ハンセン病差別等、多岐にわたって学習を進めております。その中で、いじめと認識される事態は、小・中学校共に数件確認されておりまして、学校として丁寧に対応している状況であります。

例えば、ふざけっこの延長で体をたたいたりすることも、受け取る側にとっては嫌な思い出としてしっかり傷ついて残ってしまうということがあるなど、お互いの認識がずれていることもあり、指導のよい機会と捉えております。基本的な考え方ですが、いじめやトラブルはどこにも起き得るという認識でおります。いじめを解決しようと学級がまとまったときに、ピンチはチャンスに変わり、一人一人が生きやすい安心できる集団になると考えております。教育委員会としてはこのように考えて、これからも学校と協力していきたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。教育長の答弁から、青木村の児童・生徒のいじめ認知件数はありますが、少なく、重大事案には至らないということです。重大になる前の早期発見、積極的な認知、早期対応に取り組んでいるということだと思います。発見できていないいじめがある可能性にも考慮し、引き続き、いじめの早期発見、積極的な認知、早期対応に取り組んでいただきたいというふうに思います。

神奈川県鎌倉市は、小・中学校で使用するタブレット端末で、いじめや家庭内の悩みを教師やスクールカウンセラーに相談できる新たな取組を始めました。子どもSOS相談フォームです。これは市の公立小・中学校全ての児童・生徒が利用できます。ふだん学校で使っているタブレット端末の画面上にあるアイコンをタップすると、相談フォームが開き、いじめや家庭に関する悩みなどの相談内容と、自分の気持ちを選択式で入力できます。そして、担任の教諭やスクールカウンセラー、市の相談員等の中から相談したい人を選んで送信すると、教育委員会の担当者が子供と、相談を受ける人をつなぐ仕組みです。

いじめや虐待、ヤングケアラー等にも有効です。先生に相談したいけど声がかげづらく、話しにくい児童・生徒に寄り添った、極めて有効な仕組みです。ICT、そういったものを活用して子供が自ら相談できる場をつくるなど、従来の相談窓口に寄せられない子供本人の声が届く仕組みづくりを行い、常日頃から子供一人一人の心と体の状態を可視化して、悩みが小さいうちに対応できる仕組みを、ぜひ当村にも創設をお願いしたいというふうに思います。

続いて小項目4について、子供とICTの有益共存取組について質問をいたします。

子供のスマートフォンの所有率、2021年時点で、小学校高学年で53.4%、中学生で80.8%と内閣府の統計発表がありました。小学生の半数がスマートフォンを持つ時代になっています。スマートフォン過剰使用等による睡眠時間が減るなどの生活習慣への影響、視力の低下、脳の発達の遅れなどの体、健康への影響や、低年齢化から依存傾向が見られたり、子供の遊びや人間関係にも影響を及ぼすなど、社会問題となっています。

ICTは社会生活全般の利便性を高め、教育の中でも取り入れられ、有効活用されています。一方で、保護者が有害サイトのフィルタリングを行っても、その解除方法をインターネットで検索をし、子供が解除してしまう。多くの大人が追いつけていけない状況にあります。大人たちがICTの与え方や使い方を指導できるようにするといった予防策、既に過剰使用による影響を受けている子供への対応策、まだその有効な方法が明確になっていないこともあり、模索しながら、しかし早急に対応していくことが求められています。

子供たちは、国内外からのあらゆるメディアから、人生に有益な情報、資料を入手する権利、有害な影響を及ぼす情報から守られる権利と、健やかに成長する権利、生きる権利を持ちます。そこで、子供たちとICTとの有益共存のための青木村の取組をお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） GIGAスクール構想によるICTの活用は、御承知のように全国で一斉に広まりました。加えて、コロナ禍による学級閉鎖や学校閉鎖に対応したタブレットを持ち帰ってのリモート授業は、これからますます必要が高くなると考えております。

一方で、早くから持ち帰りを始めた自治体では、子供たちによる家庭内での不適切な使用によって、急遽持ち帰りを中止し、体制の再構築を迫られたところもあったと認識しております。青木村では、小・中学校共に、専門家をお呼びして、ICTの適切な使用について何年も継続して指導をしてもらってきておりました。そんな中で、青木中学校では、学校から一方的にルールを押し付けるというのではなくて、生徒自らが自分たちでルールを決めて使用するような体制をとり、今では、必要な場合は全ての学年で対応が可能な状態にあります。

一方で、小学校では、一応4年生以上を対象に持ち帰りは可能ではありますが、現在は6年生で体験を開始した段階であります。小学校の場合は、もう少し丁寧な対応がこれからも必要だと考えております。村としての今後の方向は、今年保小中一貫教育の5か条委員会で、あおきっこ教育ポイント5か条の改定を検討しておりまして、メディアはルールを決めて、

スマホは持たせないという現在の第3条を、学習以外の利用は1日60分以内などという新しい案を、今検討中でございます。改定された後は全戸配布を行いまして、その時々に応じて、家庭への啓発を随時行ってまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。御答弁にありました、教育委員会、学校でのICTとの有益共存のための取組が確認することができました。また、私たちもネットに子供たちの笑顔を奪われないために、家族で関心を持ち、インターネットの使い方を話し合い、今もありましたように使用時間、場所、怪しいサイトへの利用をしないなど、適切な活動方法、使い方のルールを決めることが大切だというふうに思います。今後も引き続き、学校現場での引き続きの取組推進をお願いをいたします。

続いて小項目5としまして、子供の意見を地域づくりに生かす方策について質問をいたします。

子供の権利を実現していくため、子供に関わる全ての大人が連携・共同して、全ての子供に優しい村づくりを推進する、そういうことです。子供にとって最も良いことは何かを第一に考え、子どもの権利の視点に立った子供施策を推進することが、極めて重要です。そこで、村として子供の意見、声を聞き、地域づくりに生かす、そのための子供の意見の聴取の方策や取組についてお伺いをいたします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 令和5年4月に施行予定であるこども基本法には、第3条の第3号、第4号において、子供の意見表明の機会の確保、子供の意見の尊重が基本理念として掲げられております。また、第11条で、子供の施策の策定に当たっては、子供の意見を反映させるよう規定されております。

一方で、こども家庭庁の発足も令和5年の4月であることから、まだ具体的な対応まで各都道府県に下りてきていないというのが現状であります。内閣官房こども家庭庁設立準備室から、子供の意見の反映についてという事務連絡があったのも、11月14日とつい先日のことでありました。

その事務連絡では、教育施策や雇用施設、医療施設など、目的等に応じてアンケートやパブリックコメント、SNSを活用した意見聴取など、様々な方法を用いて各地方団体が実態に応じて行うとしており、まだ具体的な方法までここでは示すことは難しい段階であると考えております。今後、体制が整ってき、具体的な例示や指示があったところで、可能な方策

を考えていくこととなります。

実は今年、青木中学校3年生が総合的な学習の時間において、卒業を控えた年にできる青木村への恩返しとして、青木村の現状を踏まえ、村に対する提言を今まとめている段階であります。子供たちの提言がどのようなものになるか、楽しみにしております。このように、授業を通して追求的な学習を仕組み、子供たちの意見を集約することは有意義であると考えています。今後は施策の目的や条件等の判断のための情報を丁寧に伝え、意見を聞く場を設けるなどのことを検討していくことになると認識しております。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。子供意見の聴取の具体的方法についてはこれからということ、それから既にいろんな場面で村の施策に反映させる手法として、中学生の提言を集める、そういった取組も確認することができました。今後も引き続き推進取組をし、子供の権利の視点に立った子供施策が立てられ、推進されるよう提案をいたします。

続いて小項目6として、子供の権利を保障する条例の制定化について質問をいたします。

青木村では、第6次青木村長期振興計画などの計画を策定し、子供たちを取り巻く環境の整備に取り組んでいますが、計画は、行政に対し法的拘束力を持つものではありません。また、いじめなど子供の権利侵害などあった場合も、それを救済する法的根拠はありません。子供が健やかに成長・発達していく上で妨げとなる問題やストレスを排し、青木村の子供たちが今以上に安心して自分らしく生きていくことを支援する必要があります。

青木村の子供の置かれている現状を最も把握し、その環境整備の第一次的な役割を担う村が、子供の権利を保障する条例、これを制定することにより、子供の育ちを取り巻く環境の整備を、地域特性を踏まえながら、早急かつ総合的に進め、子供の生きる権利と育つ権利を十分に保障することが必要です。

さらに、子供に関する行政は、国の法体系や所轄官庁に引きずられ、縦割りのことでも指摘されています。子供の権利を保障する条例を制定することにより、その規定は青木村内で法的拘束力を持つ、そういうこととなります。行政が策定する計画や様々に立案する政策などは、いつもこの子供の権利条例の規定に照らして妥当性がチェックされ、子供の権利条例が明示する基本方針の下に総合化・体系化されることとなります。すなわち、いずれの政策も子供の視点から検討され、その検討結果が村の取り組む施策、事業の内容に反映されるようになります。

そこで、行政施策立案の視点から、法的拘束力を持つことにより、子供施策の計画、実施、

検証を総合化するのに極めて有効な、子供の権利を保障する条例の制定化を提案いたします。
村の考えをお伺いいたします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 御指摘のように、国では各省庁の縦割り行政によって、保健・教育・福祉の情報共有がなされず、支援が不十分であったことが反省されて、こども家庭庁の設置が図られたことは、私も承知しております。一方で、青木村の良さは、お互いが顔が見える関係の中で、青木村でしかできないきめの細かい対応ができることにあると考えています。また、青木村の行政の良さは、各課の、それから教育委員会の壁が低く、様々な連携や情報共有が常に行われ、必要な支援が考えられているところにあります。

このようにして、青木村の家庭の状況ですとか子供たちの実態を踏まえたときに見えてきたのは、それぞれの家庭や個々の子供たちの背景を理解して、個々の状況を踏まえて丁寧に対応していくということが大事、そういう個々に合わせた対応が、やはりそれぞれ違うということが大事だということが見えてきたと考えております。このような体制ができているため、早急に条例を制定して体制を整えていくというような状況にはないと考えています。

また、子供の権利条約を条例化している自治体が、東京都豊島区、青森市、愛知県岩倉市など、そう多くないことから、今後は他の自治体の状況も踏まえて研究をしていくこととしたいというふうに考えているところであります。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。ただいまの答弁から、子供施策の計画、実施、検証を総合化するために、子供の権利を保障する条例の制定化は重要と捉えているということが確認できました。今後の検討、条例の制定化に向けた取組に期待をいたします。

子供の権利条例に基づく施策が真の目的を持つことができ、教育長からも答弁ありましたが、個々の状況に応じた子供の権利が保障され、全ての子供たちが地域や大人の生活の中で幸せに暮らすことができる社会をつくっていくことになり、大変重要です。ぜひともこども家庭庁の創設に合わせて、青木村が子供を育てる環境として、他市町村にない取組を今後とも推進していただきますよう期待をし、大項目2の質問を終わり、私の全ての一般質問を終わります。

御答弁をいただきました村長をはじめ教育長、課長の皆さん、ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 3番、平林幸一議員の一般質問は終了しました。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（金井とも子君） 続いて、10番、居鶴貞美議員の登壇をお願いします。

居鶴議員。

〔10番 居鶴貞美君 登壇〕

○10番（居鶴貞美君） 議席番号10番、居鶴です。通告に従いまして、村長、教育長、担当課長より一問一答方式、一括方式にて答弁をお願いをいたします。

質問事項は、1として、東山道による観光立村づくりについて、2として健康づくりについてでございます。こちらの関係も、村民の方からの要望等もありまして取り上げさせていただきます。

1の東山道による観光立村づくりについてでございます。一問一答方式にてお聞きをしてみたいと思います。

アフターコロナを見据えて、観光収入の増加による自主財源の確保の観点からでございます。東山道は、役場のインターネットで青木村観光協会がPRしているところでございます。現在は国道143号整備促進に全力を挙げていると、こういう状況ではありますが、その点をよろしくお聞きをしたいと思います。

まず①としてお聞きをいたします。青木村には2つの温泉と東山道、義民の歴史等、豊富な観光資源がございます。その中で、歴史遺跡の活用による稼ぐ観光、これについての考えをお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 歴史遺産の活用などによります稼ぐ観光というのは、私も全く同感でございます。青木村には、価値ある歴史の跡は、御質問にありますようにたくさんありまして、国宝大法寺三重塔はその最たるものでございます。今年度作成されました信州・青木村100の会のメンバーによります来年度のカレンダーの帯のテーマは、黒丸城跡など山城でございます。出典は村史ということで、この村史は本当に、歴史も含めて非常に精密につくられておりまして、私どもも時々活用させていただいております。

埋文調査の展覧など、歴史文化史料、こういったものが歴史資料館、民俗資料館、文化資料館にはございますけれども、裏の歴史だとか重要性がよく分かるわけでございます。道の駅あおき、それから竹内製作所、国道143号、五島慶太未来創造館など、プラスの要因も観

光に対して出てきましたので、村全体に観光のお客さん呼び込む観光資源を拡大させ、この遺跡などを活用して地域の活性化など稼ぐ観光に結びつけてまいりたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 青木村の観光収入がどのくらいあるかどうか、この関係については準備ありませんけれども、この観光収入というのが非常に今後大きなウェートを占めるかなというふうに考えておりますので、ぜひこれからも取組をよろしくお願ひしたいと思ひます。

2として、マーケティングの活用も考えられます。観光客を知り、分析し、ターゲットを絞り、戦略を立てて効果的に呼び込むと、それで売り込むということですが、このマーケティングについての考えをお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問にもありましたように、観光は非常に裾野の広い産業でございます。いろいろ稼ぐ、たくさんのお客さんに来ていただきまして村内で消費をしていただく、そういった仕組みづくりというのは大変必要であります。

道の駅あおきでは、毎日の売れた品目でありますとか金額、あるいは数量というのを集計しておりますし、こまゆみ食堂でも同様な集計をしており、季節季節の戦略を立てる資料として活用しております。大法寺観音堂でも、毎日のお客さんの数は集計しておられます。田沢温泉有乳湯、沓掛温泉小倉乃湯・くつろぎの湯でも、毎日の入湯客数の把握はしております。それから、田舎暮らし体験住宅利用の皆さんにもアンケートを実施して、こういったことにも活用させていただいております。

観光客の動向あるいは満足度の調査、そして外国人の観光客の様子など、よりきめ細かな調査をして、その結果を基に次の一手を打っていくということは、大変有意義だというふうに思っております。

平成30年に東京農業大学の村への研修で、道の駅あおきで利用者のアンケートから見る道の駅あおきへの課題と展望と題しまして論文を書いていただきました。45ページにわたる大変長文でございます。これを参考に、道の駅では営業時間の延長、それから戀渡屋の新設、駐車場の増設などを行ったところでございます。今は御案内のとおりコロナ禍の状況であります。調査や統計を取る時期としては、これが落ち着いたら、さらに実施してまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 特にお願いしたいというのは、女性の観光客、いかに女性の観光客を呼び込むかと、これが一つのポイントだというふうにお聞きしていますので、その点もよろしくお願いしたいと思います。

3としてですが、上田市をはじめ関係する自治体はどこも、青木村同様に宣伝媒体をしております。東山道についてどのようにお考えなのかどうかお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 東山道の役割、歴史的価値については、議員御承知のとおりです。特に難所であった保福寺峠には、万葉集や日本アルプスの父と言われるウォルター・ウェストンの峠越えの様子を記した書物にも残されております。ここはほかにはない観光資源であると考えています。東海道や中山道を起点から終点まで歩く人は多く、とても人気があると記憶しております。東山道は歴史が古く、起点は近江の国滋賀県瀬多で、終点は宮城県多賀城までと、その距離は1,000キロを超えております。その後整備されました中山道や日光街道が取って代わり、使用されなくなったため、全国的には峠など、その痕跡が不明なところも多いと聞いております。全線を通して整備されることが望ましいですが、少なくとも、青木村を含めて、前後だけでも歴史遺産として継承していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 先ほども私申し上げましたんですが、東山道については青木村観光協会が、私も一部取りましたんですが、東山道について非常によくできていると言うと失礼なんですが、かなり、見てためになるというか、そういうものでありますので、今後とも全国発信されていますので、この点よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、「ウォーキングマップ東山道」、こちらについてお聞きをいたします。こちらでございますが、平成19年11月、有志の方によりまして東山道マップの会、こちらの方により発行をされております。こちらの現在の活用状況、どのようにお使いになっているかどうか、お聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員がお持ちいただきました「ウォーキングマップ東山道」は、青木村と上田市の住民有志の皆さんが青少年の健全育成と史跡愛好者の利用・活用にと、平成19年度長野県地域発元気づくり支援金を活用し、作成したものであります。その

後は村の観光案内としても活用させていただいております、現在は、平成28年に第3版としてこちらのほうで印刷をさせて、観光案内等に使用させていただいております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） こちら、現在どこの場所に置いているのかどうかお聞きをしたいんですが。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 現在は、青木村役場と道の駅、教育委員会関係に配置をさせていただいております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） こちらは青木村とただいまの上田市の有志となっているんですが、今上田市の方との現在の連携的なものについてはいかがでございますか。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） こちらを平成28年に第3版として印刷をさせていただいた際に、増刷させていただくというお願いをした程度でございます。

以上です。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 5といたしまして、道の駅あおきを拠点とした東山道の観光名所づくり、こちらについて2点、私のほうから御提案を申し上げたいというふうに思います。

まず1として、当郷区でございます。浦野駅跡を起点に、国宝大法寺三重塔をはじめ、の関係で5件、黒丸城址壁塗り踊り等、10件ほどの青木村の指定文化財、村全体では67件ほどございますが、そのうちの10件ほどを占めております。

また、子檀嶺岳、塩之入池、阿鳥川神社、遊歩道等がありまして、トイレ・休憩所等が整備されておりまして、条件は調っているかなというふうに思われます。現在も、大法寺の参拝客や子檀嶺岳の登山客が大勢訪れております。例えばですが、みかえりの郷というネーミングで、こちらは官民一体となって推進をできるかというふうに思いますが、お考えをお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） ただいま御提案いただきました事業につきましては、財源、財政面からも考え、検討してまいりたいと思います。当郷区には、歴史文化遺産も多く、それを大切に受け継いでいく若手も上手に育てられていると感じております。ぜひ地元議

員さんを中心に、村内で若手が多くまとまりもいい当郷区として盛り上げていただければ幸いです。

その際には、ぜひ村民活動支援金などを御活用いただきまして、商工観光移住課として、また教育委員会とも連携しながら応援してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 特に子檀嶺岳あるいは塩之入池、こちらのほうも手を入れると、かなり観光的には有効かなというふうに思いますので、そちらのほうも併せてお願いをいたします。

2といたしまして、県道181号下奈良本豊科線保福寺峠周辺の開発でございます。こちらにつきましては、1887年に長野県は松本から上田間に造る県道2号線、現在の国道143、この位置に決めたようです。ですから、保福寺峠のコースから今の143号に変えた、このようでございます。そのため、保福寺峠とそこを通る道路の状況はだんだん低下していると、これが現状でございます。

保福寺峠というのが正式名称でございますが、信州最古の峠と言われております。先ほど課長のほうからもお話ありましたウォルター・ウェストンの石碑、万葉集東歌東山道の歌碑がありまして、松本方面からの観光客が大勢見られております。この万葉歌碑は、昭和58年に青木村と松本市、現在、松本市が、旧四賀村ですが、共同で保福寺峠の頂上に建てられております。まずこの場所の観光名所としてのお考えをお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 私も何度かこちらの峠を越えさせていただいたことがございます。その中で、県道181号下奈良本豊科線はところどころ東山道が残存しておりまして、古代行き交う旅人を思い浮かべながら通行できる、ロマンも兼ね備えてある峠だというふうに思っております。議員のお話のとおり、歴史的な事実として日本アルプスの父ウォルター・ウェストン石碑、万葉歌碑もありますので、観光資源の一つとして、今後も情報発信をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 次に、保福寺峠を越える県道区間は全て舗装されておりますが、入奈良本のマレットゴルフ場からの県道が未整備の状況でございます。この状況につきまして

は、ネット上のフリー百科事典ウィキペディアでも、未整備の状況については公表されております。実際に行かれるとお分かりのとおり、松本側とはかなり見劣りをしております。まず、青木のほうの今の区間の改線の考えをお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） こちらの道路の関係、所管する上田建設事務所のほうに確認をしましたところ、県道下奈良本豊科線を含む県管理の道路については、上田管内4市町村や各自治会から、道路の整備や維持管理に関する大変多くの御要望をいただいております、限られた予算の中で事業の必要性や路線の重要性、緊急性、地域の協力体制など、様々な視点で、優先度の高い案件から対応しているところでございます。

御指摘の箇所につきましては、舗装路ではありますが、幅員が狭いなど状況を把握しておりますが、整備には延長が長いため多額の費用を要することが予想されます。また、日常の交通量が少なく、重要性や緊急性の観点からも、すぐに対応することは難しいと考えております、そういった回答でございました。

議員から御指摘等ありましたとおり、この路線については、旧東山道でもあり、またウォルター・ウェストン日本アルプス絶賛の地の石碑や万葉集の歌碑など観光資源もあり、重要な路線の一つであるというふうに村のほうでも認識をしておりますが、県のほうでは、通行上の安全を確保する観点から、毎年11月下旬から翌年4月上旬までは入奈良本の白川から保福寺峠までを冬期全面通行止めとしている、通年で通行ができない路線でもございます。

県では、本年7月の大雨により路面があらわれてクリークとなった箇所については、早急に緊急修繕を行っていただいておりますし、またこれまでカーブミラーも設置されております。村としては、引き続き、県道の改良整備等について要望してまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 先ほども申しましたが、このウィキペディアによりますと、今課長からも説明ございましたんですが、保福寺峠を越える県道は全て舗装されているが、1車線でカーブの多い山道であると。松本側はガードレールがあるが、峠に近い上田には、いわゆる青木寄りです、ガードレールがなく道幅も狭い。峠を挟む区間は冬期には通行止めになっていると、このようになっております。ただいまの課長のお話なんですが、松本側は整備されていて、青木村という、この点につきましては今後ともぜひ要望をお願いしたいというふうに思います。

また、こちらですが、御存じのとおりニリンソウの里なんです、ニリンソウがかなり生えていますね。ですから、ウズラ・ニリンソウの里という名称で、こちらもやはり官民一体となって推進をいただければと、御提案を申し上げます。両方ともタチアカネ蕎麦とセットで売り込み、これ東山道に関わるところを、結構地元の食材を使ってPRされているところも非常に多いので、ぜひタチアカネセットをお願いをしたいと思います。

それでは、項目2の健康づくりについてお聞きをしてみたいと思います。

こちらは一括方式をお願いをしたいというふうに思います。項目は6項目ございますので、よろしくお聞きをいたします。

まず1として、青木村健康寿命延伸計画が令和2年3月に、令和5年までの5か年計画で策定されました。その中で3点お聞きをいたします。

1点目です。令和5年度までのライフステージ別の目標数字、こちらの状況についてお聞きをいたします。

2点目です。特定健診受診率の向上に向けた取組です。平成29年度は、県下77市町村中71位と下位にあります。こちらにつきましても、村を挙げて現在も取り組んでおられます。こちらにつきましても、村民の方も考えなくちゃいけないのかなとは思っています。この受診率向上についての考えをお聞きをいたします。

3点目です。健康寿命の国との違い、差異についてお聞きをいたします。平成27年の長野県健康福祉部資料で、青木村は男性79.42歳、女性が80.92歳です。一方で、国のほうの高齢白書では、男性が72.68歳、女性が75.38歳、こちらで国との差が7歳から5歳違っております。この点についての御説明をお願いします。

2番目といたしまして、高齢者・障害者の移動等の円滑化の推進でございます。高齢者・障害者の移動手段として、電動車椅子がますます普及しております。私の近くでも何人かお乗りになっておりますが、道路整備等安全面に配慮が求められます。考えをお聞きをいたします。この関係につきましても、11月18日付で、小諸市でしたですかね、電動車椅子安全運転体験講習会が行われたと、そういう記事がありまして、けががあったとか、こういうのがありました。

3として、女性特有の健康課題についてでございます。更年期やPMSに関する村の取組と考えをお聞きをいたします。併せて、村内事業所に対する普及啓発も必要だと思います。村のお考えをお聞きをいたします。

4として、不登校の現状と課題についてでございます。全国の小・中学校で令和3年度に

不登校だった児童・生徒は24万4,940人、過去最多でございます。この関係では、村においては、保健師、カウンセラー、コーディネーターの皆さんと連携して現在取り組んでおられます。オンラインの学習等、学校以外の学習を各自治体が支援しております。そういうケースもあるようです。青木村の現状と対策についてお聞きをいたします。

5といたしまして、デジタル化の推進による健康への影響についてでございます。視力低下が問題視されております。青木村の小・中学校の現状と対策をお聞きをいたします。

最後になりますが、6といたしまして、小学校児童のランドセル問題についてです。この関係につきましましては、以前も同様の質問をしております。文部科学省は18年9月に置き勉を認め、重さ問題は解決の方向としておりました。しかし、コロナの影響により以前より重量が増していると、こういう指摘があります。ランドセル症候群になっていると。全国的には問題視されているところでございます。青木村の現状と対策をお聞きをいたします。

これちょっと古いですが、2017年の白土氏という方の調査によりますと、当時はランドセルの重さが最高で9.7キロ、軽くても5.7キロとありました。今申し上げたとおり、コロナの影響でタブレットパソコン、水筒とか、いろいろ全国的にかなり重くなっていると、こういう状況でありますので、青木村の状況についてお聞きをしたいと。

以上です。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから、青木村健康寿命延伸計画について3点と、女性特有の健康問題についてと、答弁させていただきます。

まず1点目、青木村健康寿命延伸計画の令和5年度までのライフステージ別の目標数値の進捗状況についてでございますが、令和3年度に策定いたしました青木村健康寿命延伸計画は、1妊娠・出産期、2乳幼児期、これはゼロ歳から6歳頃です、3児童・生徒・学生期、これは7歳から20歳頃です、4青年期・壮年期、これは約20歳から64歳頃です、5といたしまして、高齢期として65歳以上と、5つのライフステージに分けまして、それぞれ令和5年度までの目標数値を設定し、毎年度進捗のほうを管理しております。

令和4年度におけます進捗率の主なものでございますが、まず妊娠・出産期におきます妊婦の喫煙率、飲酒率をゼロ%にする目標、これにつきまして令和3年度値はゼロ%、妊娠・出生時の保健師の面談を100%にするという目標につきまして、令和3年度値として100%。乳幼児期の目標といたしまして、乳幼児健診率を1歳6か月児を100%にする目標は、令和3年度値といたしまして90.9%、3歳児健診を100%にするという目標に対しまして、令和

3年度値としましては96.4%。青年期・壮年期の目標といたしまして、特定健診受診率を60%にするという目標は、令和3年度値としまして48.5%、特定保健指導実施率を60%にする目標は、令和3年度値ととして79.1%です。

また、高齢期におけます目標といたしまして、介護予防教室参加者を延べ1,200人にするという目標につきまして、令和3年度値は、コロナ禍という影響もありましたけども、延べ336人となっております。

以上申し上げましたように、それぞれの進捗状況につきましては、おおむね順調に推移しているのではないかとこのように認識しております。

続きまして、2点目の特定健診受診率の向上に向けた取組についてですけれども、青木村の特定健診受診率は令和2年度は41.8%、これは全県の市町村の52位になります。また令和3年度におきましては48.5%、これは全県で45位というふうに上昇してきております。この特定健診受診率のさらなる向上に向けまして、令和4年度からは夜間・休日健診の実施、健康診断と肺がん検診の同日の実施、集団健診以外に個別健診を実施いたしました。

また、未受診者に対しまして健診の勧奨通知を発送いたしましたが、この勧奨通知につきましては、過去3年間の未受診者、今年度だけ受診の申込みがなかった方、また医療機関に通院しているために健診は受けないという方、また今年度無料で受診できる年齢の方で、健診の申込みのなかった方等、対象者別にそれぞれ内容の異なる通知を作成いたしました。特に健診料金が無料になる方で健診の申込みのなかった方につきましては、個別の訪問等を行いまして、健診の受診を勧奨いたしました。

以上、今年度における受診率向上に向けた取組でございます。

3点目の、健康寿命の国との差異についてですけれども、健康寿命の算定につきましては幾つかの算定方法があります。国で算定している方法は、厚生労働省国民生活基礎調査により、健康に関する質問、例えば、あなたは、現在健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか、等の問いに対する回答結果を基に算出した健康寿命を、日常生活に制限のない期間と言っており、長野県におけるこの値は、令和元年度値で男性72.5歳、女性74.9歳となっております。

ただし、この方法で使用するデータの基となる国民健康基礎調査の大規模調査が3年に1回しか実施されないため、補完的な指標といたしまして、長野県で使用している健康寿命は要介護度ごとに算出されておまして、要介護度が2以上の方を不健康とみなしまして、不健康の期間を算出し、これを平均余命から減じたもので、日常生活が自立している期間と言

っております。これによりますと、長野県の健康寿命は令和2年度値で男性81.1歳、女性85.2歳となっております。これはそれぞれどちらが正しいということではなく、そもそも健康寿命に対する考え、使用しているデータが異なることから、差異が生じてくるものでございます。

この2種類の健康寿命につきまして、例えば男性の場合は72.5歳、81.1歳と約8年間の差がありますし、女性につきましては74.9歳、85.2歳と、約10年間の差がありますが、この差の期間につきましては、日常生活に制限があるが、要介護度2以上の認定を受けていない期間というふうに考えていただければと思います。

最後に、女性特有の健康問題についてお答えいたします。女性特有の健康相談につきましては、村の健康診断時に御相談いただければ対応しておりますし、またそれ以外のときでも、村の保健師に相談いただければ、個別に対応しております。また、定期的に健康相談会等も実施しております。

村内事業所への周知についてですが、産業医や保健師等のいない小規模事業所については、長野県産業保健総合支援センターが労働者の健康管理に関して事業所を個別訪問したり、あるいは個別の電話相談等にも対応しております。この制度の周知等につきましては、各健康保険組合で行っているものというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、私のほうからは、2の2として御質問いただきました電動車椅子の関係で、さらなる道路整備が必要と考えるというようなことについての御質問に対して、回答をさせていただきます。

電動車椅子は、道路交通法上では歩行者の扱いになりまして、歩道・横断歩道を通行する。歩道のない道路は右側通行、歩行者用の信号に従い、時速は最高速度6キロメートル以下というふうにされております。

村で道路の各区改良等を行う際は、縁石やガードレールでセパレートされた歩道を整備し、より歩行者や車椅子の方が安全に通行できるよう配慮したものになりたいと考えておりますが、中には地権者の同意や立地条件等によって整備できない場合もございます。まずは、各区からの要望箇所や日頃の道路パトロール等で、通行の支障になるような障害物や路面の状況を確認する中で、危険度や優先度が高いと判断された場所から、順次改修や修繕を行ってまいります。

また、国県道については、引き続き歩道整備を含めた道路改良を関係機関に要望してまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私のほうからは、4番の不登校の現状と対策について、まずお話しします。

コロナ禍が3年にわたって続いている現状で、全国的にも不登校は増加しております。積極的に休むように呼びかけていかざるを得ない環境の中で、登校に関するハードルが下がったことや、制限のある中で交友関係を築くことが難しくなった等、様々な事情が考えられるところであります。

青木村でも、小・中学校共にコロナ前よりも不登校の児童・生徒数は増えている状況でございます。個々の児童・生徒の状況はケースケースにより様々な要因があり、対応も個々によって異なっております。例えば、保健室や空き教室を利用すること、ICTを活用すること、スクールカウンセラーによる対応、時間をずらしての登校、行事に合わせての登校、上田市のシネマクラブと連携を図るなど、様々な対応を行っております。

一方で、不登校に対する社会の考え方も変わってきました。学校に登校することだけを目指にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立していくことに焦点を当てることとなってきました。その子の将来を見据えて、今どう生きる力を育てることが重要であるかを考えていくというものになってきております。今後も一人一人に対応した丁寧な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、5番目のデジタル化の推進による健康への影響についてでございますが、本年度電子メディア利用に関するアンケートを、小・中学校で行いました。平日でも3時間以上メディアを利用している子は、小学校で7%、中学校で18%ありまして、丁寧に対応していく必要を感じております。

また、視力検査ですが、ここ3年間の傾向として、視力の低下が検査結果に現れております。本年度保小中一貫教育の5か条委員会では、先ほども申しましたが、この結果を受けてあおきっこ教育ポイント5か条の改訂を検討しておりまして、メディアはルールを決めてスマホは持たせないという今までの第3条を、学習以外の時間、学習以外の利用は1日60分以内という案で、現在検討中でございます。

次に、小学生児童のランドセル問題についてでございますが、以前の回答で、低学年のランドセルの重さは、平均で2.6キログラムとお答えしてございます。文部省から出された何を

持ち帰らせるか、何を学校に置くか、保護者と相談して発達段階、通学上の負担、学校や地域の実情を考慮して判断とする、その指示を受けて、無理なく通学できるようにしております。

タブレットの持ち帰りについてですけれども、11月25日に、1日だけ6年生で実施したところでありまして、6年生以下の学年の持ち帰りについては慎重に考えておりまして、今のところランドセル問題については問題はないと考えております。今後も対応には配慮してまいりたいと思っています。

以上であります。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 再質問をさせていただきます。まずは先ほどの2番目の項目で、電動車椅子、こちらの購入には50万から70万円ぐらいかかります。こちらに対する補助金あるいは村が購入して貸し出すとか、そのような考えはどうかどうか、お聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御質問の、電動車椅子の購入に対する補助とか貸出しの考えという御質問だと思います。福祉の関係あるいは介護の関係では、一定の条件の下に補助の制度はございますけれども、多分議員が御質問されているのは、一般的にセニアカーと言われるようなものなのかなというふうに思います。御承知のとおり、そういったものに対する今補助については、村では実施しておりません。全国的には補助金を出している自治体もあるというふうに承知をしております。しかし、県内はあまり例がないかなというふうに感じております。また、今後の他市町村の動向等を見る中で検討してまいりたいというふうに考えております。

また、貸出しについても、どんな形で貸し出すのか、短期的に貸し出すのか長期的にお貸しするのかというようなこともございますし、その場合の車体の整備だとかメンテナンスをどうしていくとか、事故があったときにどんな対応が必要になるのかというようなことを含めて、ちょっと整理しなくちゃいけない課題がたくさんあるかなというふうに感じております。

セニアカーの御利用ももちろんですけれども、いろんな安全面から見ても、今バスもデマンド化となっておりますので、バスの活用も積極的にお願いしていきたいということと、セニアカーについては、先ほど御質問の中にもありましたけれども、毎年安協のほうで安全乗車

の講習会を行っていただいているところでございます。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 3番目と4番目につきましては回答は結構なんですが、3番目の項目につきまして、女性特有の関係なんですが、更年期の離職は、全国で46万人に上っているようでございます。女性の活躍を阻害する要因と、こういう御指摘がありましたので、申し添えます。

それから、4番目の項目につきましてです。青木村教育委員会点検評価結果、こちらは令和4年7月28日付をいただいております。この中にコメントの評価で、たんとキッズあおきの存在が大きいと、このように評価されておりました。たんとキッズに今後とも力をお入れいただければというふうに思います。

それでは、6番目の項目についてお聞きをいたします。こちらは午後8時以降にゲームやパソコンなどを使用しないスイッチ8という、こちらの推進についてでございます。こちらを取り組んでいる自治体がございましたので、こちらについての考えをお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 先ほども申しましたけれども、教育ポイント5か条の改訂で、題ですが、メディアと上手に付き合っという題を変えていこうと。学習以外は1日60分以内、1週間に1日は30分の日を家庭で決めよう。3ないルールで身を守る、課金しない・サイト登録しない・知らない人と知り合わないという改訂で、今検討中であります。決められた時刻までやろう、あるいは決められた時刻以降はやらないという考え方ということではなくて、使用する総時間を家庭でしっかり話し合っって決めようという立場で、今検討しているところであります。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 10番、居鶴貞美議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩をとります。

10時55分再開といたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

◇ 松 澤 正 登 君

○議長（金井とも子君） 続いて、6番、松澤正登議員の登壇を願います。

松澤議員。

〔6番 松澤正登君 登壇〕

○6番（松澤正登君） それでは、議席番号6番、松澤正登でございます。

ただいまから質問を行います。私の場合は大きな3点について質問させていただきます。なお、1点、2点につきましては一括で答弁をお願いいたします。3点目につきましては一問一答という形で答弁をよろしくをお願いいたします。

それでは、初めに、令和5年度予算と今後の青木村についてを質問いたします。

政府はこのほど、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を発表いたしました。そして、総合経済対策の裏づけとなる第2次補正予算が成立をいたしました。来年1月以降の負担軽減率が示された電気、ガス、ガソリン、灯油補助金の支援策によって1月から9月にかけて、標準的な世帯で総額4万5,000円程度が軽減されると発表されております。

また、感染拡大第8波への備えと今後の感染症を見据えた対策として、ワクチン接種の促進や質の高い検査機関の確保、また子育て支援、企業への補助金充実などが計画されております。

しかしながら、物価高騰、燃油費などの高騰により、庶民の暮らしは依然厳しい状況にあります。変わりはありません。各自治体も柔軟に使える地方創生交付金は、村民の生活を守るための大事な予算となっております。

村の令和3年度決算の状況を見ても、地方交付税は、51.1%と大きく依存した財政運営がされております。また、村の令和4年度当初予算は、30億8,300万円、令和3年度より3億5,100万円余で12.8%の増額で、地方交付金は43.6%、村債は9月30日現在では16億5,000万円余の、昨年度より8,000万円ほど増額となっております。

ここで質問をさせていただきます。

第1問は、来年度予算編成に入る時期になりましたが、コロナ禍が続くと予想される状況

の中、6点の重点プロジェクトを目標としておりますけれども、どんな予算編成になるのかをお尋ねいたします。

第2点目は、国の財政も大変に厳しいと感じますが、地方交付税や村の自主財源の見通しはどうかについてお伺いをいたします。

次に、最近、全国瞬時警報システム、Jアラートの試験放送がありました。Jアラートは弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を人工衛星及び地上回線を通じて、全国都道府県市町村等に送信し、市町村防災無線等を自動起動することにより、人手を介さず、瞬時に住民等に伝達するシステムと承知しております。

過日、弾道ミサイルが日本の領土、領海に落下する可能性、また、領土、領海の上空を通過する可能性があるとして、北海道、青森など数県にJアラートが実際流れました。また、弾道ミサイルによるJアラートの仕組みには、情報発信が遅い、情報が二転三転しているなどの指摘がされています。政府が正確な情報を発信するには、それなりの時間が必要になる現実があるようです。こうした弾道ミサイル攻撃の危険性は他人事ではないとも感じます。

そこで質問させていただきますが、村ではこうした弾道ミサイル攻撃に対応した住民を守るためのマニュアルなどが検討されているのか、お聞きしたいと思います。

まず、この第1問の令和5年度予算と今後の青木村についてを、回答をお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私からは、2点につきまして答弁をさせていただきます。

まず、問い1の村の6つの重点プロジェクトと予算編成の関係についてでございますが、令和5年度の予算編成はまだ始まっておりません。状況については今、松澤議員が述べられたとおり、社会情勢の先行きが極めて見通しにくい状況でございます。

加えまして、第8波に及ぶ長期のコロナ禍が今後、見通しがまだ立たず、国の財政運営も厳しい状況にあります。コロナワクチン接種費用の自己負担も来年度、政府の予算編成の中では検討されているというふうに伺っております。

ただいま御質問のありましたコロナ禍の3年間の大きな財源となっております100%補助の地方創生臨時交付金の来年度につきましては、減額の危機にあるというふうに見ております。村の来年度の予算編成に当たりましては、ウィズコロナ、アフターコロナなど、コロナ対策を最重点というふうに思っております。

そういう中でありますけれども、今年度スタートいたしました6つの重点プロジェクトを中心に第6次の長期振興計画の推進を図りまして、通常の経済社会活動を止めないよう、地

域の課題解決に取り組む予算編成をしております。その推進のために限られた人材、財源をより一層、有効に使用しております。

2点目の、地方交付税と自主財源の見通しについてでございます。

まず、地方交付税につきましては、令和4年度、今年度、国の予算の公債費は約37兆円で、その割合は34%でございました。つまり3分の1は借金という状況でございます。そういった中で、普通交付税につきましては、令和4年度につきましては、国の補正予算がありまして、国税収入の補正がありました。

国全体で1兆9,211億円が増額されまして、そのうち4,970億円は令和4年度に増額交付され、残りの1兆4,242億円は、令和5年度に増額される予定というような新聞報道がございました。令和5年度につきましては、今言いました国の1兆4,242億円が分配、加算されるとなれば、大きな減額はなくて、このことにつきましては、令和4年度並みを見通しているところでございます。

自主財源、村の税収の見込みにつきましては、まだまだ景気の状態が分からないわけですが、個人住民税は世の中の景気が若干回復しておりますので、所得割は若干増加できるかなというような見通しを、今持っております。法人住民税につきましては、これも景気がよくなりまして、若干の増加を見込んでもいいのかなというふうに思います。

村で今、工事をしております大型の工場につきましては、来年度の予算編成には加味されません。それから固定資産税につきましては、基本的には横ばい、軽自動車税、たばこ税、入湯税、これも横ばいかなと、そんな状況を今、見通しを立てております。

いずれにいたしましても、コロナ関連の支出が高くなることを見込まれることから、大変厳しい予算編成になるということには変わりはありません。

以上です。

○議長（金井とも子君） 奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、私のほうからは、問い3番の弾道ミサイル攻撃に対応した住民を守るためのマニュアル等の検討の質問でございますけれども、ミサイル防衛に関する備えといたしまして、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、通称国民保護法とも言っておりますけれども、この法律において国が定める基本指針及び長野県が作成する県の国民保護計画を踏まえまして、市町村においても、国民保護計画を作成することになっております。

村では、現在、計画作成に向けての準備を進めておりまして、本計画の中で定めていきま

す平素からの備えや予防等の事項、それから武力攻撃事態等への対処事項、それから復旧等への事項、そういった事項に合わせまして、避難マニュアル等の作成も検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） ただいま、奈良本会計管理者と申し上げましたけれども、防災危機管理監の立場から答弁をされましたので、訂正いたします。

松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

村長も一昨日の挨拶で、来年度の補正予算編成作業に入るわけだけれども、コロナ禍の影響を受け、大変厳しい中の作業だと。また、創意工夫で最大の効果が得られるよう、職員の英知を結集して、元気で豊かな村づくり、日本一住みたい村づくりに取り組むと挨拶がありました。御苦勞ですけれども、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、2点目に入らせていただきます。

みんなが生き生きと輝ける村づくりということで、先ほど居鶴議員からも質問がありました。少し関連するかもしれませんが、よろしく願いをしたいと思います。

成人保健事業については、胃検診、肺がん検診、子宮がん検診、特定・循環器・いきいき検診、大腸検診、乳房検診など、健康寿命を延ばすための取組が始まって4年目になります。青木村でも令和2年度の健康寿命延伸計画が策定されて、フレイル予防を含め、各検診が行われています。

そこで質問を3点についてさせていただきます。

1点目は、村の健康診断、検診、結果から見えてきたものは何かということ、まず1点、伺いいたします。

2点目に、健康診断、検診、検査後の健康指導はどのように行われているのかについて伺いをいたします。

3点目に、健康診断受診者を伸ばすための取組はどうかということで、他市町村ではポイントカードですとか割引券などの発行などにより、受診を伸ばす活動があるわけですけれども、青木村の取組のお考えをお聞きしたい。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから3点、お答えいたします。

まず最初に、村の健康診断、検診、検査から見えてきたものについてですが、健康診断の結果等から、村では、高血圧、高血糖、脂質異常等により治療を受けている方の率が県平均に比べ、高い数字となっております。また、メタボリックシンドロームの状態の方も多く、人工透析を受けている方が県の平均値よりも高くなっております。

2点目の健康診断、検診、検査後の健康指導はどのように行われているかについてですが、検診当日の検査終了後に、希望者や検査の値に異常が見られた方等を対象に事後相談を実施するとともに、がん検診等により精密検査が必要になった方に対しましては、医療機関からの精密検査の実施についての案内の通知を個別に持参し、説明を行っております。

また、特定保健指導者に対しましては、検診後、必要に応じて村の保健師、管理栄養士等により、生活習慣を改善するよう訪問、電話等による指導、支援を実施しております。

3点目、健康診断受診者を増やすための取組についてですが、健康診断受診者を増やすための取組といたしましては、先ほど居鶴議員の質問でもお答えいたしましたが、今年度、夜間、休日検診の実施、健康診断と肺がん検診等の同日実施、集団検診以外の個別検診を実施いたしました。

また、未受診者に対しまして、対象者別にそれぞれ内容の異なる勧奨通知を作成し、検診の勧奨をいたしました。この結果といたしまして、令和2年度、全県で52位だった受診率が、令和3年度は45位というふうになってきておりまして、今年度はまだ出ておりませんが、今年度についても上昇が期待されているところでございます。

また、健康ポイントについてですが、実施している市町村等にお聞きしましたところ、受診率のアップにつながっているかどうかの費用対効果の検証がなかなか難しい、制度設計に費用がかかる、年代によりポイント制度に関心が低い層がいる等の意見をいただきました。このため、村といたしましては、当面は、住民の方が健診を受けやすい環境を整備していくということを健診率のアップにつなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございました。

これからも村民一人一人が健康の意識を高められる行動、また、各種疾病等の発症や予防、そして健康の保持を図るためにも、健康寿命延伸ができるよう、取組をまたよろしく願いいたします。

それでは、3点目の質問をいたします。

腎臓機能障害及び特定疾患治療の通院補助の制度についてお伺いをいたします。

障害者は、障害者総合支援法により、障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目的として、平成18年度4月に施行されました。

サービスは大きく分けて、全国一律の基準で実施される自立支援給付と地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により村が実施する地域生活支援事業に分けられます。また、総合支援給付は障害福祉サービス、自立支援医療、補装具費に分けられますが、障害者の皆さんには身体障害者福祉法、障害者手帳を受けて、様々な支援を受けることができます。

そこで質問をさせていただきます。

青木村の腎臓機能障害及び特定疾患治療者の実態について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

村内で腎臓機能障害を有し、透析治療を行っている方は16名ほどになります。また、国の指定難病等に指定されている538の疾患の治療者は、令和3年度のデータですが、34名になります。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

そこで、青木村でも多くの方が人工透析治療に通っています。今、課長から発表がありましたように、16名とお聞きしました。人工透析とは腎臓の働きを人工的に補う治療法です。病気などの影響で正常に機能しなくなった腎臓の代わりに、血液中の老廃物や余分な水分を取り除く治療でございます。

人工透析を受ける人は、週に3回、1日置きの治療が必要となり、治療時間は4時間から5時間、状況に差はあるようでございますが、1回の治療により、かなりの体力が必要のようでございます。治療を止めると命に関わることになります。

治療に通っている人たちの交通手段は、自家用車、公共交通機関、医療機関や福祉施設の車を使用しているようであります。いずれもそれ相応の交通費がかかり、大変です。また、独り暮らしの人は常に不安を抱えながらの治療に通い、家族と一緒に家庭では、介護も必要になり、家計への負担も大きく、人工透析に通う皆さんから強い要望があります。

私も上小管内の自治会、自治体等に訪問してお聞きをいたしました。特に身近なところで、

長門町では合併前から腎臓機能障害及び特定疾患治療通院費補助事業実施要項を作り、腎臓機能障害及び特定疾患治療のため、加療を要する者に通院費用の全部または一部を予算の範囲内で支給していると。上小管内でも全自治体を実施しているようでございます。

青木村では、福祉医療給付が乳幼児、児童、ひとり親世帯の親と子、また、重度の障害のある方等の保険適用内の医療費の負担軽減のための制度を実施しておりますが、また、障害のあるお子さんへの手当での医療費補助がされております。

そこで質問をさせていただきますが、村として補助事業実施要項を定め、腎臓機能障害者及び特定疾患患者に対する補助要項を策定したり、通院費補助の支給ができないか強く要望をしたいと思いますが、これについて答弁をお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 松澤議員の冒頭の御質問にもあり、お答えしたとおり、国・県・村でもコロナ禍が長引きまして、財政は大変厳しい状況にございます。村民の皆さんもウクライナ情勢や円安の進行に伴いまして、原材料、食料、エネルギー価格の高騰など、生活にも大変大きい影響、強い影響を受けているというのは承知しております。

いましばらくは、コロナが長引くという状況の中でありますので、財政の最優先としては、コロナ対策に充当させていただきたいというふうに思います。したがって、村財政に余裕のない中、御質問の通院費補助につきましては、今すぐ実施というわけにはない状況でございます。

腎臓機能障害の方、それから特定疾患の患者の方には、まずは村民の皆さんにより多く参加していただきまして、医療政策あるいは成人保健事業を村といたしまして鋭意推進してまいります。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

私のほうから補足になりますけれども、調査したところ、上田市のあたりは、平成18年度からやりまして、障害者4級以上は片道2キロ以上でやっていると。令和4年度は473人ぐらいいるようです。そのうち、大体予算が470万円ぐらい取ってあるということを知っております。

また、長和町につきましては、平成17年度から3級以上ということでやっております、1か年8,000円というふうにお聞きをいたしました。患者数は12人ほどいるようでございます。これは透析患者でございます。そういうことで、予算的には68万円ぐらい取ってあると。

こういうようなことで、それぞれいろんな、もっとぜいたくを言っているような質問もあるようでございますけれども、そういった実態がありますので、ぜひ今、村長にお願いするわけですけれども、1日も早く実施できるようにまた御検討をお願いしたいと思います。

私の質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 6番、松澤正登議員の一般質問は終了しました。

◇ 塩 澤 敏 樹 君

○議長（金井とも子君） 続いて、2番、塩澤敏樹議員の登壇を願います。

塩澤議員。

〔2番 塩澤敏樹君 登壇〕

○2番（塩澤敏樹君） 議席番号2番、塩澤敏樹です。

通告書に従い、大項目2つ、小項目10個について一答一問で質問させていただきます。よろしくお願いたします。

では、まず人権問題についてであります。

ただいま12月4日から人権週間が始まっています。それから12月10日が人権デーであります。12月の広報あおきにも、人権週間についてのページが載っていました。昨年はこの場で人権施策についてお聞きしました。その際、答弁で、人権を取り上げ、教育委員会だけでなく、住民福祉課とも連携して講演会や学習会等を実施していくという答弁をいただきました。

今回は、人権の中で同和問題についてお聞きします。

1969年、昭和44年に国会で成立し、施行された同和对策特別事業措置法により、当初は10年間の時限立法として開始しました。その後、様々な法案が提出され、2002年、平成14年に終了するまで約33年間、約15兆円の国家予算が費やされました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備が着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく解消されました。

しかしながら、差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文章が送付されたりする事案が依然として存在するほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされ、差別の拡大、悪質化が進んでいます。鳥取ループ、この代表者は信大卒業生で

あります、による全国部落調査復刻版出版事件など、相次ぐ差別事件が発生しています。

そこで、国は、部落差別の解消の推進に関する法律が平成28年12月16日から施行されました。これは部落差別の名称を冠した初めての法律であります。同和地区の有無にかかわらず、部落差別を解消するための教育及び啓発の推進が重要であり、部落問題に対する知的理解と人権意識を高める取組が求められています。

まず、そこでお聞きします。

青木村でここ数年間、同和問題と思われる事案はあったのでしょうか、お聞きします。

○議長（金井とも子君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 教育委員会への相談も、役場における各課への相談事案としても、ここ数年においては報告された問題事案はないと認識しております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

相談がないということで、後にも出てきますが、次に、近隣の自治体へ同和地区についての問合せがあったことがありました。上田市でも問合せがあったときの職員の対応について、マニュアルがあります。

この頃もつい先日ですか、東御市でも問合せがあったようであります。東御市は今、その対応マニュアルを策定している最中に、そういう問合せがあったということでもあります。問合せで何が差別であるのか、同和問題なのかを職員が分かっていることが大切だと思います。

青木村でも同和地区があるのかという問合せが以前にあったという話も聞いています。ですから、それも同和問題ではないかというふうに考えています。

そこで、青木村においては、その問合せがあったときに対応するマニュアルはまだないというふうにお聞きしていますので、マニュアルづくりが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 現在、村におきましては、同和地区についての問合せに対するマニュアルというものはございませんが、今後、近隣の市町村のマニュアル等を参考にさせていただきながら、作成について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

今、近隣で作成する準備、それから作成しているところ等があると思いますが、と同時に、

対応マニュアルを、できれば近隣市町村と連絡を取り合っ、同じ内容といひますか、同じ対応ができるようなマニュアルを作っただければと思ひます。と同時に、マニュアルを作っ、職員が異動してしまっ、その窓口の職員が変わっ、マニュアルがあることを忘れてしまっ、上田市でもそういうことがありました。ですから、職員全体へのそういう啓発も必要になると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、2002年にいひゆる同和対策特別措置法が失効してから、部落差別解消法が施行されるまでの15年間、これは空白の15年間といひられていますが、同和行政は終わっ、同和教育はもうやらなくていいという風潮が広がる中で、学校でも同和問題についての授業が行われなくなりました。同和問題について学習してこない先生方も、教壇に立つようになりました。

数年前に、青木中学校で同和問題について話をさせていだいたときに、部落について知らない先生が3人いらっ、部落差別の現実に対する無視や軽視、認識不足が広がっ、部落問題は昔の話でも、限られた地域や一部の人たちの問題でもありません。差別をなくすのは私たち一人一人の課題だということをこの法律は示しています。

部落差別解消法の第5条に、国は、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行うものとする。地方公共団体は、国と適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するために、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとするとあります。

つまり、学校においては部落問題について学習することの必要性が改めて示されました。また、地域においても、部落問題についての啓発が必要です。世の中で、部落に対するイメージはマイナスのイメージばかりです。

子供たちが部落に最初に接するのは教育だと思ひます。その中で、部落との出会いを正しい知識で、よいイメージの出会いを子供たちにしていくことがとても大切だと考えます。大人の方も部落について考えていただき、正しい理解をしてほしいと思ひます。

そこで、学校における同和教育はどのように行われているのか、また、村民についてはどのように同和教育、人権の啓発を行っていくのか、お聞きします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校では、11月になかよし旬間を位置づけまして、人権教育を行っています。学年や発達段階に応じて道徳の教材やあけぼのの教材を使用しております。さらに6年生では、歴史を学んだ子供たちが部落差別について学び、中学につなげていきます。中学校では、5月と11月の年に2回、人権教育月間を位置づけて、生活実態についてアン

ケートを行い、差別をしない、いじめを許さないという狙いで、人権同和教育を実施します。内容としては、障害者への差別、ハンセン病問題、東日本大震災における放射線風評被害など、様々な差別を扱うとともに、3年生では部落差別を扱い、最終的には結婚問題を取り上げ、差別のない社会を目指す重要性を学びます。

村民に対しては、多くの人に参加する子育てフォーラムや学校の参観日の講演会を捉えて実施していこうと考えています。今年は青木村の人権擁護委員さんからの要請があり、教育委員会と住民福祉課、小学校が協力して、人権講演会を行う計画でいました。実は11月の実施計画でしたが、突然の感染拡大のため延期となっております。村と連携した計画は初めてのことでしたので、今後もそのような連携は取っていきたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

学校においての、本当に部落に対するイメージづくりというのは、大切になってくるかと思えます。特に先生方が部落問題についてどのように捉えているかが一番問題だと思います。特に結婚問題については大変難しい問題だと思いますが、中学校で部落差別、部落の出身だと結婚が難しくなるんじゃないかというふうに捉えてしまうような指導の仕方になってしまうことがあり、大変デリケートな題材だというふうにも考えています。

どっちにしろ、小学校でも部落問題等について勉強してくるということでもありますので、小学校と中学校の連携を持っていただいて、小学校でどのような卑賤語、差別語を使って教えているのか、それに対して中学校はそれを受けてどのように教えていくのかというような連携をつくっていただきたいと思えます。

同和問題を解決するためには、一人一人が同和問題について自分自身の問題として考え、意識や行動を見詰めていくことが大切であります。私たち一人一人が同和問題について正しく理解し、部落差別の解消に取り組み、差別をしない、差別を許さないという意識を高めていけるような取組を、これからもお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

続きまして、次に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりについて伺います。

日本は諸外国に例を見ないスピードで、高齢化が進行しています。厚生労働省において、2025年、令和7年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

青木村では、高齢化の進展や認知症高齢者の増加傾向が認められる中で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組み、いつまでも生き生きと安心して暮らせる支え合いの村を目指して、青木村第9次高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画に沿って、介護問題、高齢者問題に取り組まれていると認識しています。

来年度が計画の最終年度になり、令和6年度からは新たな3年間の第10次高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画がスタートすることになります。これから担当課の皆さん、それから委員会を設置されて、計画の策定に当たっていくことと思います。

青木村の高齢者について見ますと、65歳以上の高齢者の人口は令和3年、昨年のあれを見ますと、1,646人、令和2年も1,646人、令和元年でいくと1,652人、平成30年では1,650人、平成29年は1,640人、平成28年は1,664人と、青木村において65歳以上の人口は増えていません。これからは減少していく傾向だろうと考えます。

青木村の包括支援センターでは、他市町村よりも村民に寄り添って活動していて、対象の方々の様子をとてもよく把握されていると思っています。

以上を踏まえ、地域包括ケアシステムをさらに進化させ、たとえ重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられることを望み、これからの社会の状況に応じた地域包括ケアシステムを、青木村としてどのように構築していくかについて、質問させていただきます。

まず、この間、こういう記事がありました。介護給付費の膨張が止まらない。2020年度は10兆円に達した模様で、介護保険制度が始まった2000年度の3兆2,000億円から3倍に膨らんだという記事がありました。介護費用が年々増加していると報道されています。

そこで、青木村での給付費の推移はどのようになっているか、お聞きします。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 青木村の介護給付費は、令和元年度が約5億2,700万円、令和2年度が約5億400万円、令和3年度は約4億9,300万円というふうに、ここ最近では減少傾向であります。これは新型コロナウイルスの影響により、感染が拡大するとサービスを受けることを控える傾向があったことが影響しているというふうに、推測いたします。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） コロナの影響があるということではありますが、給付費がほとんど変わらない、減少傾向ということでもあります。これからも対象者の方が少なくなっていけば、下

がっていくのかなという感じもします。

次に、先ほど居鶴議員の質問の健康事業にも出てきました要介護2以上の独り暮らしの高齢者はどのくらいいらっしゃるのか。その中で、例えば要介護認定時の認知症自立度Ⅱ、つまり日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態の方はどのくらい村内にいらっしゃるのでしょうか。

また、要介護2以上、日常生活自立度Ⅱ以上の独り暮らしあるいは小家族で、日中は独居の方々を含め、その人たちの服薬管理はどうなっているのでしょうか。とりわけ糖尿病、先ほどありました高血圧というのは、県下においても高い数字だということでした。の、方々の服薬管理はどうなっているのでしょうか。また、医療機関への受診は誰が把握しているのか、お教えてください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 要介護度2以上の独り暮らしの方は、村内に16人おります。そのうち認知症自立度Ⅱ以上の方は13人です。

また、服薬管理につきましては、基本的に担当のケアマネジャー、地域包括支援センターの職員が把握し、服薬管理については訪問看護師、薬剤師等による居宅療養管理指導が行われております。また、ケアマネジャーは適宜担当者会議を開催し、情報の共有を図っているところでございます。

医療機関の受診等につきましては、担当ケアマネジャー、地域包括支援センターで把握し、状況に応じまして同行受診等を行い、医療機関との連携を図っております。また、受診につきましても、先ほど申し上げました担当者会議等で情報共有を図っております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 担当される方々の情報共有で、それぞれの支援ができているということをお聞きしました。基本的にはケアマネジャーさんは服薬管理をすることはできない、介助しかできないというふうになっているかと思いますが、365日見守ることは不可能であります。訪問介護サービスなどとの連携がとても大切になるのではないのでしょうか。その連携体制がどの程度浸透しているのか、あるいは現場の課題は何なのかを見ていく必要があるのではないのでしょうか。そして、外来受診が困難な人にとって、在宅医療は切実な問題だと、在宅医療が問題だと考えています。

青木村では、高齢者生活福祉センター、生活支援ハウスがあり、生活に不安のある独り暮らしの方や高齢者世帯の方に住居機能及び交流機能を提供していただいています。多くの方

が利用されていて、日常生活で不安のある方々にとって、生活に不安を抱えている高齢者にとってもとても心強い施設だと考えています。とてもよい施設だなと思っています。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域において様々な医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要だと思います。

国において、平成26年に介護予防法が改正され、在宅医療・介護連携推進事業が平成27年度から市町村が行う事業として位置づけられました。そこで、在宅医療と介護の一体的な提供の実現に向けて、青木村における現状と課題についてお伺いします。

また、今後の対応策について、青木村ではどのようにお考えかお伺いします。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 医療と介護両方を必要とする状態にある高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活していくためには、地域の医療と介護が連携してサービスを提供することが必要であります。

現在、令和3年4月から令和6年3月までの3年間を計画期間といたします第9次高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画に基づきまして、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と介護の一体的な実施に向け、村内の医療・介護等の関係機関等と情報共有、連携を図りながら取組を進めております。

現在の村の課題といたしましては、やはり医療と介護の資源不足、方針体制の構築、深夜、早朝の対応等がございます。

今後の対応につきましては、地域ケア会議等の場を通じまして、関係者が顔の見える関係を築き、医療と介護の一体的な提供に向けた取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

医療等の資源不足等、深夜早期等について心配があるということでありました。

2018年、平成30年の介護保険法改正で、地域包括ケアシステム強化法の成立によって、平成30年度から市町村の権限強化として、財政的インセンティブが新たに導入されています。

これは自立支援や介護予防などで成果を上げている市町村や、これを支援する都道府県を評価し、国からの交付金を増額するというものです。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の維持可能性を確保することに配慮し、

サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としています。

具体的には、国から提供されたデータを分析した上で計画を策定するとともに、介護予防、重度化防止等の目標を設定し、その達成状況に応じて市町村と都道府県に国が財政的インセンティブ、つまり交付金を与える仕組みです。

そこでお伺いします。

この評価指標というものはどのようなものがあるのか、また、青木村としてどのように回答し、どのように評価されたのか、お伺いします。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 介護保険における財政的インセンティブは、市町村等の様々な取組の達成状況を評価できるような指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するために、交付金を交付するものでございます。

評価指標といたしましては大きく3項目に分かれており、全体で約60項目ほどございます。全ての指標の内容について説明することはできませんが、例えばPDC Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築といたしまして、地域の介護保険事業の特徴を把握しているか等の指標があります。

このほかに、ケアマネジメントの質の向上として、保険者としてケアマネジメントに関する保険者の基本方針を介護支援専門員に伝えているか。地域ケア会議の活性化といたしまして、地域ケア会議における個別検討件数。介護予防の推進といたしまして、介護予防と保健事業一体的に実施しているか。介護給付費適正化事業の推進といたしまして、ケアプランの点検の割合、要介護状態の維持、改善の状況といたしまして、要介護認定の変化率の度合い等の指標がございます。

指標の評価につきましては、基本的にそれぞれの市町村が自己評価を行っており、それぞれの項目ごとに村の現状に沿った回答を行い、指標の達成状況に応じまして、交付金が交付されております。今後もできる限り、指標を達成できるように事業の実施に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 評価に用いたデータ等、そういうものは公表されたりしているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 個々のデータについては公表されておりませんが、

それぞれの市町村ごとの評価点、これについては国のホームページで公表されております。
例えば令和3年度でいいますと、評価の満点が2,475点ですが、青木村の場合は1,012点というふうに、各市町村ごとの評価点については公表されております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） そのインセンティブ交付金についてはどのような使い道をされているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） インセンティブ交付金の使用方法につきましては、基本的に高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するために使用しております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 具体的にはまたお聞きできればと思いますが、続けていきます。

地域包括ケアシステムは当初、医療・介護サービスをどう組み合わせるかとといった狭義の体制論から始まりましたが、現在はその対象を高齢者に限らず、地域の様々な資源を生かして、地域共生社会、社会的包摂といった、より大きな課題をどう解決するかに向かいつつあります。言わば地域包括ケアシステムは広義のまちづくりの手段の1つであり、一言でいえば、居心地のよい村づくりをどうつくるかということであるとも指摘されています。

自分の家で、そして地域で最期を迎えることを望まれる方も多いのかなと思います。多くの住民が地域包括ケアシステムの存在、また、それが何であるかを知る機会がなく、なかなか協力が得られないのではないのでしょうか。

また、最近では近所とのつながりが希薄になっている傾向もあり、近所での声かけや見守りが十分でないことも問題となっています。今後は地域包括ケアシステムのその存在を周知していくこと、さらには近所で助け合うことの大切さを知ってもらうことが必要となると思います。

そこで、村長にお聞きします。

今後の地域包括ケアシステムの在り方についてどのようにお考えか、地域包括ケアシステムを村づくりの大きな柱の1つとして位置づけていくことが重要と考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、御質問の中にありました居心地のよい村づくり、これは青木村に言い換えれば、住み続けたい村というふうに、私は理解をしております。

高齢者が病気になった後の介護が重くなったときに、住み慣れた土地で最後まで暮らせるよう、地域の医療や介護、その他のサービスを連携するために、住民福祉課内に地域包括支援センターを設けてございます。この中では、業務として、地域包括ケア、高齢者の介護、自立支援、介護保険、認知症対策、高齢者等の権利の擁護、財産の保全、介護者の支援等々を実施しております。

このセンターは、当初できたときにレポートの中にあっただけですよ。反省をいたしまして、役場内で福祉担当、保健衛生担当、住民担当と連携ができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援などなどを一体的にしたいということで、ワンストップでできるための体制を取るために、役場内にセンターを移設いたしました。

最近になりまして、時代の要請から、団塊の世代が75歳以上となります2025を目途に、今までの機能に住まいでありますとか、今、御質問にありました生活支援のシステムの構築が求められております。

村では、各課の連携や情報共有が常に行われまして、現在でもおおむね国が求めております地域包括のシステムに沿った業務を行っているというふうに思っております。今後、重度な要介護状態となった方にも、住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けられるよう、努めてまいりたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

社協で行っている支え合いマップもそうだと思うんですね。地域の方との支え合いというのも、それも含めてこれから社協さんと一緒に、地域包括センターと一緒にやっていければいいのかなというふうに考えています。

専門職のそういう皆さんの知恵と経験を持ち寄って作られたシステムと同時に、地域に住む住民の意識に浸透していくような、そんな努力を続けて、地域包括ケアシステムが機能し、定着していくのではないかなと考えています。

最後に、青木村では青木診療所が整備され、小川原先生も来られて、村民の医療や健康管理にとっても貢献されています。自分は先代の小川原先生に診ていただいたことはなかったのですが、地域の方の告別式のお斎の席に、いつも小川原先生が座っていた姿を覚えています。小川原先生が地域の方々の終末医療を担っていたことが分かりました。

地域の方々や施設の方から、地域に住んでいただける医師が欲しい、青木村に住んでいただける医師を確保できないかという意見を聞いています。医療と介護の両方を必要とする状

態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域の医療・介護の関係機関の連携が必要であり、地域に医師がいることが、とても重要なことでもあります。先ほど答弁いただいた中でも、休日だとか早朝、夜等に対応ができないというのもありました。

そこで、今いらっしゃる診療所の小河原先生に青木村に住んでいただけるような働きかけをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 平成29年6月に、今の小川原秀太郎先生、奥さんアオイさん、先生ですけれども、結婚式が松本で行われ、私もお招きをいただきまして、出席してまいりました。その席、テーブルに、私の席にあらかじめメッセージが置かれておりまして、お二人の名前で、青木村診療所の跡取りとして青木村医療の支えになりたいとの大変うれしい文が記されたものが置いてありました。今でも私は大切に机の中にしまっております。先代の辰雄先生は、有能な後継者をしっかり決めていただいたなというふうに厚くお礼を申し上げたいというふうに思っております。

秀太郎先生が赴任する際に私どもも内容がよく分からずに、先生の考え方だとかお立場をよく分からずに、村営住宅のあっせんだとか住宅用地の紹介などをさせていただきました。秀太郎先生は今、仄聞するのには、医師としての人生設計があるんだということが分かってまいりまして、そんなことで今、秀太郎先生は長野から通勤の状態となっております。

先生御夫妻がさらに地域医療に必要な研さんを積まれることをいましばらく温かい目で見守りたいなというふうに思っております。なお、最近になりまして、診療所にはもう一人の先生が確保されて、診療所の充実を図っておられるというふうに伺っております。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

ゆくゆく青木村にも医師が住んでいるというふうになっていけばいいなと考えています。

地域包括システムを深めるための提起をさせていただきました。病気を診る医療と生活を支える介護の連携が一層重要になっています。役場の職員の方々や各事業所の関係者、ボランティア団体の方、民生委員さんなどの多様な方々が参加しての地域ケア会議などを開いていただくのはどうでしょうか。

地域に暮らす高齢者の方が目の当たりにしている困難をしっかりと吸い上げていただき、村民の実情に合った地域包括ケアシステムの構築を含めた、よりよい地域づくりをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 2番、塩澤敏樹議員の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩を取りたいと思います。

再開は13時からとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

◇ 宮 下 壽 章 君

○議長（金井とも子君） 8番、宮下壽章議員の登壇を願います。

宮下議員。

〔8番 宮下壽章君 登壇〕

○8番（宮下壽章君） 8番、宮下でございます。

私は、さきに通告にいたしました森林保全について、1問1答により質問をさせていただきます。

3月議会の一般質問の際も、山林について一部質問いたしました。私は日頃より山林作業を行っている観点から、村の80%を占める森林について質問いたします。

青木村の総面積は57平方キロメートルと言われております。うち80%が森林と言われておりますが、換算しますと45.7平方キロメートル、ヘクタールにしますと4,570ヘクタールに及ぶと思われ。山林と一口に言いますが、樹種では松林、杉、ヒノキ、カラマツ、雑木等で、所有者については国有林、私有林、私有共有林、区有林、地区の財産組合林、青木村及び上田市との共有林などがあります。各地区での区有林や私有林については、若い方たちの林内作業の未経験などによる危険性もあり、山林作業が行われていないのが現状であります。

私有林につきましては、世代が替わるとともに所有している山林の境界が不明となってい

て、また、作業のやり方が分からない等で、多くの山林が荒れた状態となっております。

森林は炭酸ガスを吸収し、酸素を作り出す大切な役目も担っているところでございますが、また、山の緑や紅葉による心理効果や水の治水など、人間が生きていくためにも、かけがえのない存在でもあります。一説によりますと、1人当たり年間140万円ほどの恩恵を受けていると言われております。地球温暖化が問題になっておりますが、森林保全が重要と考える次第でございます。

そこで質問させていただきますが、村は、大切な森林を守るためにどのような施策を考えておりますでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村の豊かな森林は、美しい景観と水資源の供給源となっております。近年、雨の時間雨量が多くなりまして、洪水の緩和機能もさらに期待されている状況でございます。そういった中で、村の森林を守ることは大切であるというふうに思います。また、森林には、多くの多面的な機能がありまして、御質問にありましたような二酸化炭素の吸収等々あるわけですが、さらに環境保全とか土砂災害防止、水源の涵養機能を維持保全していくということは、大変貴重な存在でございます。我々としては、後世に残していかなければならない責務であるというふうに考えております。

村の80%を占める森林について、引き続き、保全、整備をしていかなければなりません。大切な森林を守るためには、今村の大きな課題としては、松くい虫の被害を防ぐこと、これには財政的な支援は大変でありますけれども、全量駆除を行っております。一定の被害量の減少などの効果があるというふうに思っております。

幸いにいたしまして、国の森林環境譲与税の増額が決定しましたし、県の森林づくり県民税も継続が決まりました。また、令和元年の東日本台風の反省から、県では、千曲川全体を流域治水事業として、山を含めて実施しているところでございます。

この中で、村でも引き続き効果的な事業を実施いたしまして、大切な森林を守っていきたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 次に質問させていただきますが、戦後植栽されました松、ヒノキ、杉、カラマツなどが伐期を迎えてきております。多くは個人所有でありますけれども、今後の対応はどのように進めていくのか、お聞きいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 宮下議員が懸念されていますように、個人所有林の問題としては、森林所有者の高齢化が進む中、子や孫へ継承されていかないと、適正な森林管理ができなくなるおそれがございます。村の民有林については、森林経営計画に基づき、森林組合で施業を進めております。間伐等の森林整備を適期に実施し、森林の適正な維持管理に努めております。また、民有林の高齢級で伐期を迎えている森林については、主伐し、地ごしらえ再造林を行い、新たな林分へ更新する施業を、森林組合から個人所有者へ提案をし、施業を進めていただいております。ただ、個人所有林の中には、小面積で零細な所有形態や境界が不明瞭な場所も多いため、所有者を集約し団地化した形で施業することも提案し、実施していただいております。

ただ、森林の中には、作業道等が整備されていないことや、急傾斜等で機械による適正な施業ができない森林もございます。村としましては、村外の業者による乱伐や未植栽地を防止するため、伐採届の確認、また情報の収集を図りながら、適正な森林管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 森林整備に当たりまして、長野県では、森林税として里山の間伐を主目的として、2008年から始まりました法人を含め、年約7億円でございますが、県民1人当たり500円を、今後2023年以降も5年間課税を続ける方針とのことであります。そして、伐採後の木を植える再造林の補助、森林所有者の負担なしで植樹を進め、初期費用を手厚く補助し、その後の手入れを含めた再造林への動機づけにしていくとのことであります。

また、国では、平成31年から森林環境譲与税が創設されており、平成36年からは森林環境税となり、国内に住所を有する個人に対しての課税として、年額1,000円を創設しております。創設の背景として、森林の整備は地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創設等につながります。しかし、森林整備を進めるに当たり、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在などの問題等が課題となっております。我が国の温室効果ガス排出目標の達成に寄与し、大規模な土砂崩れや洪水、浸水といった災害から人々を守るために、森林環境税及び森林譲与税が創設されたとのことであります。

平成31年創設の森林環境譲与税では、使途として、間伐や人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用が、市区町村を対象になっていきます。

ここでお聞きいたしますが、県の森林税も含め、森林環境譲与税を活用した森林整備をどのように進めていくのか、またそういった計画はありますでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

森林整備に県の森林税、また国からの森林環境譲与税を積極的に活用して進めてまいりたいと考えております。

まず、県の森林税の活用については、現在、松くい虫の被害防除処理事業としまして、台風や雪害により松の木の被害があり、放置しておくとも松樹に被害の拡大を招くおそれがあります。そのため、そういった被害木の伐倒、被覆処理を行うことに活用してございまして、作業箇所については、いずれも村松の関係者と、付近の周辺で、雪害で倒木した松に対して実施してございまして、来年度以降も、引き続き同様の対策を講じてまいりたいと考えております。

一方、国からの森林環境譲与税については、松くい虫の被害防止対策事業、伐倒燻蒸処理等の事業に譲与税を活用して、森林整備を行っております。また、本年度から新たにライフラインの確保事業として、村道滝山線沿線の支障木、こちらは滝川浄水場に高圧の電線が通っておりますので、こちらにかかる支障木を除去する事業で、本来降雪の前に進めたいということだったんですが、ちょっと中部電力との調整に手間取りまして、ようやく現場立会いが済みましたので、中部電力のほうでは直接枝にかかっている枝の除去、それから村のほうでは傾いて倒木する木のほうの伐倒駆除ということで、こちらについては来年の1月中旬以降に作業を進めてまいりたいということで考えてございまして、こちらについても引き続き来年度以降、同様の事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 針葉樹林だけでなく、ナラ、クヌギ、栗などの雑木林も、バラや低灌木が生い茂り、鹿やイノシシの格好のすみかとなっております。獣害を防ぐ観点からも、そういったところの整備もしていただき、木工製品の原材料や薪ストーブの燃料などの活用もと考えております。また、かつては馬による引き出しが主でありましたけれども、現在は重機や車両が必要となっております。山林への林道整備も考えていただきたいと思いますが、林道整備についての考え方はいかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 林道整備につきましては、地区での林道の草刈り等、維持管理に御協力をいただいております。村内の林道の多くは未舗装の状態でございます。台風等の大雨時には、道路が雨水により掘削されてしまいます。その際には、材料支給事業を活用いただく中で、林道の修繕等を行っていただいている現状でございます。

林道利用につきましては、受益者の利用、また森林から木材を切り出すための経済的な目的だけではなく、有害鳥獣駆除の一環として、猟友会によるくくりわなの設置、見回り、松くい虫の被害木の調査で通行したり、また、一部登山道として併用されたりと、林道の利用者については多様化しております。引き続き、区の要望もお聞きしながら、連携し、修繕、材料支給事業等で、区の主体的な取組を後押しし、通行の支障が出ないように、林道の適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

一方、作業道が整備されていないため、大型機械による施業ができず、伐期が到来しても材を搬出することができない森林も、村内にあるというふうに認識をしております。主伐に関しては、作業道開設の直接的な補助メニューがないのが現状でございますが、伐採エリア内に作業道を開設しても十分に採算が取れる場所については、地権者の御意向を確認しながら、搬出のための作業道の開設をして、主伐を行っている場所もあるということでございます。

また、間伐事業については、補助事業を活用しながら作業道を開設するということも可能で、村でも森林造成事業として開設の補助を行っておりますので、間伐のときに、できるだけ作業道を開けていただくような形で、皆様に御提案をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 今、課長のほうから御答弁いただきましたけれども、山を歩いてみますと、本当に伐期が来ている山林がかなり多くあるんですけれども、それを伐採して搬出するというのが、ちょっと困難な場所がかなりあるんですね。そんなものですから、昔の馬の道みたいな形だと、どうしても搬出が不可能で、それについては各地区の区長さんはじめ、その地区を理解している皆さんとも相談した中で、林道の整備というのも進めていただければありがたいなと思っております。

よろしいですか。

○議長（金井とも子君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 教育長にお伺いいたしますけれども、私は子供たちが成長していく上

で、様々な体験が重要なことと考えております。農村体験も過去に実施してまいりましたけれども、毎年、中学3年生が卒業間近に、9年間の思い出という中で、必ず農村体験と答える子供たちがいるんですけれども、やはり体験ということは、非常に大切なことだと思っております。

そんな中で、現在の子供たちは、山、森林の中に入るということは、ほとんどないと考えております。森林の役割、木の成長、樹種、活用の仕方や木工細工、トレッキングなどを野外教室として取り入れていただいて、森林への関心を持っていただけたらと思っております、いかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 議員が話されるように、子供たちに森に対する興味や関心を持ってもらうことは、大変に重要なことだと認識しております。青木村の教育の重点2に、多様な他者や自然との関わりが位置づいておりまして、人や自然と触れ合うことにより、生きる力、社会力を育てるとしてしております。

保育園では、まさにその考えで、長野県が勧める信州型自然保育の認定を受けまして、自然とたっぷり関わることで、たくましく生きる力やコミュニケーション力を育てようとしております。具体的には、あおきっこ広場での活動や近くの里山への散歩、リフレッシュパークなどでの体験を通して、森の美しさや木の実、草花への興味などを引き出し、楽しい遊びや豊かな体験を重ねているところであります。

小学校では、4年生、5年生が緑の少年団に属し、シイタケの駒打ちをしてシイタケを育てたり、森林祭に参加して植樹を行ったりしております。また、4、5、6年では、青木三山に登り、青木の自然の豊かさに触れることとしております。

中学校では、1年生のときに1泊2日の登山を行い、白駒の池や八ヶ岳の雄大さを体験することにしています。また、社会科の授業では、魚を育てる森の話を学習し、森の持つ重要性に気づかせることにしております。

一方で、今学校の教育課程は、かなり綿密に計画されておりまして、新たな内容を盛り込むということはなかなか難しいことだと考えておりますが、かつて、炭焼きをしているグループからの呼びかけで、小学生たちが、炭焼きを体験したり見学したりした活動を行ったことがありました。このように、森と関わる魅力的な活動を、子供たちの活動として無理なく組み込むことが可能ならば、検討はしてまいりたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 以前にでも、トレッキング愛好会の皆さんでしたか、青木村にもあるんですけれども、そういった皆さんのお話を聞いてみますと、遠足のときに一緒に行って、木の名前を教えたりとか、いろいろなことを教えたいんだというお話をお聞きした経過もございますので、森についての知識を子供たちに持っていただければ、ありがたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

今回からのこの質問でありますけれども、これは通告してありませんので、お聞きいただければ結構でございますけれども、今回の一般質問は、林業について質問いたしましたが、農業についても同様でありまして、農林業に従事しても採算が合わず、生産意欲がなくなって離れていったものと思われまます。現在行われているロシアによるウクライナ侵攻により、小麦等をはじめとした食料品の品不足による高騰、石油・ガスの不足による高騰、林産材においても、ロシア産の木材の入荷制限による高騰など、国内で自給できるものがあるにもかかわらず、輸入に頼ってきたツケだと感じています。

食糧のエネルギー換算では、30数%で推移しております。子供や高齢者など対人やインフラへの補助同様に、農林産物の出荷にも手厚い保護政策をいただき、それぞれの生産者が見合う収入となり、家計を維持できますように願っております。そうすることにより生産意欲が湧き、従事する方の増加にもつながってくるものと期待しております。

以上につきましては、通告してありませんので、答弁は結構でございます。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（金井とも子君） 8番、宮下壽章議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（金井とも子君） 続いて、5番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔5番 坂井 弘君 登壇〕

○5番（坂井 弘君） 議席番号5番、坂井弘でございます。

3点にわたって質問をいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症第8波の村内感染状況と対策について、質問をいたします。

新型コロナ感染症第8波の勢いが止まりません。11月には、上田圏域の感染者数が400人を超える日が幾日もあり、村民の不安が募りました。あの人もかかった、この人もかかったと、親しい人、身近な人の感染が相次いでいます。かかっていない人のほうが少なくなっているのではないかとさえ思えるこの頃です。しかし、5月末から県の感染者数の発表が自治体ごとでなくなったため、村民は村内の実態が把握できずにいます。村として感染状況をどのように把握し、実態をどのように分析しているのか、また、第8波に対し、これまでどのような対策を行ってきたのか、教えてください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 新型コロナ感染症の村の感染者数につきましては、9月26日までは、県からの発表で把握しておりましたが、それ以降につきましては、市町村別の感染者数が公表されておられませんので、村の実態等について把握はできておりません。

村内の感染者数の把握はできませんけれども、圏域の感染者数は発表されておりますので、その状況からも青木村でも、正確な数字は分かりませんが、ある程度の感染者が出ているものとは認識しております。

第8波に対する対策といたしましては、10月下旬からオミクロン株対応型ワクチン接種を開始し、11月末までに対象者の8割を超える方に行うことができました。また、第7波から引き続き村で購入いたしました抗原検査キットを、感染の心配のある方に対して配布を行っております。

コロナウイルスへの対策といたしましては、村単独で実施できることは限られているため、今後も国・県の対策等を活用しながら、総合的に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 自治体ごとの発表がなくなったことによって村内の実態把握が困難になっているという今の御答弁でしたが、そうした状況について、村としてはどのようにお考えでしょう。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 村で発生した陽性者数を、住民への注意喚起の目安として使用してきたため、当初は困惑もありましたが、市町村ごとの感染者数を公表しなくなった理由が、7月以降のオミクロン株による感染者の急拡大により、保健所、医療機関の現場が逼迫してきたため、その負担を軽減するために発生届の届出対象者数を限定して簡略化した

ということで、全国的な制度改正の影響であるということから考えますと、仕方がないというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 感染者数は、医療機関から保健所に報告されることによってカウントされると聞いておりますけれども、そうであるならば、保健所は自治体ごとの感染者数も把握できているのではないのでしょうか。県域内の感染者数を毎日発表しているのですから、自治体ごとの数を発表することも、そう難しいことではないと思われませんか。

村として、県に対して、自治体ごとの感染者数を発表するように要請することはできないのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 先ほど答弁いたしましたとおり、全ての感染者の発生数届の届出を取りやめた理由が、保健所、医療機関の現場の負担軽減のためであるということから、そのような要請を行うことは難しいというふうに考えております。また、保健所のほうで、市町村ごとの、自治体ごとの陽性者数を把握しているのではないかという御質問でしたけれども、医療機関のほうから保健所のほうに陽性者の重症情報等は報告されておきませんので、実際のところ、県におきましても、市町村ごとの陽性者数の把握はできていないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今の御答弁ですと、医療機関から報告されていないということですので、そうしましたら、保健所はどういう形で数を把握しているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 発生届が必要な方については、住所地情報が保健所のほうに報告されますが、それ以外の方につきましては、陽性者数のみを報告しているというふう聞いています。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） いずれにしろ、その陽性者の数を報告しているということですね。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 陽性者の総数を報告しているということですね、はい。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 質問を変えます。

小中学校、保育園の休校、休園、学級閉鎖の連絡は、オクレンジャーを通して、該当家庭の保護者に連絡されていると聞いておりますけれども、一般の村民には、そうしたことが全く知らされずにいます。これだけ情報不足の中にあっては、せめて村内の教育機関や高齢者施設等の感染状況を村民に知らせるべきではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 11月1日から8日まで、小学校を突然学校閉鎖とせざるを得なくなったときには、大きな影響が出たことから、教育長という立場で全村放送を行ったところがあります。しかし、学級閉鎖の場合には、各校、保育園がオクレンジャーで保護者に連絡することとし、全村放送は行っておりません。これは、情報を知りたいという人がいる反面、知らせてほしくないと考えている方もおられ、繊細な問題であることから、国や県の方針に沿って、個別の情報は知らせることはしないとしております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 県が自治体ごとの感染者数を発表しないという流れの中にあるということは承知をしますけれども、そうである場合、村独自に感染者の状況を把握する方法を考えるべきではないかなと思うのですけれども、村外の医療機関で受診した感染者数は把握できないまでも、青木診療所で感染が確認された感染者数は把握できるのではないのでしょうか。

また、村内に二つ薬局がございますが、その利用者数からも同様の推測ができるのではないのでしょうか。全数把握はできないにしても、傾向はつかめるはずかと思えます。個人の特定は必要ありません。数だけの把握であれば、プライバシーの侵害に当たらないはずだと思います。思い切った方策を取らなければ、感染拡大を食い止めることはできません。まずは、実態をできるだけ客観的につかむことをしなければ、次の方策を打てないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今、陽性者数につきましては、医療機関のほうから県の保健所に報告するという流れは、国のほうでの統一的な対応になっております。村で診療所のほうに個別の数を報告していただくというような流れとか、そういった要請をできる体制になっておりませんので、現在のところでは難しいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 国等の指示によって、村では独自にはできないということだと思ふん

ですが、そうなんですか。そういうことは、村独自ではできないものなんですか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 医療機関のほうから、発生届といえますか情報を送るのは、国の法律施行規則のほうで届出事業が定まっておりますので、村で独自にそれを変えて医療機関に求めるということは難しいということでございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） このところ、村で用意していただいた抗原検査キットを用いて、家庭で陽性が確認されれば、診療所や医療機関を直接受診しなくても、電話連絡だけで陽性確認がされ、処方箋が出されると聞いています。65歳以上の感染者については、その後、保健所から3日間ほど容態確認があるようですが、それ以外は自宅療養のみという状態と聞きました。事実でしょうか。

当診療所の病床使用率が90%を超える日もありました。どういう状況の中で入院措置がされるのか、医療現場の実情を把握していらっしゃいましたら、お聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 医療現場の具体的な実情について、村のほうで把握しておりませんが、現在の感染者の入院措置等の流れにつきましては、65歳以上の方ですとか、入院を要する方、妊婦等、医療機関からの発生届対象の方は、その方の健康状況を踏まえまして、保健所のほうで自宅療養、入院療養が必要な方につきましては、その調整を行うというふう聞いております。

また、届出対象以外の方につきましては、基本的に自宅療養になりますけれども、宿泊療養等を希望する場合には、県の健康観察センター等に相談をしていただいた上で、調整を行うこととなります。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 高齢者施設の感染状況はどうでしょう。ラポートあおきの施設内では、感染拡大が起きていないのでしょうか。高齢者施設での感染を食い止めるには、感染者を入院措置することによって隔離することが一番だと思うのですが、どのような対応が取られているのでしょうか。また、施設職員の過重負担は生まれていないのでしょうか。併せて、施設職員の皆さんや施設利用者の皆さんのPCR検査ないし抗原・抗体検査は、どのような頻度、どのような形で行われているのか、実態をお知らせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 村内の高齢者施設等を含む個別の事業者等の感染状況につきましては、村としては今までも公表してきておりません。特に高齢者施設が1つしかない村の現状から、施設名を伏せて公表したとしても特定されてしまうということから、プライバシーの配慮、風評被害、人権侵害ともつながりかねないことから、慎重にあるべきだというふうに考えております。

また、高齢者施設の場合の感染者の医療機関の入院等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、保健所等のほうで、自宅療養、入院先の調整が行われているというふうに認識しております。

また、高齢者施設の職員の過重負担等についてですが、感染者の有無にかかわらず、コロナが発生して以来、職員、入居者等の感染対策等を行う必要があるため、コロナ以前に比べますと、当然のごとく職員の負担は増しておりますけれども、施設の運営に支障が出るほどではないというふうにお聞きしております。

また、施設のPCR検査につきましては、発熱等の症状が出た場合、または陽性者が出た場合等に、医療機関等の指示に基づきまして、全職員と全入居者が検査を実施しているというふうでございます。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 適切に検査が行われている状況があるということで理解をいたしますが、それにしても、プライバシーを守るという観点から、ラポートあおきの状況については伝達できないというお話でしたが、それも分からんではありませんけれども、うわさ話の中で、大分感染者が出ているみたいだねとか、入居者等の、利用者等の情報から、そんなことも漏れ聞いてくるわけですね。そういった点で、村としては公表できない立場も分からないではないですけれども、ある一定、そういったことが情報として流れるようなことができないのかどうか、あるいはこういうあたりで発生している状況があるので、それに鑑みた感染予防をするようにとか、そういった情報を流してほしいなということをもって、今のよう質問をしたわけですが、そんな点、いかがかなということをおし述べておきます。

続けて、学校現場でも、この間、学級閉鎖、臨時休校など、何度か措置が取られましたが、そうした際に、職員の一斉抗原検査を行う機会があったのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 濃厚接触者や感染の心配のある方は行いましたが、一斉の検査は行

ってはおりません。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 学校現場や高齢者施設での定期検査の必要性は、私はこれまでも何度となく申し上げてきました。定期検査を可能にする検査キットの常備を村として行うよう、重ねて要望しておきます。

さて、家庭での抗原検査キットの活用ですが、先ほど申しましたように、医療機関での受診を割愛する形で活用されている現状を鑑みるならば、この際、検査キットを全家庭配付してはいかがでしょうか。難しいのであれば、希望する陽性者家族への配送を考えていただきたいと思います。家族に感染者がいるものの症状が出ていない家族が、検査キットを役場に取りに来るといような事例が、まま発生しているように思われます。その間に感染拡大するのは自明です。配送システムを考えていただきたいと思いますが、全家庭配付及び配送システムについて、いかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 抗原検査キットにつきましては、7月以降の第7波の拡大に伴いまして、村のほうで購入いたしまして、感染の心配のある方等に配付しております。

ただ、抗原検査キットにつきましては数に限りがあるため、基本的には、感染の心配がある方と抗原検査キットが必要な方に限定して配付しておりまして、今後も同様な取扱いをお願いしたいというふうに思います。

また、希望者への配送システムというお話でございましたけれども、現在希望者に対しましては、役場の窓口で職員が直接、検査キットの使用方法及び注意事項等を説明し、お渡ししているものであるため、今後につきましても、同様の方法で配付をしまいたいと考えております。

ただ、家族の中で陽性者が出た等によりまして、窓口に行きづらい等、心配している方もいらっしゃると思いますので、そういった場合につきましては、役場の窓口ではなく、役場に来ていただきました御自分の駐車場の車の中、あるいは窓口ではなく保健センターの入り口のほうに回っていただいての配付も行っておりますので、引き続きこのような対応でお願いしたいというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 陽性の者が家族にいる家族の状況、あるいは陽性か、無陽性か分からないけれども、今熱が出ているという状況、そういった状況の中で、今言ったような形で、

役場が駄目ならこっち、あっちでというふうなところで、行ってくることでできることでしょうかね。むしろ配送ということ、説明がさっき必要だと言われましたけれども、説明書にそうと書いてあるわけで、むしろ、その説明書があれば、分かるのではないですか。

ですから、配送システムを考えたほうが、感染を拡大させないという点では、いい方法ではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 確かに検査キットの中に、使用方法等の説明はございますけれども、大勢の住民の方が初めて使う検査キットで、あの説明書を見て使う場合、やはり心配等がございますので、直接職員のほうで窓口で説明をして、何らかの間違いがあってもいけませんし、あるいは検査の不具合があってもいけませんので、そういった配置のほうをお願いしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 実際に電話連絡ですぐ配送している自治体もあるんですよね。そういうところもあるということも認識していただいて、またさらに検討をお願いしたいというふうに思います。

小学校での感染拡大に際し、鹿教湯病院から医療関係者をお呼びして職員研修を行ったと聞いております。そうした研修内容を、村民に広めることはできないでしょうか。高速通信網での発信、あるいは地域の研修会の開催などは難しいのでしょうか。

また、基本的な感染対策は、既に浸透しているところですが、ややもするとマンネリ化してきている気配がします。研修を生かし、基本的なではなく、具体的な感染対策を呼びかけていただきたいと思います。

例えば家庭内感染を防止するために、別のタオルを使う、別の歯磨きチューブを使う、家庭料理を個々の取り皿に取り分けると、そうしたことをすることで、家庭内感染を少しでも防げますというような発信の仕方、あるいは温泉や公衆浴場等で拡大しているというような状況がある中、そういった場所での感染防止のために、脱衣場でのマスク、会話を控える、そういった村内の感染状況に応じた具体的提案を行っていただきたいと思います。

先日、あるお宅をお訪ねし、玄関内で間近で話を始めたところ、当人に、今コロナ感染中であることを告げられました。こうしたことが何回かありました。感染中であることを、できるだけ積極的に公表し、人を近づけないようにすることを呼びかけることも必要ではないでしょうか。

以上、幾つか提案しましたが、村のお考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今幾つか御提案いただきまして、ありがとうございます。

今まで村といたしましても、感染対策の実施につきましては、情報電話等での呼びかけを行ってまいりましたが、御提案いただいた内容につきましては、今後の感染防止対策の参考とさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 青木村新型コロナ感染症対策本部からのお知らせメールが、9月27日以降、配信されておられません。村民は情報を欲しがっています。村民の不安を払拭する情報発信を、ぜひともお願いいたします。

先月末、5回目のワクチン集団接種が行われました。疑問に感じたことを3点、お聞きします。

1点目、ワクチン接種案内の中に、薬剤の説明書が2種類同封されておりました。今回は全員がファイザー製のワクチン接種でしたが、モデルナ製ワクチンの説明書が入っていた理由は何でしょうか。

二つ目、今回の2価ワクチン接種は、従来株のほかにオミクロン株RA-1、またはRA-4・5とされておりました。接種順の早い方がRA-1、遅い方がRA-4・5だったように思いますが、どのようなお考えの基に、そのような対応をされたのでしょうか。希望を取ることをしなかったのは、なぜでしょうか。

3点目、今回に限ったことではありませんが、会場でマイナンバーカードの勧誘を行っているのは、ワクチン接種とどのような関係があるのでしょうか。マイナンバーカードに対する考え方は、人それぞれです。大変不愉快だった、エンドレスでビデオを流し洗脳するつもりなのか、持たないつもりでいたが、あんなに勧誘されたんでは、持たないことが悪であるような気持ちにさせられた、そういった感想をお持ちの方から声が寄せられました。

以上、3点についてお答えください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、まず1点目の、ワクチン接種の説明書が2種類同封されていたことですが、集団接種の案内を送付する際には、基本的には集団接種で使用いたしますワクチンの説明書だけを同封すればよいと思っておりますけれども、村の集団接種会場以外の接種会場、例えば県の接種会場等で接種する方もおります。その場合には、モ

デルナのワクチンを使用しておりますので、その場合の参考としていただくために、村の集団接種会場では使用しないモデルナワクチンの説明書を同封したものでございます。

2点目のオミクロン株BA.1とBA.4/5ワクチンの使い分けをした理由ということですが、まず10月にオミクロン株の集団接種を開始した時点では、村にはBA.1のワクチンしか配送されておらず、59歳以下で3回目の接種を終了してから5か月を経過する人の接種を、できる限り速やかに行うため、当時、村にあった唯一のオミクロン株のワクチンであるBA.1のワクチンを使用いたしました。

その後、10月下旬に接種間隔が5か月から3か月に短縮され、さらに11月中旬にはBA.4/5のワクチンが村に配送されたため、11月の接種ではBA.4/5のワクチンを使用したところでございます。希望調査につきましては、新型コロナウイルスが毎年年末年始に流行していることから、国におきましても、年内に全接種対象者がオミクロン株対応ワクチンの接種を受けられるよう準備を進めるようにという基本的な考え方がございましたので、その時点で村にあるワクチンを使用して、できる限り速やかに接種を実施するために、希望等の調査は把握いたしませんでした。国からも、BA.1とBA.4/5のワクチンについては、オミクロンの種類にかかわらず、従来型ワクチンを上回る効果があり、その効果についてはワクチンによってそれほど変わらないために、その時点で接種可能なワクチンを使用して速やかに接種をするようにという要請がされておりました。

マイナンバーカードとの関係性ですが、確かに新型コロナワクチンの集団接種とマイナンバーカードについて、特段の関係性はございませんけれども、ただ、ふだん、役場の窓口でマイナンバーカードの手続を実施しておりますけれども、高齢者の方等から、わざわざマイナンバーカードの手続に行くのは大変、面倒くさいというような声を聞いておりました。そうであるならば、集団接種会場にせっかく来ていただいており、その場で手続が可能であるため、申請したいと思っていた方の便宜を図ったものでございます。

これは特に青木村に限った対応ではなく、県内でも幾つかの自治体において実施されておりますし、全国的にも実施されているものでございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 1点目、モデルナの説明書が入っていたことについての答弁は理解できますし、きっとそうだろうと予測はしましたが、ただ、それによって混乱した方もいらっしゃるのでは、一言そういった、今、課長が答えられたようなことを説明書きしてあればよかったなと思うところです。

3点目の質問については、マイナンバーカードですが、今回、役場職員がその勧誘業務を行っていたのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 5日間、集団接種を11月に行いましたけれども、役場の職員と、あとは国からの、国と委託とといいますか、今ドコモとauとソフトバンクの3キャリアが、マイナンバーカードの申請について、国のほうとの契約とといいますか、協定を結んでおりまして、4日間はドコモの方に来ていただきました。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ドコモに指定するということは、どういういきさつなんでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 青木村から一番近いショップが、上田市のドコモショップであるという理由でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 次の質問です。

マスク生活による子供たちの発達への影響が気になります。

上田市のある中学校の校長先生が、こんな話をしてくださいました。第8波が始まる前のことです。子供たちに、今は大丈夫な時間、場所だから、マスクを外していいよと呼びかけても、マスクを取らない、取れない子供たちが大勢いる。3年間のマスク生活によって、すっぴんの顔が見せられなくなっているというのです。自己開放ができない子供たちになっていることを思い知らされました。また、いつまでも赤ちゃん言葉で、発音が明瞭にならない幼児の姿も気になります。大人の口元を見ることができず、構音障害を起こしている子供が多くなっている現状はないでしょうか。

学校現場や保育園の実態、並びにその対策についてお伺いします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） まず、小中学校のことを話します。

学校生活では、ほぼマスクをしているため、推測ではありますがけれども、マスクを外せない子供が増えているのではないかなど、私も考えております。ただし、これはコロナ以前に、マスクを取らなかった子供も実はいたんですよ、コロナ以前に。その子供が、今年の文化祭のような発表の場では、しっかりマスクを外して演技していたので、ああ必要な場面をわかまえているんだなど、実は安心したこともありました。

国の政策として、対策ですが、11月29日付で文科省から出された通知には、児童・生徒の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すように促すことで、めり張りのあるマスク着用を行うとありまして、今後、マスクを外す場面を設けることを大切にしていこうとする姿勢にはなっておりまいました。

○議長（金井とも子君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園からお答えさせていただきます。

構音の発音について、お答えしたいと思います。発音については、大人の表情や口角の動きが見えないということが、少なからず言葉の発音に影響していることはあるという専門の方のお話はお聞きます。言葉の不明瞭な子供さん、いわゆる発音については、外部機関になります上小圏域療育支援センターの言語療法士の方にも診ていただき、御家庭と保育園と連携して対応を行っています。また、正しい発音を気づかせるために、保育士側も個別の対応が必要な子供さんには、口の動きをしっかりと見せる対応も行っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） それぞれ学校現場や保育園で対応を取っていただいていることを、感謝申し上げたいと思います。カウンセラーの講演会を行うとか、あるいは専門家の診断や構音指導、そういったことも積極的に取り組む必要があるのではないかなと思いますので、実態に応じた適切な対応をお願いしたいというふうに思います。

以上、1点目の質問を終えて、2点目です。

学校給食費の恒久無償化に向けて、質問いたします。

本村では、ここ3年間、コロナ禍の中で、地方創生臨時交付金を活用した学校給食費の無償化を実施してまいりました。子育て中の保護者の経済的負担を軽減し、子育てしやすい青木村づくりを進める上で、大変価値ある施策であったと思います。

そこでお尋ねいたします。

村では、この施策の成果をどのように捉え、また課題は何であるとお考えでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 新型コロナウイルスの収束が見えない中、経済的な影響を受けた保護者の負担軽減といたしまして、3年間で約8,600万円の予算で、全児童・生徒の学校給食の無償化を図ってまいりました。

成果といたしましては、まず、児童・生徒に対して、栄養バランスのよい食事の摂取、残食を減らす意識の向上、そして給食費の未納、滞納であることに対する心理的な負担の解消。それから保護者の皆さんに対しては、もちろん経済的負担の軽減、安心して子育てできる環境の整備、それから給食費納入に係る手間の解消であります。それから、学校あるいは教職員の皆さんに対しては、給食費の徴収や未納、滞納者への対応の負担の解消になりました。

なお我々自治体としては、子育て支援の充実ができたこと、少子化対策や定住、転入者の促進にもつながると、そして、食費の高騰による経済的増加の際、保護者との合意を得ず、上がった場合には合意を得ずできると、そういうような効果があったというふうに思っております。

課題は、やはり継続して行うには財政的な確保でございます。予算の確保、あるいは議会あるいは住民の皆さんの合意、理解、そして他の経済的支援制度利用者とのバランス、調整、それから食費の高騰や、それから転入者の対応も、これをもって増えるのかなど、そんなことも考えました。

それから、食育への関心の低下や無償化を当然とする意識の高まり、こんなことは課題かなというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 続いて、学校給食費無償化に関する県内の動向を教えてください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 上田市、東御市、小諸市、坂城町、筑北村といった近隣の市町村では、令和3年度との差額として、物価高騰分について補助をしているという実績を、調べたところで分かりました。一方で、青木村のように全額無料にしている市町村は、長和町、御代田町、軽井沢、南相木村など21の自治体で、比較的規模の小さな自治体を実施しているという状況でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいま御答弁いただきましたように、本年9月末現在、本村を含めて県内21自治体で、学校給食費の完全無償化をしております。そして、一部補助をしている自治体52自治体、両者合わせると73自治体になります。さらに本年9月には、塩尻市長選挙、10月には飯山市長選挙が行われましたが、塩尻市長選挙では、学校給食費の無償化が論戦の一つになりました。飯山市長選挙では、候補者が二人とも学校給食費無償化を掲げました。近い将来、飯山市でも、あるいは塩尻市でも、学校給食費の無償化が実施されるものと

予想されます。学校給食費無償化の動きは、一層加速するに違いありません。

こうした状況の中、本村における来年度の学校給食費の無償化は、どうなるのでしょうか。予算編成期を間近に控えております。村長のお考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 予算編成の順番として、政府予算が決まって、年が明けて総務省から地方財政計画なるものが発表されます。各市町村とも、それを基に次年度の歳入を特に考えるという時期にあります。それともう一つは、最も交付税の関係があります。それから、地方創生臨時交付金、これもまだ見えておりません。

そんな状況の中でありますので、これを最優先して無償化、来年度もやりますという状況には、今はないということでございます。

もう少し答弁させていただきますが、先日、11月25日、昼のニュースで、財務大臣は、来年度の予算に関しましてニュースの中で言っていたのは、地方創生臨時交付金の見直しをするというような発言をしております。一方、新型コロナウイルス感染症は、いましばらくマスクを外せる状況にはないというふうに思っておりますし、今後、非常に強力な変異株が出てこないとも限りません。そういったことも頭に置いて、行政していかなければならないというふうに思っております。物価高騰で、保護者の皆さんの経済的な厳しさは、併せて改善される状況とはなっていないと認識しているところでございます。

国からの来年度の交付金等々が見えない中、今申し上げられますのは、保護者の皆さんやここにいる全議員の皆さんからは、この制度につきましては大変好評でありまして、引き続いての実施を要望されていることは、よくよく承知しております。

仮にの話なんです、地方創生臨時交付金が来年度も今年度どおり支給があるとなれば、そして変異株の強力なものがなくて、これを給食に回せるという状況にあるならば、優先して検討していきたいというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 昨年もこの12月議会で、ほぼ見通しが持てるような御答弁をいただいたように記憶をしております。本日の村長の御答弁も、先への明るい見通しを持つことができる答弁であったと理解したいと思っております。今、国等の交付金等が定まってこないという中での明確なことは出せないにしても、要望を受け止めた形で、来年度もぜひ実施をお願いしたい。また、地方創生臨時交付金、来年度の見通しは気になるところですが、そうしたことが仮に目減りしたとしても、今の現状を考えたときに、やはり4年目も実施をお願いしてお

きたいというふうに、強く要請いたします。

さて、学校給食費無償化、来年度もということになりますと、4年間継続されるわけですが、そろそろ単年度措置で見直し、見直しというか、更新していくというふうなことではなくて、これだけ実施してきている経験もありますし、また、県内の動向を見るならば、多くが無償化の方向に向かっているという、そういう昨今の状況であります。そうした中で、青木村は、これまでの3年間ないし4年間の実績を後戻りさせることはできないだろうというふうに考えます。ぜひとも恒久制度化に向けて移行すべき時期、考えるべきではないかと思っておりますが、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私どもの村の義務教育における給食費の無料、恒久的にやれ、やったらどうだという御提案でございますけれども、現段階では非常にハードルの高い課題だということでございます。

一番は、唯一と言ってもいいんですけれども、財政的な課題でございます。通常、国・県の支給は、この件に関しては今もありませんし、具体的に今後も当分見えてきません。昨年度の青木村におきます決算の内容で、村税の総額は約4億円でございます。これに対しまして、小学校の給食費は、小中学校に限定して、給食費は、年によりまして、子供たちの数によって差がありますけれども、1,900万円から2,200万円の割合で、その割合は約5%となるわけでございます。

ここ数年間、台風など大型の自然災害がないことなどから、コロナ禍の中ではありますけれども、財政上の諸指数は健全な状況でございます。一方、竹内製作所の操業開始など、来年度から始まりますけれども、新たな期待をしております。

今のところウィズコロナ、アフターコロナの見通しが不透明な要素が多く、さらに今後、建て替えや大規模改修を必要とする施設も出てまいります。具体的に言いますと、文化会館は既に50年、総合体育館は約43年、中学校体育館59年、情報センター12年、これは大型の機器の更新をしなければならない状況が、ぼつぼつ来ております。それから、後期高齢者の増によりまして、高齢者福祉費の負担など、今後、財政需要を多く見込まれるものがありますことから、今御質問ことにきちっと答える状況にはございません。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいま小中学校で1,900万円から2,200万円、5%というお話をお聞きをいたしました。村税を母体とした5%というお話ですけれども、本村の年間の全て

の一般予算は、昨年、令和3年度の場合、34億円でした。すなわち、学校給食無償化にかかるお金は、1%に満たないというふうに算出できるわけです。この1%という数字は、実は本村だけではなくて、どの自治体においても、ほとんど同じ数字です。学校給食費無償化に必要な予算、自治体の大小にかかわらず、総予算の1%前後です。

すなわち、学校給食費無償化を実現するか否かは、1%の予算をどう使うか、子育てに使うのか、そうでないのか、の選択だと思います。

3年間、そして来年も含めて4年間、給食費無償化を実施している、そういう実績を持つ本村としては、恒久化に踏み出すときであることを、重ねて申し上げておきたいと思います。村長の答弁も理解をするところですが、ぜひとも、子育てするなら青木村を地で行けるように、御検討をお願いしたいというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 5%というのは、村の歳入に対してのパーセントで、1%というお話でありますけれども、もう少し御理解いただきたいということで、あえて答弁をさせていただきますけれども、財政指数は0.2223ですね。その後、交付税とか、それぞれの補助金とか、交付金等、いわゆるひもつきなんですよ。交付税はある程度、裁量の余地はありますけれども、あとのものは、この事業に対してこれだけだと、あるいは起債もこれだけだというふうに決まっておりますので、その1%というのは、全体から見れば、数字とすればそうですけれども、そういった中身もあることも御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 御答弁の内容は、理解をいたしました。しかし、そういう中でも、完全無料化に踏み切っているところが数多く出てきて、これからも出ていくという中ですので、青木村としても、ぜひ一步を踏み出せるように考えていただきたいというふうに申し添えておきます。

10月に県知事が本村を訪問し、村民との対話集会を行った際に、知事は最後の挨拶で、女性活躍、子育て支援策についての意見も聞きたかったと話されたことを、記憶しております。県全体で学校給食費を無償化あるいは一部補助すれば、村の負担は軽くなると思うのですが、知事は、そうした要望を聞きたかったのではないかと私は理解をしております。県が全額あるいは一部負担をすることについて、村長はいかがお考えでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 国会でも多く取り上げられておりまして、インターネットで見ますと、

何回かこれは議論されております。ちょっと前になりますけれども、学校給食に関する文科大臣の国会答弁では、全国これを実施すると、4,451億円、義務教育に要するうち、大きな割合を占めるというようなことも答弁しておりますし、それから国・県の責任において実施すべきというような、今年5月、給食費を無償にすべきと国会で総理大臣に質問があったというふうに言っております。答弁としては、各自治体がという答弁でございました。

義務教育に対する無償化の話は、今まで教科書も無償になりましたし、いろいろ過程を経て、こういう今のような状況になっております。県というよりは、県にももちろんお願いをするんですが、県の内情を知っているだけに、なかなか難しいと思いますので、もっと懐の広い国に要望していくというほうが、私は正攻法かなというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 国あるいは県にいろいろ負担を求めつつ、村としても今後の完全無償化の継続について、ぜひ御検討をお願いします。

以上、質問2点目を終わります。

3点目、高齢者が安心して暮らし続けられる村づくりについて、質問をいたします。

独り暮らしになった高齢者から、村でどんなサービスが受けられるのか分からない、どこへ誰に相談したり聞きに行ったりすればいいのかさえ知らずにいるという声を、お聞きをいたしました。村では、高齢者サービスを数多く実施していただいていると認識しておりますが、その情報が当の高齢者に行き渡っていない実態があるのではないのでしょうか。村として、こうした実態をどう捉え、どのような情報発信を行っているのか、教えてください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 村といたしまして、高齢者サービスの情報につきましては、主に地域包括支援センター等を中心に、情報電話、広報誌、また個別にチラシ等の送付、職員の対面での伝達、民生委員の方等を通じての伝達と、できる限り情報発信をしてくれているものと認識しております。

ただ、情報が行き渡っていないということでありましたら、対象者全員に全ての情報を伝達するという事は、なかなか現実問題として難しい面もあるかとは思いますが、今後も必要な情報発信を行っていきたいというふうには考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 暮らしの便利帳16ページ、家族のこと、介護保険についての中に、介護保険以外のサービスと銘打って、生活支援事業6事業、介護支援サービス3事業、介護予

防教室6事業、地域健康教育2事業が掲載をされております。しかし、このページの入り口が、介護保険についてとなっているために、健康な高齢者は範疇外として読み飛ばしてしまっているのではないのでしょうか。また、事業名のみ掲載のため、サービス内容までは知ることができません。

住民福祉課の窓口を訪ねると、A4版の黄色のチラシ、まずは御相談ください、住み慣れた青木村で安心して暮らしていけるようにお手伝いしますというチラシが用意されていました。足を運んで、初めて知ることができる情報でした。

村で提供しているサービスの一つ、緊急通報サービスについては、独居の高齢者及び高齢者夫婦世帯を対象に、緊急時の連絡や安否確認に利用できる装置を設置しますとうたわれています。こうしたサービスがあることを、独居の高齢者及び高齢者夫婦世帯の皆さんには、周知されているのでしょうか。

65歳以上の村内の独居高齢者183名、75歳以上121名、令和3年度決算補足資料によれば、緊急通報サービスを利用されている世帯は33件です。75歳以上の独居老人に限って算定しても、利用世帯は3割に達していません。独居老人の生活を見守る、大変すぐれた事業を村が提供していると思うのですが、残念ながら浸透していないのが実情ではないのでしょうか。

11月1日時点の本村の高齢化率、65歳以上38.75%、75歳以上21.78%とお聞きをいたしました。高齢者対策が、今後ますます重要となってきます。

そこで、五つの提案をいたします。

一つ目、高齢者のしおりを作成してはいかがでしょうか。村が行っている高齢者サービスを具体的に案内する冊子を高齢者世帯に配布し、サービス内容を浸透させ、享受していただくことで、安心して暮らし続けられることをPRしていただきたいと思います。

二つ目、高齢者セミナー、とりわけ75歳セミナーを開催することを提案します。後期高齢者になることを契機に、後期高齢者保険制度や村のサービス内容について理解を深め、生活の在り方や食生活を見直し、健康維持に役立てることができるのではないのでしょうか。

三つ目、ワクチンコールセンターの取組に倣い、高齢者何でも相談コールセンターを設置してはどうでしょうか。

四つ目、民生児童委員、保健補導員の相談・見守り体制を強化する。自分の地域の民生委員や保健補導員が誰なのか知らずにいる高齢者も少なくありません。誰も訪ねてきてくれないと嘆かれる高齢者もいます。一方、田舎は監視社会だと感じ、あまり干渉されたくないという方もいらっしゃいます。ニーズに応じた自家訪問が行えるようリスト化し、訪問希望者

には積極的に定期訪問し、相談に乗る体制をつくることはできないでしょうか。

五つ目、積極的な情報発信を行っていただきたい。村のホームページで、高齢者サービスの内容を検索しても、ページが見当たりません。高齢者はホームページを見ないと決めてかかっていほしないでしょうか。ホームページを見る高齢者もいますし、家族が見る場合もあります。ホームページも含め、あらゆる場面で情報発信することが必要かと思えます。

以上、五つ提案申し上げました。これらの提案について、村ではどのように受け止めていただけるか、お考えをお聞かせください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 議員から多くの提案をいただきまして、誠にありがとうございます。今御提案いただきました五つの内容につきましては、今後、施策を考えるに当たりまして、参考とさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 一生懸命、五つ考えたんです。それぞれ一つ一つについて答えが欲しかったんですが、時間もありますから……

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 高齢者のしおりにつきましても、議員も御存じのように、今、暮らしの便利帳というものがあまして、こちらに、大まかな項目ではあるんですけども、載っております。それ以外につきましても、個別の黄色の、先ほどチラシというお話もあったんですけども、あれにつきましても、例えば健康教室に来ていただいた方ですとか、あと訪問した場合等について、個々に手渡しですとか、そういった形でお渡ししているものがあります。

ただ、先ほど言いましたように、全ての方に全ての情報を伝えるということは、なかなか難しいというふうに考えております。あと緊急通報システムにつきましても、包括の職員が訪問した際、あるいは民生児童委員さんからの情報等に基づきまして、必要な方について情報提供して、こちらのほうで設置を呼びかけているということもございます。

ですので、まずは既存の例えば便利帳ですとか、あとチラシ等を使いまして、情報をいかに伝えるかということを考えていきたいというふうに考えております。

次を飛ばしまして、高齢者何でも相談コールセンターということですが、基本的に住民福祉課、特に地域包括支援センターが、このいわゆる何でも相談コールセンターの役割を担っているのではないかとこのように認識しておりますので、コールセンターを設置しな

くても、こちらのほうに御気軽に御相談をいただければというふうに考えます。

あと、4番目の民生児童委員さんとか保健補導員さんの相談・見守り体制の強化ということですが、民生児童委員さん等の活動につきましては、当然、個人差と申しますか、やはりありまして、全員の対象者、高齢者の方に訪問できていないという地区もあるかとは思いますが、ただ、現在、各委員さんにつきましては、それなりに十分それぞれの地域で相談・見守り等を努力していただいているというふうに認識しております。月1回の民生児童委員会につきましても、その月の前月の活動報告等を委員さんのほうから逐一報告していただいておりますし、全く活動をしていないということではありませんし、本人も自分ができる活動の範囲内でやっていると認識しておりますので、さらにその役割を強化して、相談・見守り体制を強化してくださいというふうには、どこまでお願いできるのかなというふうにも考えております。

あと、すみません、2番目の高齢者セミナーとホームページの高齢者のページの開設につきましては、本当に今後の参考とさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

1点目の高齢者のしおりのことについてだけ、申し述べておきます。

先ほど課長からは、暮らしの便利帳に載っているというお話でしたが、載っているけれども、不十分で、見るページになっていないよということを、先ほど私は申し上げたつもりなんですけど、にもかかわらず、そういう御答弁だったということは、ちょっと残念かなと思っていますので、ぜひ、やはり必要だと思うんですね、高齢者向けのもの。考えてください。

それでは、あと、次ですが、昨今、高齢者の居場所がない、集まってゆっくり話せる場所が欲しいという声を、何人もの高齢者から聞くようになりました。もちろんコロナ禍の影響もあるかと思えます。しかし、そればかりとは言えない状況があるのではないのでしょうか。

老人福祉センターの大広間が閉鎖されて3年かと思いますが、大広間閉鎖以降、老人福祉センターの利用状況はどうでしょうか。閉鎖前の2018年、平成30年度の老人福祉センター利用者は3,327人、うち、大広間利用者は2,775人でした。昨年2021年、令和3年、老人福祉センター利用者685人、3年前の25%まで落ち込んでいます。この落ち込みは、コロナの影響だけではないのではないのでしょうか。

同時期のくつろぎの湯の利用者を比較してみたところ、同じ年で比較して、80何%利用しています、前と比べて。つまり落ち込みは少ないわけです。それに対して25%の落ち込みと

というのは、やはり大広間を利用した利用者が、個室利用に回らなくて、利用を断念してしまっているということを如実に示しているのではないのでしょうか。

その結果が、高齢者に居場所がないと感じさせることにつながっているのではないかと思います。高齢者の居場所を整備することはできないのでしょうか。保健センターを利用した事業は、年間どのくらい行われているのでしょうか。保健センターが空いている日を一般開放し、居場所づくりに活用することはできないのでしょうか。

健康器具が体育館の倉庫に眠ったままになっているという話を聞いたこともございます。そうした器具の活用ができるならば、一般開放した保健センターに持ち込んで、健康づくりに役立ててもらうことも可能ではないのでしょうか。村のお考えをお聞きます。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 高齢者の孤立化を防ぐためにも、地域における高齢者の居場所が大変重要になっているというふうに認識しております。この居場所につきましては、近隣の人たちが気楽に集まり、お茶会あるいは趣味の活動、運動教室等、様々な活動を実施する場でございます。

現在村で実施しております介護予防教室等も、一つの高齢者の居場所として考えられます。これにつきましては、文化会館で今現在実施しておりますけれども、令和3年度からは、村民の要望により、住民のより身近な地区の公民館等でも実施しているところでございます。

また、コロナになる以前は、社会福祉協議会において、地域支え合い事業といたしまして、支え合いの会等と連携し、地区の公民館等で居場所づくりにも取り組んでまいりました。

このように、高齢者の居場所というものにつきましては、まずは村の保健センターというよりも、地域の住民が集まりやすい住民に身近な場所が、より望ましいというふうに考えます。

今後につきましては、村の社会福祉協議会、地域で活動している関係団体等と連携しながら、高齢者の居場所づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 最後に、今後、高齢者が安心して暮らし続けられる村づくりの施策として考えていることがございましたら、御紹介ください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 現在、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい人生を全うすることができる社会を目指して、2025年度を目途に、地域包括ケアシステムの構築を目指

して、青木村第9次高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画に基づきまして、各施策を実施しているところでございます。

地域包括ケアシステムは、ほかの議員さんの質問にもございましたように、住まい、医療、介護予防、生活支援のサービスを一体的に提供するものですが、私は、中でも、特にこの五つの中で、介護を要する状態になることを予防する予防を、まず充実させることが重要であるというふうに考えております。そのため、現在はコロナ禍ということもございまして、なかなか思うように実施できていない介護予防教室等の介護予防を充実していきたいというふうに考えております。

その他に、高齢者の健康づくりとして、人間ドック等を含みます健康診断の受診率のアップですとか、昨年度から村で実施しております高齢者の保健事業と介護予防等の一体的事業を、引き続きしっかり行い、フレイル、認知症等の健康上の課題を取り除いていき、安心して暮らし続けられる村づくりを目指していきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 10年ほど前でしたでしょうか、独居高齢者の住宅に村の予算で火災報知器を取りつける事業が行われたことがございました。火災報知器の寿命は10年ほどと言われております。更新をどのようにお考えでしょう。また、この間に新たに対象者となられた方の住宅への設置については、どのようにお考えでしょう。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 消防法の改正によりまして、火災報知器の設置が、新築住宅につきましては平成18年より、既存の住宅におきましては平成21年より義務化になりました。このときに、平成20年に、独居高齢者世帯の火災報知器の早期普及のために、社団法人全国消防機器協会により、青木村が火災報知器の配布モデル事業になり、無料で配布してきたという経過がございます。

その後の更新、新規対象になられた世帯に対しましては、自己負担での設置をお願いしているところでございます。ただし、定期的に消防署と独居の高齢者世帯等を訪問し、点検等の実施は行っているところでございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） せっかくいい取組をしていただいていたのになと思うのですが、一過性の取組ではなく、高齢者を守るという立場で、こうした事業についても、継続してお願いできたらありがたいなと思うところであります。

これまで私は、高齢者の補聴器の購入補助やエアコンの設置補助という提案を行ってきましたが、近隣自治体でも補助を行う自治体が生まれつつあります。青木村でも検討すべき時期に入っているのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 何はさておいても、やはり財政問題なんですよ。村の財政状況につきましては、今後を含めて、先ほど答弁申し上げたとおりでございます。

ただ、障害者総合支援法の保護対象は別として、18歳未満につきましては、軽度中等難聴児への補助は、長野県では18歳未満、一定の条件の下で市町村が補助すればするというところで、当村でも、それは1例、事例が既にごございます。

御質問の高齢者に対してなんですが、これはこの議会で他の議員さんからも御質問をいただいているところでございます。エアコン含めて、財源の確保が見えてきたら検討したいということでございます。

この議会で、今日もそうですけれども、それぞれの議員さんから、村民へ強い支援をということで、様々な御要望、提案等をいただいておりますけれども、まずはコロナ対策を最優先させていただきたいと、学校給食も含めて最優先させていただきたいというふうに思っております。

大規模の工場が、来年夏には操業開始というふうに聞いておりますので、これがどういうふうになるか、よくまだ見えてきませんが、しっかりした財政計画を立てまして、村民の皆さんの要望を、その優先度はそれぞれ精査する必要があると思っておりますが、考えてまいりたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 学校給食も含めてコロナ対策を、というお言葉の中に、来年も学校給食については考えていただけるというふうに、私は受け取りました。そしてまた、さらに言えば、それ以降についても考えていただけたらなと思うと同時に、ただいま村長からは、財政が好転した暁にはというお話もございました。そうした暁には、ぜひ、私のほうでも述べた補聴器のこと、エアコンのこと、高齢者への対策を、ぜひとも重要課題の一つとして取り上げていただきたい。また、同僚議員からも、病気の方の通院のというような、そんなこともありました。そんなことも含めて考えていただければありがたいなと思っております。よろしく申し上げます。

以上で、3点にわたりました私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 5番、坂井弘議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩を取ります。

再開は14時35分といたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時35分

○議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（金井とも子君） 1番、松本淳英議員の登壇を願います。

松本議員。

〔1番 松本淳英君 登壇〕

○1番（松本淳英君） 議席番号1番、松本淳英です。

大きく2項目につきまして質問いたします。

事前通告では、最初の項目として、道の駅あおきについて、2番目の項目として、観光産業について質問することを通告しましたが、先に観光産業について質問をしてよろしいでしょうか。

○議長（金井とも子君） はい、了解いたします。

松本議員。

○1番（松本淳英君） ありがとうございます。

議長の許しを得ましたので、観光産業から質問をいたします。一括質疑とさせていただきます。

当村の観光産業は、現在、大きな変化の時期、そして大切な時期を迎えていると考えられます。

当村の観光資源としては、全国的な知名度があるキノコやタチアカネ等の食材、県内最高

水準の水質とも評価される温泉、東山道開通以来1300年続く歴史と文化、我が国で唯一365日パラグライダーの滑空が可能な恵まれた天候なども、挙げられます。これらの豊かな観光資源に加え、国道143号線新バイパス開通に向けた動きが確実に進んでおり、当村の観光産業が、今後、飛躍を遂げることが期待されます。

これらの環境の変化を先取りする動きも確実に出てきております。田沢、沓掛両温泉では旅館経営者が代わり、従来と異なるスタイルの宿泊施設が経営を開始しております。共通する特徴は、宿泊客数や対象を絞り、質の高いサービスを従来にない価格体系で提供できることです。また、村内数か所において、食材や味にこだわり、質を追求する飲食店も増え始めております。

地域経済として観光を考える上では、これらの高付加価値で高い価格を追求する事業者の存在は、大変重要であります。これらの事業者が徹底的にサービスの質にこだわることで、観光地としての青木村のブランド形成が図られます。また、関連事業者への波及効果も期待されます。これらの施設の利用者が求めるような質の高いサービスや商品を、他の観光施設でも提供を始めることで、地域としての観光地の質が向上します。また、これらの事業者が高い要求を持って地産地消を進めることで、当村の農作物の販売促進、品質のさらなる改善も期待されます。

当村において、高付加価値を追求する事業者が増えているのは、観光地としてのブランド形成と産業の成長という意味で、大変よい兆候にあると考えられます。この兆しを生かし、観光産業をさらに発展していくためには、観光に携わる多様な人々が協力し合い、地域の観光について考えることが重要であります。新規の事業者の視点は、既存の事業者にとっても大変参考になります。また、既存の事業者が知る地域の魅力は、新規事業者が知りたい情報でもあります。業界の垣根を越えた多様な考えが融合することで、新たな観光イベントやサービスなど、新しい魅力の創造にもつながります。

最初の質問として、多様な人材が観光について議論を深める場として、青木村観光推進協議会の在り方や活用を、当村としてどのようにお考えでしょうか。

次の質問として、観光産業における人材の育成です。長期的に観光産業を発展させるためには、人材の育成が重要であることは言うまでもありません。当村において、観光産業に従事する事業者が、最新の観光事情や他の自治体での成功例を学ぶ機会や、経営スキル、語学を含む経営スキルを取得できる場を作るべきと考えますが、当村としての考えはいかがでしょうか。

また、観光地としてブランドを形成していく上では、地域全体での景観づくりも重要であります。既に当村では、青木村美しい村づくり条例において、景観の保全は図られております。しかし、田沢温泉や沓掛温泉などの観光地に続く主要道路で、看板広告の形状や色彩に対して一歩踏み込んだ規制をすることや、彩度の高い広告に対する規制を強めることも選択肢として考えられます。観光地としてさらなる景観改善を図るという視点から、青木村美しい村づくり条例を修正することや、広告の取り換えについて補助をつけることについていかがお考えでしょうか。ご回答をお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 私からは、1点目の推進協議会の在り方、活用について答弁をさせていただきます。

御質問にありましたように、青木村の観光産業は、今、大きく変わるチャンスをいただいているというふうに思っております。国道143号のバイパスが見えてきましたし、東急株式会社との連携も大変深まってまいりました。おいしいタチアカネも特に評判がよく、また、道の駅にも年間60万人もの方々が来られます。もちろん、国宝大法寺三重塔も引き続いて大事なところで、このように青木村には、そのほか歴史資源とか伝統文化とか行事とか自然とか、観光関連、あるいは花や自然、食べ物、そういった観光を盛り上げていくツールというのは、たくさんあるというふうに思っております。

私が村長にさせていただいたときに、すぐに、これらの関係する観光事業者と、村の観光事業推進協議会を立ち上げました。メンバーといたしましては、旅館の皆さん、飲食店の皆さん、観光施設、観光関係団体など、98の関係者が所属していただいております。今まで、モニターツアーの開催でありますとか、研修会の開催、広告の掲載、銀座NAGANOでのソバ会、中学生徒による観光モニター、外国語表記の看板設置、宿泊者へのアンケートの実施等々、事業を実施してきているところでございます。

残念ながらこの3年間は、コロナでほとんど動けない状況でございます。今後、コロナと共存するウィズコロナの視点で、青木村の個性を生かしながら、観光事業推進協議会を動かしまして、観光資源を最大限に生かしていかなければならないというふうに思っております。

東急株式会社さんとの連携など、あるいは、御質問にありましたような農業もそうですけれども、大変裾野の広い観光事業の推進に、大いにこの推進協議会を役立たせて活用してまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

〔商工観光移住課長 小林利行君 登壇〕

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、私のほうで、観光産業の人材の育成と、美しい村づくり条例について、御答弁させていただきます。

まず、観光業の人材育成については、個々の事業所にお任せしているのが現状です。御提案のとおり、観光マネジメントや海外からの旅行客インバウンドの受入れを視野に、語学力の取得も必要などころだと思います。観光の魅力、満足度からいいますと、旅先での出会いや交流、会話が重要と考えております。そういう意味では、観光ガイドの育成ですとか観光地の魅力度アップからしても、大変重要なことだと思います。人材の育成につきましては、観光事業者を含め、今後考えていきたいと思っております。

次に、美しい村づくり条例についてです。条例の目的は、議員の認識のとおりであります。景観の保全については、規制の強化より、地域住民や地域として、この景色、景観を大切にしたいという共通の思い、取組が大切と考えています。その意味で、この目安として条例を設けているところです。御提案にあります広告看板の取り換えについての補助金の支給は、今考えておりません。また、条例の改正、修正についても、地域の取組を主体にしたいことから、修正については考えておりません。

以上です。

○議長（金井とも子君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 冒頭に述べましたとおり、恵まれた観光資源への交通アクセスが改善するということで、当村の観光産業は今後飛躍的な成長を遂げる可能性があります。そして、それに向けて大変よい兆候が既に出てきております。この大きな機会を生かして、長期的に観光産業をさらに発展させていくためには、ブランドの形成、人材育成、景観保全等が必要であります。そして何よりも、多様な事業者や住民が一緒になり、地域の観光について永続的に考えていくことが重要であります。

当村の観光戦略を考え直すよい時期に来ているかと思っております。10年、20年の将来を見据えた長期的な視点での観光政策の具体化を進めていただきたいと思います。御回答のほうに、観光ガイドの育成ということがございました。観光ガイドの、本当のプロの観光ガイドが成長することによって、地域の観光力というのが格段に上昇するものがございます。ぜひとも長い視点でもって、育成のほうを考えていただけたらと思っております。

○議長（金井とも子君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 続きまして、道の駅あおきについて質問いたします。引き続き、一括質疑とさせていただきます。

道の駅においては、全国的に開発ブームが続いており、全国の道の駅の数には1200駅を超えたといわれております。中には、古くなったレジャー施設や学校からの転換や、スキー場、温泉を併設するなど、単なる休憩施設から、観光地そのものになりつつあるところもあります。

このような状況において、道の駅あおきにおいても、他の道の駅との競合激化や相対的な地位の低下も、今後懸念されます。

最初の質問になりますが、指定管理委託者、指定管理会社の株主として、道の駅あおきの差別化をどのように図っていき、観光ゲートウェイとしての機能をどう強化していく方針でしょうか。

次の質問になりますが、上田市と千曲市では、共同でシェアサイクル、共同自転車の社会実験を行っております。道の駅あおきにおいても、これと同じシェアサイクルを導入することについていかがお考えでしょうか。シェアサイクルには、道の駅を基点に青木村を周遊してもらおうという効果とともに、青木村に人を誘導する効果も期待されます。同シェアサイクルは、別所温泉にもスポットがあります。最近の電動自転車は、坂道での負担はほとんどなく、当村周辺で圧倒的な規模を持つ温泉街から自転車の道を開くことが期待されます。また、結果的に、各公共交通機関、千曲バスや別所線の利用者の増加も期待されます。道の駅におけるシェアサイクル導入についてお伺いいたします。

次に、道の駅によっては、駐車場に長期滞在するお客様がいることが問題となっております。これは逆に言えば、簡易キャンプ場としてのニーズが道の駅にあることを意味しております。道の駅あおきにおいても、長期滞在者向けのスペースや施設を確保し、必要に応じて課金することについていかがお考えでしょうか。このような施設は、災害発生時にはライフラインの一つとして活用することも期待され、当村の防災強化につながるものでございます。

また、道の駅の集客ゲートウェイとしての機能に注目し、従来の観光客のみならず、移住相談やふるさと納税、自動販売機のふるさと納税等の窓口としてする動きもあります。これらについて当村の考えをお聞かせください。

道の駅あおきにおいては、農業の六次産業化の面で重要な役割を担ってまいりました。現在までの取組で分かった点や、今後の展開をどのようにお考えでしょうか。

また、極端な人口減少が懸念される地域では、道の駅を全体のまちづくりの中で明確に位

置づけをし、それと連動する形で地域の生活サービス施設を集積させています。地域コミュニティの中心として道の駅を活用することについては、当村ではどのような考えにありますでしょうか。

関係した質問になりますが、道の駅周辺の開発や土地利用について、中期、長期的にどのような方針にありますでしょうか。道の駅徒歩圏内に、別の集客効果が期待できる施設の建設が期待される一方、味処こまゆみから眺める田園風景は維持したいという意見もあります。当村の考えを御回答ください。

最後の質問として、他の新しい民間企業との提携に対する考え方です。競争の激化が進む中で、道の駅としての魅力を維持していくには、新しい民間企業との事業提携も有力な方向の一つと考えられます。当村の考え方を御回答ください。

以上8点、御回答をお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道の駅に関する8点のご質問のうち、私から6、7、8と答弁をさせていただきます。

まず、6点目の、コミュニティの中心としての道の駅の活用につきましてでございますが、そもそも振り返ってみますと、道の駅は、長距離ドライブが増えて、一般道路も安心して自由に立ち寄れる利用ができる状況、休息するたまりが欲しいということからスタートしたということでございます。人々の価値観が多様化しまして、沿線地域の文化、歴史、名勝、特産物、こういった情報などを、個性豊かなサービスを提供する場となってまいりました。さらに、これらの休憩施設が、個性豊かなにぎわいのある空間となりまして、地域の核が形成され、あるいは活力ある地域づくりが促進される、青木の場合でもその場となっているというふうに思っております。

道の駅あおきにつきましては、道路利用者の安全で快適な道路交通環境の提供と、それから地域振興の寄与、もともとこの二つを考えてつくったものでございます。今後、道の駅にあおきましては、御質問にありますように、青木村全体の地域の中心となる場、個性豊かなにぎわいのある場としてまいりたいというふうに思っております。行政がするだけではなくて、多くの関係者の参加をいただきながら、それぞれの施設を活用して行ってほしい、いきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、7番目の周辺の開発や土地利用についてでございます。道の駅あおきは、今申し上げましたように、村の新しい中核施設となりました。JA青木支所、あるいはバスター

ミナル等の従来の中心地と2つの核、2核として、ダブルとして、新しい中心地で、ふるさと公園あおきを含めた一体的なもう一つの核として、地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

まだ行政の諸計画に位置づけるまでには、熟度が高まっているわけではございません。竹内製作所に数百人が働く新しい大規模な工場が隣接してできること、そして、国道143号のバイパスが完成すること、こういったことで新しい村づくりのチャンスが出てくる、それを生かしていきたいというふうに思っております。計画的に、周辺を含めた土地利用を誘導していく必要があるわけでございます。

じゃらんという、全国道の駅の中で、こういう雑誌がありますけれども、全国道の駅グランプリ2022で、第1位の群馬県川場村の道の駅川場田園プラザでは、1日遊べる、そしておいしいものがいっぱい食べられる、そして地元の新鮮野菜や果物が買えるマーケットがある、レストランがある、パン屋がある、こういったことを、行くたびに拡大していて、見習うところがあるなというふうに思っております。

青木村の道の駅周辺は、御案内のとおり、それぞれ田んぼに段差がありまして、また、隣接して民間住宅もあるわけで、なかなか拡張しにくい土地の形状、あるいは周辺環境でございます。御質問にもありましたように、食堂から見る外の風景は消し難い美しいものがあります。道の駅あおきは、今の状況で、繁忙期を除けばまだ施設に余裕があるわけでございますので、まずはこれの第一活用を考えていきたいというふうに思っております。

8番目の民間企業の連携についてですが、御案内のとおり、道の駅は第三セクターになっておりますし、それから既に、リフレッシュパークも森林組合に指定管理ということで、しております。民間企業との連携は、一定の条件の下ではありますが、内容と、よきパートナーがいれば考えたいというふうに思います。村外からの観光客を呼び込むための施設も欲しいと思うとともに、村民の皆さんの要望に応えられる、さらに利便性が向上する、特に若者が集まってくれる施設の整備が、民間活力の活用が図ればいいな、幸いだなというふうに思っております。

しかし、私がいろいろ経験する中で、民間と組むというのは大変勇気が要るといえるか、リスクもあるわけでありまして、パートナーと組んで成功した例もありますけれども、うまくいかなかった、失敗した例もたくさんあります。近隣の市町にもございます。よくよくそのところは慎重に検討していく必要がありますけれども、大変、民間の皆さんとの連携が取れば、小さな自治体といえましょうか、役場は、例えば高齢者福祉とか教育とか、そうい

うところに特化して、民間に任せられるものは民間にお願いしていくという姿勢は取り続けたいというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、私のほうで1番、2番、3番、4番を御答弁させていただきます。

まず、1番目の道の駅あおきの差別化、観光ゲートウェイの機能についてでございます。

道の駅あおきは、御存じのとおり、国土交通省により全国のモデル事業として、重点道の駅として認定されております。こちらは、都市市民や海外からの観光客に向けた体験と交流の事業が評価されたところにあります。また、食につきましても、当村限定のタチアカネそばやマツタケが高いクオリティーで提供されていると高評価をいただいております。そのことでメディアでも大きく取り上げられていまして、当村の知名度や認知度の向上に一役買っているところでございます。議員御質問にあります観光ゲートウェイ、いわゆる窓口については、観光案内だけではなく、道の駅を観光産業のハブ、中心とした連携機能を持たせることが重要と考えております。

2つ目のシェアサイクルについてです。

シェアサイクルやE-Bike、電動アシストつき自転車の導入について、実は検討しております。当村は山間地で坂道が多く、狭路、狭い道が多いので、当村にあっては課題も多いところでございます。また、購入の初期費用や維持管理費用、利用される方の車をとめる駐車場の確保など、課題があると思います。近隣の長和町のマルメロの道の駅ながと、上田市の上田道と川の駅等と情報交換をしながら、近隣の道の駅の動向を見て検討していきたいところでございます。

3番目の長期滞在車両の対応についてということでございます。

災害時の役割は道の駅として重要で、避難所として、あるいは後方支援の拠点として活用するという認識でございます。道の駅でのキャンピングカーの滞在は、ごみや給水、水道の無断使用、ガスボンベの投棄、現にトイレの便器が何度か壊されているような被害もございまして、パトカーの巡回を警察にお願いしているところもございます。御提案のありました課金制にして、場所を確保して取り組むことにつきましては、一案ではありますが、道の駅の機能の一つ、24時間無料の駐車場の提供と線引きをする必要があると考えております。災害時のライフライン、避難所の観点からの御提案もありましたが、区画を占有されて困る場合もございますので、初期整備費用と併せて考えていきたいと思っております。

4つ目の移住相談、ふるさと納税コーナーについてです。

観光案内だけではなく移住相談ができることは、大きな道の駅としても魅力であると考えております。観光の延長に定住、移住につながる可能性が多く、また、ふるさと納税についても、直売所での買物の延長でふるさと納税に結びつくことが多くございます。先日は、行政視察の受入れに、道の駅のプラットフォームを使用しました、視察後、直売所でお買物をされたり食事を取られたり、視察の際は村内旅館を使用していただくなど、こちらとしても工夫をしておりますけれども、来村される方が自然と相談、消費できるような仕組みを考えることが大切というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

〔建設農林課長 稲垣和美君 登壇〕

○建設農林課長（稲垣和美君） それでは、私からは、5番目の農業の六次産業化の関係について答弁をさせていただきます。

松本議員同様に、道の駅は農業の六次産業化の面で大変重要な役割を担っていると認識しております。生産、加工、販売に加えまして、付加価値による売上げ、所得の向上、雇用や生きがいの創出といった側面もありますし、関係書の皆さんが集う交流、情報収集の場にもつながっております。また、情報発信の拠点、販売の継続、地産地消、新規開発商品の受入れの点でも、大きな役割を担っていると捉えております。

六次産業化の最たる例として、言うまでもなく、タチアカネのブランド化による取組がございますが、それ以外にも村の補助金を活用していただき、各種団体の皆さんが各種取組を進めていただいております。1例を申し上げますと、最近では、小麦ゆめかおり100%を使ったパンの開発という取組の中で、近頃、道の駅あおきの市場におきまして、2回ほど村内外のパン屋さんとコラボレーションした中で、パンマルシェというものを開催されて、大変にぎわっております。こういった商品の開発、普及啓発、小麦の栽培、パンの製造、パンを食す人のつながりが広がり、大変好評を博しているというふうに認識をしております。今後の取組、発展を期待したいと思っておりますし、また、できるお手伝い、応援をしていきたいというふうに思っております。

農業従事者の高齢化が課題の一つであります。一方で、元気な高齢者の方もたくさんいらっしゃいます。引き続き、こういった六次産業補助金を活用していただきながら、新規就農者、半農半Xなど、多様な担い手の皆さんの主体的な取組を後押ししてまいりたいと考え

ております。

○議長（金井とも子君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 今後、国道143号線新バイパスが開通することで、道の駅あおきへの集客がさらに進むことは間違いございません。しかし一方で、道の駅間の競争激化が進んでいることも事実でございます。観光施設としての魅力を維持していかなければ、交通量増加のせっかくの恩恵も小さなものになってしまいます。ソフト面、ハード面において、まだまだ成長余地の大きい道の駅でありますので、長期的な視点を持って、かつ、創造に努めていただけたらと思います。

また、青木村へ安定的に集客を図る上では、構造的な仕組みが重要であります。シェアサイクル導入においては、既存の利用者の規模や利便性、互換性等を考慮し、当村に継続的に人を呼び込めるような最適なシステムの導入の検討をしていただけたらと思います。

私からの質問は以上でございます。

○議長（金井とも子君） 1番、松本議員の質問は終了いたしました。

◇ 沓掛計三君

○議長（金井とも子君） 続いて、9番、沓掛計三議員の登壇を願います。

沓掛議員。

〔9番 沓掛計三君 登壇〕

○9番（沓掛計三君） 9番、沓掛です。

本日は、青木村の農業について質問をさせていただきます。

前文ですけれども、日本の食料自給率は世界的にも低い、37%から38%と言われております。このことは、日本の食料や食糧生産に必要な資材等を輸入に頼っており、国の食料自給率が不安定要素となっております。また、気候変動や国際状況の不安に伴い、単に金を支払えば食料や生産資材が手に入るという時代は過ぎてきているのではないかと思います。

現在、日本の農業政策に目を向けると、現状の農業状況を把握していないのではないかと思います。単に農地を集積することにより、大規模農家の育成などの方向に向かっております。しかし、日本は広大な農地集積が難しく、中山間地での農業経営が多い国土であります。中山間地農業対策や農業後継者確保問題等、日本の国に合った農政を目指しているとは

思えません。

このような政策では、中山間地で農業を営んできた青木村にとって、今後、水田を中心とした農業ができなくなってしまうのではないかと考えられます。

先日、NHKで世界フードショックという番組、1時間番組ですが、やっておりました。世界的には今後、食糧難が起きるということでございます。その中で、特に日本の農業は本当に困難になっていくのではないかとというような指摘もされておりました。

私も農業法人での農業生産に携わっておりますが、今後、このような農業法人の管理運営がしていけるかが、危惧されております。

それでは、質問でございますけれども、第六次青木村長期振興計画での農業の在り方について、今後、取り組んでいかなければなりません。長期計画の重点プロジェクトでは、「魅力ある稼げる農業の実現、新たな農村の価値の創造」、取り組む施策としては、「多様で持続可能な農業経営、稼げる農業の推進」として、強化ポイントとして5項目を挙げてあります。実際、個々の取組について動き始めなければいけないわけですが、どのような方向で動こうとしているのか、お聞きできればと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村長にさせていただいて10年目になりますけれども、毎議会、ほとんどの議会で、農業がテーマになっておりまして、これといった効果的な解決策、これをやれば全ていいというものは、なかなかない、難しい課題であるというふうに思っております。

御質問の5項目についてでありますけれども、まず1点目は、農業経営者の支援、担い手の確保についてであります。水田農業の大半を担っていただいております機械作業受託組合の後継者でありますとか新規農業者について、手厚く保護していかなければならないなというふうに思います。農業者の高齢化、労働者の不足、こういったことであります。半農半X、あるいは地域外からのIターン、あるいは新規農業者の就農等がポイントかなというふうに思います。

2点目の農地の保全、あるいは荒廃地の有効利用についてであります。今、6の保全会が多面的機能の支払交付金事業を行っていただいておりますし、22の集落で、中山間地直接支払事業を地元の皆さんがやっていただいております。荒廃地の有効利用につきましては、令和4年度から遊休地の農業対策事業を予算化しております。また、農地の保全につきましては、令和5年度から人・農地プランの取組をして、遊休農地の解消の支援をしております。

3点目の農産物の生産性、質の向上についてでありますけれども、各農業団体には機械を

含めて補助をさせていただいておりますし、適期の播種、収穫、施肥の研究など、一緒に勉強させていただいているところがございます。生産性の省力化に期待するスマート農業につきまして、本年5月にラジコンの草刈り機のデモをいたしまして、1機購入をして活用していただいております。

4点目の販売力の強化、六次産業の推進でございますけれども、自営、個人出荷、ネット販売、特に道の駅あおきでの直売所は、それぞれ効果があるというふうに思っております。また、いろいろ関係の皆さんに御努力いただきましたタチアカネについては、麺のみならず、ビールとか焼酎とか乾麺とかを実施しております。

6点目の魅力ある農産物のブランド力、それから知名度の向上につきましては、タチアカネがいろいろなメディアで取り上げていただいたり、あるいは東急関連で扱っていただいております。今後、道の駅におきましてネット販売も検討しておりますので、関係団体と情報を共有し発信し、知名度の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） これからの質問と大分ダブるところがあるんですけども、今、村長さんが言われたのは、長期計画のお題目についての概要かと思います。実際の動きの中では、それをどういうふうに関実にやっていくのかということなんですけれども、今の、次に、この中にも含まれていましたけれども、1項目ですかね、農業後継者の育成について。現在は村の農地面積の多くは、個々の高齢者での小規模経営等、大規模経営の形態で運営しているが、高齢化がかなり進んできております。村では若い新規就農者の募集、育成をしているようではあります。既存の経営体との連携をどのように取っていくのか。現在の状況等についてお聞きできればと思います。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 担い手農業者の高齢化に伴いまして、農業後継者の育成は喫緊の課題であると、村でも認識をしております。新規就農者研修者の育成、定着を図るとともに、現在、村内で農業を頑張っている農業者を担い手育成する後押しをし、大きな負担となっている畦畔などの草刈り作業の機械化など、担い手の発掘活動を行ってまいりたいと考えております。

そうした中、一昨年、大規模稲作農家に農家子弟1名の方が就農をしていただきました。近年としては大変まれな例ではありますが、当村の農業の担い手として、大いに期待をしております。また、来年4月からは、新規就農者の支援体制整備事業で援助して

いる有限会社信州うえだファームの研修生の中で1名の方が、村内にトマト、アスパラガスの経営で就農を開始する見込みでございます。

さらなる担い手の確保策としまして、来年度から地域おこし協力隊事業と連携し、自立後に農業に従事する目的で協力隊を募集する取組を行う予定でおりまして、現在準備を進めております。引き続き、県や自営ファーム等関係機関とともに、新規就農者里親就農を受けている農業者の支援をしながら、確保、育成の取組を進めてまいります。そうした新たな担い手の皆さんとの話し合い、意向確認をしながら、既存経営体への加入についても促進をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 今言われたように、後継者問題、これ簡単に片づく問題じゃないかと思えます。それと今、新規就農者の募集、育成をしていると言いますが、なかなか育っていないんじゃないかという考え方です。今までの経過の中で、県の新規就農ということでやってきたわけでありまして、どの程度の割合で青木村に定着して育ってきたのか、そこら辺のところはお分かりですか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） これまで、いわゆる脱サラ、農業をやっていなかった方が新たに農業を始めたいという方、いろんな方を見てまいりましたが、やはり一つは、本人の確固たる意志と覚悟があるかどうかというところに委ねられるところが非常に大きいのかなというふうに思っております。単身の方が全て悪いわけじゃなく、単身の方でも成功している例がありますが、やはりバックボーンとして家族のある、子供がある方というのは、石にかじりついてでも何とかしてこの農業で頑張っていくんだ、食べていくんだという、そういった固い意志の下やっておりますので、やはり意気込みが違います。

新規就農者を迎えるに当たって、単身の方ももちろんウエルカムなんですけれども、そういった、どんな方かという人間性も見ながら、ぜひ村に溶け込む、村で暮らしていくということも含めて、懇談を深めながら、新規就農者を増やせる取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 分かりました。来年度、また研修生というか、募集するようございまして、なるべく定着するような方法、3年間は役場のほうで面倒を見ていきますけれども、それから定着できるような指導をしていってもらえればと思います。そして、農

業ってそんなに甘いものじゃなくて、やはり時間のかかる問題ですので、そこら辺もよく御理解してもらった中で育てていってもらえればと思います。

今回、新規就農ということで、私もその方は知っていますけれども、なかなかいい方だなという感じで、これから私どものほうも担ってもらえればという考え方は思っております。

それともう一つ、夫神地籍のファームの状態です。この状態は、私は非常に危惧していますというか、なかなか田んぼにもならない、ソバまいてもほとんど難しいなど。ここら辺の農地の集積等が、地域との問題がありますから難しいですけれども、村としては、どんなふうに考えていったらいいのかなという具合に思っています。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 議員の御指摘のとおり、ファームのほうで賃借をしている農地については、決していい状態ではないというふうに、我々も認識をしております。

一つ要因としては、ファームのほうの人材不足というお話をJA側からは伺っております。そうした中、今ちょっと話は変わりますが、当郷の岡石地区で竹内製作所をはじめ関係する企業がたくさん出てきて、農地が失われていくという中で、担い手の農家の皆さんに、条件のいい細谷、夫神地区のファームの保有している農地を御紹介する中で、何とか担い手を確保するという事も考えておりますし、ただ、日陰等水利の問題とか条件の悪いところについては、ファームと膝を突き合わせて話す中で、今後どういった利活用ができるのか、考えていきたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 分かりました。

次に、国の水田対策についてでございます。青木村では集団転作が定着しております。しかし山間部での水田経営については、用水路の維持管理や畦畔の除草管理等重荷となって、水田経営ができなくなってきました。そのため、中山間地直接支払事業や多面的機能事業、先ほど村長から話がありましたけれども、あと、水田活用直接支払事業など、辛うじて荒廃化を維持しているということです。国の財政も厳しいと思います。

このため、国のほうでは、その制度の厳格化や、特に、水田活用直接支払事業は、今までにはなかったんですけれども、5年に一度、水田転作しているところを水田の稲作をしろというふうに求めてきております。水便の悪い山間部の水田は、麦への転作を定着させております。この制度の変更によると、転作が困難なところで新たに水田にするということは、まず不可能だと考えております。

そんな中で、またそして、青木村の集団転作にも大きく影響してくるという考え方を持っております。これについては、ですから、定着させるところをまた水田にするということは、青木村での水田面積との調整がおかしくなってくるんじゃないか、そんな感じを持っております。このような地域で、国としてこのような5年に一度というようなものを出されてくると、実際にこの地域では、もう撤退せざるを得なくなってくるということで、荒廃がますます進むんじゃないかと思えます。

そのため、これについて、村として、国としてはもう既に決められているような感じ、一番は財務省がうるさいんですかね、財務省がうるさいようですけども、村としてそのまま国の言うとおりにした場合、かなりの転作地が出てきちゃうようになると思います。その点について、村としては、今後どのような方向性を持ってやっていければという考え方なのか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の、その5年に一度の水張りの水田問題については、私どもの村にとりましては、水田農業の根幹を揺るがすような大問題でございます。6月開催の令和4年第2回議会におきましても、村の議会におきましても、意見書を決議いただきまして、国に提出された請願書をいただいているところでございます。詳細は、今、国が、農水省が詰めている段階というふうに聞いておりまして、どこまで本当かというのは取れておりませんが、湛水を1か月すればいいとか、しなければならぬとか、そんなことが今議論されているかなというふうに思っております。

私どもの村でルール化といいましょうか、義務化された場合には、一番はソバのタチアカネの栽培に非常に影響がありまして、特産品としてここまで来た、あるいはやっていただいた皆さんには、大変村としても大きい影響があるわけでございます。国では、もう少し具体的な方針を出す、提示されるというふうに聞いておりますが、どうしたら水田の継続をできるか、あるいは耕作放棄地にならない方策など、青木村の今後の水田農業、あるいはタチアカネの振興策を含めて対応を考えていきたいし、また、関係する機関には御相談を申し上げたいというふうに思っております。

昨年暮れ以来、この課題が出てきました。今年1月、2月と、関係するといいましょうか、いろいろな方々に、首長さんだとか、県会議員だとか、県庁の職員だとか、国会議員だとか、いろいろな人に電話をして、情報の共有やら情報をいただいたりしますが、市町村によっては、大分問題の意識、課題の差がありまして、一生懸命、本当だ困ったというふうなスクラムを組んでくれるところが大体分かってきましたので、その首長さんとは、今、情報

を共有したりしているところでございます。

御質問にもありましたように、もともとは財務省という話ですが、その前には会計検査院もあったというふうに聞いておまして、なかなかこれは根の深い課題だなというふうに思っております。水田に5年に一度の水はりを行うことが義務づけられますと、交付金の減少によりまして、農家の経営が青木村では圧迫されます。廃業する農家が増えたり、御質問にありましたような耕作放棄地が増えるわけでありまして。その条件闘争といいましょうか、少しこれを視点を変えて、今までのとおり、元どおりにしてよというお願いの仕方もありますけれども、例えば、畦畔の多い山間地は除くとか、中山間地の直接支払事業の対象農地は除外するとか、もうちょっと青木村に合ったような、地域の事情に配慮したような柔軟な対応を取っていただきたいということを、今、関係する筋にはお願いをしているところでございます。

転作ソバの畑、作物の直接支払交付金の単価を増額していただくとか、これは相当増額していただかなければ、今までと同様にならないんですけれども、タチアカネのソバが栽培できるように、国の財政支援を、関係する方々、機関等々に強くお願いをして、今後もいきたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 今、村長さん言われたように、水田に10か月水を入れればいいと、山間部の水路はもうないわけなんですよね、水路は既に、もう水を入れることも不可能であるということ。そして、今言ったように、5年に一度というと、24年度から始まるという、もう27年度、28年度には5年に、その4年間は何とか我慢できても、それから1年には作らなくちゃいけないという、そこでもう終わるわけなんですけれども。

この点については、特に政治的な問題になるかと思えますけれども、六団体といいますか、それぞれ地元の農家のことをよく知っている国会議員さんも多くいると思えますので、そこら辺の調整だけはよく町村会等、議長会、そういうような市長会とか六団体の中で、国のほうへ強い要望は出していってもらいたいと。それと、結果が出る前に、どうするかという話をだんだんもう進めなくちゃいけないのかどうかも、そこら辺のところも検討してほしいと思えます。

次に、荒廃化する農地対策でございます。水田ばかりでなく畑地の荒廃については、山間部のみならず、住宅周辺でも荒廃地が見られます。原因は食生活の変化、高齢化、就業形態の変化、定年制が65歳までというような中で、なかなか農業へまた就くだけでも、体力はな

くなるまで会社関係で働くとか、いろいろな変化が多くあります、要因があります。この方策について、畑地の荒廃化についての対策というようなものはどのように考えていったらいいのか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） この問題、特効薬はないわけでごさいます、農業委員会による農地パトロールでも多くの荒廃農地の報告をいただき、少しずつではありますが、農業委員さん、また農地利用最適化推進委員さんの御協力によりまして、地権者にお話をしながら解消に向けた取組を進めております。また、先ほども申し上げました荒廃農地の解消事業を予算化しておりますので、ぜひ皆様からも御活用いただくよう御紹介いただく中で、一筆でも多く農地への復元が進みますよう、事業の紹介を行ってまいりたいと考えております。

荒廃化というものは年々木などが大きくなり、原野化、山林化するほど復元は困難になってきますので、早期の発見、早期の相談、早期解消となるよう、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

それ以外にも、これまで答弁申し上げましたとおり、多面的機能支払交付金や中山間地直接支払交付金を活用した集落の皆さんの協力により、荒廃化を防ぐ取組、また、農家組合や水利組合に御協力をいただきながら、定期的な管理作業により荒廃化を防止する取組、また、村でも、試験的に防草抑制ネットの設置や畦畔芝グラウンドカバープランツの植栽試験に加えて、先頃導入したラジコン草刈り機による担い手不足や危険を伴う急傾斜地の畦畔の草刈りを支援、また、野生鳥獣の防止についても引き続き取り組んでいくなど、あらゆる方法を駆使しながら取り組んでいくしかないのかなということで、地道な作業を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） これも全部の項目に通じているような問題ですので、これ以上言っても、今言ったようにいかに利用していかれるか、どんな作物を作ったらいいのか、そこら辺のところは、また農政サイドのほうで指導していってもらえればと思います。

次の温暖化の気候変動による国民生活の対応についてでございます。世界の食生活の変化、作物に対する気候変動、戦争等による農業資材の確保、燃料の高騰など、全ての産業、農業ばかりではなく、全ての産業に影響してきますから、特に農業への影響もかなり大きくなっております。燃料費とか肥料とか、そういうもの全て大きくなっておりますけれども。これはまた食料自給率に戻りますけれども、37%、38%と言いましたけれども、国はどのよ

うに今のやつを乗り切っていられるのかというような考え方をしていたらいいのか。御答弁願えればと思いますけれども。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 地球温暖化、温暖化の気候変動によります国民生活の、特に農業面からの対応についてでございますけれども。私はロシアがウクライナに戦争をしかけたときに、日本の食料自給のために米の減反政策はやめるべきだというくらいに思いました。村では地方創生臨時交付金を使い、活用させていただき、農業者の、あるいは法人の皆さんには支援をさせていただいております。県あるいはJA等と連携いたしまして、米、麦、大豆などの播種時期、収穫時期の励行を行っておりますし、タチアカネあるいは水田の機械化を担当する皆さんには、バックホーとか溝掘り機とか、播種機の導入の補助をさせていただいております。

農地の維持管理をしている私どもにとりましては、新規農業者に来ていただくことが、農業の活性化のためには最優先の方法でありまして、先ほど答弁いたしましたように、様々な制度を使いながら、新規農業者の掘り起こしをしております。地域おこし協力隊と連携するのはいい方法かな、財政の支援とか村の対応もできるんで、一番いい方法だなというふうに思っております。それからもう一つ、冬場の現金収入もこれ課題でありますので、アルバイトができるとか、あるいは農業収入がないときには、村内の企業で、工場で働いていただく、そんなことも既に了解を工場からはいただいているところでございます。

御質問の食料自給率の維持向上についての国での取組でありますけれども、消費者と食と農のつながりを深化させていること、それから、国民が農業に触れる機会の創出されていること、それから、食品産業との連携、特に外食等における需要の拡大を行っております。国内農業の生産基盤の強化も、もちろんその一つでございます。

長野県におきましては、農村振興計画の上田地域の中で6つの重点を策定しておりまして、御質問にもありましたような、担い手の確保、高い生産性方式への転換、流通の拡大、農業基盤の強化、こんなことを県では中心テーマとして取り組んでいただいております。村といたしましても、国・県が進める計画の中でこういったことを実行しまして、自給率の向上につなげてまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 分かりました。

次に、農業経営者との懇談についてですけれども、農業政策についてはまだまだ質問事項

というのはいっぱいありますけれども、行政はもっと現場で作業している農業者と直接意見交換をする機会を多くしなければならないのではないかなと思います。このことについては、農業について各種補助事業等ございます。苗木の補助、いろいろな補助がありますけれども、現在はいろいろな栽培作物の多様化により、利用しにくい制度というのもあると思います。青木村の農業に対する補助規定とかいろいろな支援の規定の中に、あると思います。

特に今回、いっぱいありますけれども、青木村土地改良事業補助金交付規則がございます。これは農産物の生産に当たっては、現状に合わせた土地改良、それぞれの作物に合わせた土地改良も必要なわけでありまして。この規則は昭和38年に作成され、すぐ40年に新たに改正されております。そして昭和51年に改正されましたが、その後何の改正もなく、この規定が動いてきております。50年近くもうなるわけですけれども。やはりこれらのことについても、現状に合わせた改正なりが必要ではないかなという感じを持っております。

このことは前にも言いましたが、現場で作業している、運営している農業者と意見交換がかなり大切だと思います。ですから、補助金を増やせということではなくて、現状に合った補助制度なり要綱に、ある程度、50年もたてばもうかなりの変化が生じておりますので、そこら辺のところを今後どのようにやっていってもらえるか、希望としてはぜひとも懇談等を開いて、それぞれの有効な補助制度にしていってもらえればと思いますけれども、この点についてはどうでしょう。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 議員からの御指摘のとおり、農業政策は農業者の経営安定、発展が第一義でありまして、常日頃から村民の皆さん、また農業者の皆さんの声に耳を傾け、農業者の皆さんが、様々なお考え、要望、教をいただき、情報収集、共有を図りながら村の農政を推進していかなければならないというふうに認識をしております。

そうした中、村では、本年春ですが、担い手農業者、農業委員会、県農業農村支援センター、県農地整備課、JA、村の関係者が集まり、農業懇談会を開催いたしました。その中では、令和2年度に策定した人・農地プランの推進、担い手への農地の面的集積、タチアカネソバの収量増等を目指して、関係機関の皆様から忌憚ない御意見をいただく中、様々な意見交換を行いました。

今後、先ほどありました5年に一度の水はり問題や人・農地プランの法定化による地域計画の策定など、農業経営者をはじめ関係機関の皆さんと話し合いをしなければ進められない事業もありますので、コロナ禍ではありますが、その状況を見ながら、ぜひ懇談会の開催方

法を工夫しながら進めてまいりたいと考えておまして、議員から御指摘のあった土地改良事業補助金の交付規則も、改正の経過は議員の御指摘のとおりでございます。そういった懇談会を通じて忌憚のない御意見、御要望をいただく中で、時代に合ったものに、必要なものは改正していく対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） このことについては、ぜひとも農業者が使いやすい補助金等の創設と
いいますか、改正なり用意していただければと思います。

最後になりますけれども、水田は自然のダムといわれるほど一時的に水をため、災害を防ぐことができます。しかし、現在の政策では荒廃化が進むことにより、保水できなくなり、一気に水を押し出してしまう大災害を起こすおそれもあります。このことについてどうやって対策をしていったらいいのか、私にもちょっと分からないんですけれども、災害を防げるような対策については、村としては方法論というのはあるのかどうか、その点についてお聞きできればと思います。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 水田が持つ自然のダム機能については、議員のおっしゃると
おりでございます。5年の水はりの問題もありますが、仮にこのまま国が進める施策にのっ
て形が進んでしまうと、水田が持つ多面的機能の一つである保水能力が失われてしまいます
ので、水をためられず周囲へ流出してしまう事態が起きかねません。

また、先ほどの中山間地直接支払い、多面的機能支払交付金事業で、集落や地域が主体的
に農地や水路、農道などを維持管理していただくことも、災害による被害の軽減につながる
と考えておまして、こうした事業の継続推進が不可欠であります。

荒廃農地については、先ほども申し上げましたとおり特効薬はありませんけれども、補助
事業の活用、農業委員、最適化推進委員による農地パトロール、農地相談活動等により、荒
廃化の未然防止、早期発見、早期対応をしながら、荒廃農地の拡大防止、荒廃農地の解消に
努めてまいりたいということで、地道な取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 分かりました。

いろいろ言いましたけれども、なかなかすぐに解決できる問題ではないかと思います。国
では、コロナ感染対策や国内外の多くの課題を現在抱えております。財政も、もうあれだけ
の借金した後どうするのかなど、私ももう心配でございます。長期的に日本の国土、国民を

守る政策を、苦しいながらも取ってってもらいたいということでございます。

村も農業は重要産業の一つとして位置づけているので、農業経営のできる政策をお願いし、私の今回の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（金井とも子君） 9番、杓掛計三議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（金井とも子君） 続いて、4番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入議員。

〔4番 宮入隆通君 登壇〕

○4番（宮入隆通君） 議席番号4番、宮入隆通です。

さきに通告しました2点につきまして、御答弁いただきますようお願いいたします。

1点目、eスポーツについて伺います。eスポーツとはエレクトロニックスポーツの略で、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使ったスポーツ競技とされています。このeスポーツですが、現在、若者を中心に盛り上がりを見せています。2021年調査のソニー生命が発表した男子中学生の将来なりたい職業のアンケート結果は、1位はユーチューバーなどの動画投稿者、2位がプロeスポーツプレーヤーだそうです。ちなみに、3位は会社の経営者、4位はITエンジニア、5位にはゲームの実況者だそうです。5位以内に、ゲーム関連が2つ入っています。高校生になると、少し現実的な考えを持つわけですが、男子高校生になっても、6位にゲームを作る側としてゲームクリエイターが入っていて、プロeスポーツプレーヤーは8位にランクインしています。

なりたい職業といえば、一昔前はJリーガーとかプロ野球選手など、プロスポーツ選手が上位にあったはずですが、時代の流れで、なりたい職業が変わってきています。eスポーツの国内市場規模は、2021年で78億円、2022年には100億円に達するといわれています。世界で見ますと、市場規模は2022年には1,800億円に達するといわれています。これはこのeスポーツのお話で、ゲーム業界の市場規模はもっともっと大きいわけなんですけれども。今まで子供向けのゲームという遊びのものでしかありませんでしたが、現在は大人まで楽しめて、職業にもなり得るものに変ってきています。

2019年の茨城国体から、文化プログラムとしてeスポーツが採用されており、オリンピックでも採用が検討されているそうです。そして現在、eスポーツも様々な分野で活用されてきていることについて、青木村としてはどのように考えていますでしょうか、お願いいたします。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 電子機器を用いて、娯楽、競技、スポーツ全般を指すエレクトロニックスポーツは、今後の成長産業だなというふうに思っておりますし、また、スポーツとして大いに若者を中心に今後発展していくのかなというふうに期待もしております。インターネットの世界ですけれども、ゲーム大国の日本は、世界からはいろいろな面でまだ遅れているということのようでございますが、日本でも新しいスポーツとして、あるいは観光とか教育とか放送とか医療とか、そういった現場でも活躍されていくことを期待されております。

国においても、経済産業省が中心となりまして、日本のeスポーツの発展に向けて、さらなる市場の成長、社会的意義の観点から、調査や各地でのセミナーも行われております。

2019年国民体育大会eスポーツ選手権も開催されまして、社会的な認知度も高まってきました。多くの業界関係者が参加して、一般社団法人の日本eスポーツ連合も結成されたことから、一つの産業として大いに発展していくことを期待したいというふうに思っております。

村はどうするのかな、どうすればいいのかなと、こういうふうに考えたんですけれども、また、学校教育とか社会教育の場でも使っていくんですかね、というようなことも考えたり、あるいはそういった場の提供ですね、そんなことも必要になってくるのかな。あるいは研修とか、あるいは大会とか、あるいは大会の誘致だとか、そんなようなこともあります。そういう中で、民間企業の誘致、活用も考えられますので、大いにアンテナを高くして、これの成り行きを見守って、活用するところはしていきたいというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 青木村としても、そのeスポーツに関しては理解していただいているものとして、先に進めさせていただきます。

村長のほうも、先ほど学校とか社会事業というか、そういったところに活用ができるんじゃないかというお話をいただいたかと思うんですけれども、今、そういった視覚機能とか知覚、認知、記憶といった分野で、ゲームの有効性に関する研究がなされています。そういった健康分野において、高齢者の健康維持のために、そういった研究が今なされてきています

けれども、そういったものに活用はできないものでしょうか。検討することはありませんでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） eスポーツは、高齢者にとっては頭を使うことや指先を使うこと等によりまして、脳の活性化や認知機能低下の予防になることが期待されており、また、人とのつながりや交流が増えるということもありまして、例えば東京都、埼玉県、富山県等では、介護施設やまた自治体等において介護予防等の健康増進に活用されているところもありますし、民間等と連携した効果の検証も行われているところでございます。

ただ、そのような活用方法は、全国的にまだ始まったばかりであり、一般的にはまだ若者のスポーツという認識が強く、県内における高齢者の健康保持等のための活用も、まだまだこれからというところがございます。ただ将来的には、高齢者のヘルスケア向けの分野として発展していく可能性は大いにありと考えられるので、今後の国・県・他市町村、あるいは民間等の動向等を見据えて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） そういったものがどんどんこれから出てくるものと思われまので、ぜひ注視していただいて、活用できるような段階が来たときに、また検討してもらえればと思います。

公民館とかそういったところでの子供から高齢者までが交流できる触れ合いの場、先ほども何か村民の方が集まる場所がないとかと、そういう話があったような気がするんですけども、そういった場所での活用、社会教育を含めて教育分野で活用することはできませんでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私も同じような回答になると思うんですが、現在、ユーチューバーという職業が生まれたり、eスポーツの世界大会があったりと、急激な変化に驚いているところもあります。しかし、子供たちの適応力というのは、私たちが考えている以上に早く、すぐに様々なことに取り組み、活躍の場を広げているというふうに認識しています。

このような急激な変化の中で、eスポーツはこれからますます盛んになることが予想されます。当然、社会の中で文化として位置づいた場合、公民館活動や社会教育として取り入れ、大勢の方たちの生涯学習の場として活用の場を構築していることになると思われま。

一方で、今、課長もお話しされたように、コンピューターなどの機器をそろえる必要があ

ったりですとか、どういうルールで行うのかとか、クリアしなくてはならない課題もあるというふうに認識しております、周辺自治体の動きも注視しながら対応を考えていくことになると考えております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 先ほども申し上げましたとおり、eスポーツ関連のビジネスも盛んになってきています。eスポーツに関係した仕事をしたいという若者が多いようです。要は、プロのプレーヤーになりたいと、さっきのランキングでもそうなんですけれども。中学生の頃は憧れの職業として、高校になると、やっぱり少し現実的なことを考えて、ランクが落ちてくるんですけれども、でもゲームに関しての興味が薄れているわけではなくて、ゲームに携わりたいという人たちは増えてきている。そういったことで、eスポーツに関係した仕事をしたいという若者が多いわけなんですけれども、そういった関係の会社が青木村にあれば、必然的にそういったところで働きたいという若者も働きに来て、周辺で暮らすのではないのでしょうか

今後の企業誘致においては、そういったゲーム関連のソフトウェアとか周辺機器などの成長している産業についても目を向けるべきではないかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） eスポーツは、いずれにしても成長産業であります。企業誘致はどういう視点でするかになるんですけれども、優良企業だとか成長の途上にある会社、企業、業種、なおかつ、できれば国が保護しているとか、育成しているとか、投資しているとか、そういった業種が誘致できれば、それにこしたことはないわけでございます。

御案内のとおり、アメリカのシリコンバレーのように、一つの業種が、あるいは会社が集積するということはいろいろなメリットがあるわけございまして、そのためには、青木のみではなくて、上田周辺か、あるいは学校とか、そういうことを含めて、教育機関を含めて、ソフト、ハード、そういったことを整備していく必要があるというふうに思います。

岩手県では大手自動車会社を誘致する際に、人材供給のために、工業高校にそういう課程をつくって大手自動車会社を誘致したという大変有名な話があるわけでありましたが、全国各自治体、優良企業の誘致については競って躍起になっているわけでございます。

企業の誘致は、優良企業のみにかかわらず、一つは適地があるか、それから電気、水道などのインフラがそろっているか、それから交通インフラがしっかりあるか、働く若者がいる

かなどありますけれども、もう一つは、村を挙げて村民がウェルカムをしているかということも大切なことであります。当然、その行政のやる気など、進出する企業ははかりにはかって総合的に判断するだろうというふうに思っております。企業誘致は村の活性化に大きく寄与しますし、今後も青木村に合った優良企業の誘致を目指してまいりたいというふうに思います。

もう一つ、国道143号ができた際に、その沿線に、守るところは守って、企業誘致するところは企業誘致をして、企業って大きなものでなくてもいいと思うんですけども、沿線土地利用ですね、考えていかなければならない時期に来ておりますので、そういった中でも、今御質問いただきましたようなことも大いに参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 企業誘致というと、すごく先の話というか、eスポーツがこれからだというときにこういう話をしたのはいかなものかと若干思う部分もあるんですが、何より先に、皆さんにそういったことが理解されているのかどうかとか、先ほど村長がおっしゃったように、村民の方がウェルカムであるように、そういったeスポーツのことも理解してもらえるのかとか、非常にそういったところはとても大切なところだと思いますので、まずは、そういった最初の部分から、eスポーツの理解をしてもらうようなところから、村としても何か取り組んでもらえるといいかなと思っております。

続いて、食と農について伺います。

有機栽培や自然栽培などの化学肥料と農薬を使わない農法で栽培された農産物を積極的に取り入れた給食は、有機給食とかオーガニック給食などと呼ばれています。過去にお話しした愛媛県の今治市や、議会でも視察もしましたけれども、石川県の羽咋市などが先進的な事例として知られています。最近では、長野県でも松川町とか、来年度から松本市でも積極的に考えて検討していくというような、何かニュースが流れています。

有機栽培につきましては、土壌に微生物を呼び込むことによって、作物に豊かな栄養をもたらすといわれています。また、化学肥料や農薬の原料が化石燃料であることから、できるだけ化学肥料や農薬に依存しない農業を捉えていくことが、気候変動対策を考えていく上でも重要であると考えています。

今、有機給食については、国のオーガニックビレッジ宣言というものをした自治体に対してなんですけれども、国としても支援策ができています。こういったものを活用しながら、青木村として進めていくという動きはありませんでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 学校給食の食材につきましては、安全なものであることはもちろんですが、安定的に供給が可能であること、それから、価格が高くないことが重要になってまいります。したがって、まずは有機食材を安定して生産できる体制を整えてもらうことが第一ではないかと考えています。その後、どの時期にどのような食材の供給が可能か、また値段はどうかという相談になってくると考えております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） どっちが先かという話でしかないので、なかなか難しいところではあるんですが、農家の立場からすると、それをやっぱり買う場所がないとなかなか作れないというところもあるので、そういった計画をまず立ててもらえれば、農家は多分ついてくるとい、そういう形があるので、計画のないところで、いきなり学校のために作っていくという人たちは、やっぱり現れないと思うんですね。なので、もちろんどっちが先の話なので、なかなか難しいところではありますが、農家的な話をすれば、計画を立てていただければそういう動きはつくれるんじゃないかなと、私自身は思っています。

今、国のほうでもそういった動きがありますので、ぜひそういったものを活用していただければ、価格的な問題というのは解消されるはずなので、今は国としても応援している、積極的に有機農業の普及も含めてやっていますので、ぜひ活用する方法を考えていただけたらと思います。

次に、以前、遺伝子組換え作物について触れたことがあります。今回はゲノム編集食品についてになります。

ゲノム編集食品とは、ゲノム編集技術を応用した品種改良で作られた農畜水産物のことです。ゲノム編集技術は人為的に突然変異を起こし、効率よく品種改良を行うことができ、遺伝子が改変されてできている点で、従来の品種改良でできた食品と同様とされています。従来の品種改良と同様のことから、安全性の審査は課されず、開発者のほうは厚生労働省への事前相談をして届出をする制度がつくられています。

現在はインターネット販売など限定的な流通にとどまっているとされていますが、この開発企業が来年、全国の小学校へゲノム編集トマトの苗を無償配布するということがニュースとなり、いろんなところで問題となっています。このゲノム編集トマト苗の小学校、あと福祉施設にも配られるというニュースになっていますが、こういった無償配布の動きがあることは御存じなのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今回の質問があったので調べたところ、そのような事案があるということは承知しております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 従来の品種改良と同じで、安全とはいわれているんですけども、これは実際販売とかされるときには表示義務がなく、購入する上で選択ができないということから、ゲノム編集食品に対して抵抗感を持つ消費者の方が多く、現時点でまだ一般流通がまだされていません。

このような状況下で行われる予定であるゲノム編集トマト苗の小学校への無償配布については、全国各地で反対運動が起きていますが、もし青木小学校のほうに無償配布されると連絡があった場合、どのように対応する予定でしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在のところ、そのような連絡は来ておりませんが、ゲノム編集をしたと分かっているトマトの苗を受け取る必要はないかなと考えております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 教育という意味合いでいえば、今、通常売られているトマトの栽培を皆さんでやっていただくとか、そういったことでできると思いますし、近隣というか、長野県内でも、今、長野市などでは、消費者団体の方が教育委員会と話しをして、慎重判断をするという結論が出ていたり、上田市でも議会の中で慎重判断をしていくという判断ということになっています。東御市などでは、現時点では対応しないという回答をもらっているそうです。青木では、現時点ではやる予定はないということで回答いただきましたので、ぜひそういったものを、完全に皆さんが、流通するような段階で、皆さんが安全だということで、保護者の方含めて了解を得られるような状態になった時点で、また検討していただければと思います。

前回、9月議会において取り上げました農家に対する原油価格及び肥料、飼料価格高騰対策については、早速、村として新たな支援を打ち出して対応していただいております。先日成立した国の今年度の第2次補正予算の中にも、農林水産関係では、食料安全保障の強化に向けた構造転換対策として、肥料対策や有機農業の取組拡大のための対策費が盛り込まれています。

肥料、飼料価格高騰を受け、有機農業が見直されています。国も長野県としても、有機農

業を推進していくという動きがありますけれども、青木村としてはどのように進めていく考えでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 村では、第六次青木村長期振興計画の中におきまして、有機農業は消費者と密接につながり、農業、農村の新たな価値の創出を図ることとし、重点施策の一つに位置づけております。この計画に沿いまして、基幹産業である農業を基軸に、有機農業実践者の自主性を尊重しつつ、これからも引き続き支援を続け、一步一步着実に活力ある村づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

こうした中、令和5年度より、環境保全型農業直接支払事業に、1つの団体から取組法で相談を受けておりまして、令和5年度予算で予算化する方向で検討を進めております。この事業は、農業者が組織する団体等が実施する化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や、生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む場合に支援する事業ということで、この事業の中にも有機農業は対象となっておるということでございます。

また、国では、みどりの食料システム戦略を打ち出しまして、今までの土づくり、化学肥料、化学農薬の使用低減など、有機農業を進めるエコファーマーの取組を拡大した環境負荷低減に取り組む生産者や、地域ぐるみで取り組む特定区域を県で認定し、無利子、低利融資などの支援や、みどり投資促進税制による特別償却など、そういった支援を進めております。

村でも、この事業を実施できるよう、長野県と共同して計画を策定し、村内の農業者が取り組める環境を整備してまいりたいと考えております。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 青木村で、今、先ほどからも新規就農者のお話があったかと思うんですけども、これから始められる方とか、移住されて農業ちょっとやってみたいという方は、前からお話ししているとおり、そういった有機農業のことに関心を持たれている方が多いので、村のほうからもぜひ積極的にその案内はしていただいて、そういった制度があるということを発信してもらえたらなと思います。

特に新しい農業を始める人たちというのは、本当そういったいろんな制度がたくさんあり過ぎて、何が自分に合っているのかとか、そもそもどういった形でやり始めたらいいのかと、分からない状態で来る方もいらっしゃると思いますので、そういった方たちに見合った制度の案内が手にしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

私からの質問は以上です。

- 議長（金井とも子君） 4番、宮入議員の一般質問は終了しました。
通告のありました9人の議員の質問は、これで全て終了いたします。
-

◎散会の宣告

- 議長（金井とも子君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これにて散会といたします。
お疲れさまでした。

散会 午後 4時07分

令和4年12月13日（火曜日）

（第3号）

令和4年第4回青木村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和4年12月13日(火曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 青木村個人情報保護法施行条例について
- 日程第 8 議案第 5号 青木村情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 日程第 9 議案第 6号 青木村公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7号 青木村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 8号 上田地域広域連合規約の変更について
- 日程第12 議案第 9号 東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更について
- 日程第13 議案第10号 令和4年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第14 議案第11号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第12号 令和4年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第13号 令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第17 議案第14号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第18 陳情第 1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書について

出席議員(10名)

1番 松本 淳英 君

2番 塩澤 敏樹 君

3番 平林 幸一 君

4番 宮入 隆通 君

5番 坂井 弘 君

6番 松澤 正登 君

7番 金井 とも子 君

8番 宮下 壽章 君

9番 沓掛 計三 君

10番 居鶴 貞美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北村 政夫 君	教 育 長	沓掛 英明 君
参事兼 総務企画課長	片田 幸男 君	商工観光移住 課長	小林 利行 君
住民福祉課長	小根沢 義行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理監	奈良本 安秀 君
建設農林課長	稲垣 和美 君	教育次長兼 公民館長	宮下 剛男 君
保育園長	成沢 亮子 君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター長	高柳 則男 君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上原 博信 君	建設農林課 課長補佐兼 上下水道係長	横沢 幸哉 君
総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩澤 和宏 君	総務企画課 企画財政係長	金井 大介 君
住民福祉課 課長補佐兼 保健衛生係長	早乙女 敦 君	住民福祉課 課長補佐兼 住民福祉係長	依田 哲也 君
税務会計課 住民税係長	増田 憲寛 君	総務企画課 庶務係長	宮澤 俊博 君
総務企画課 課長補佐兼 総務係長	小林 宏記 君		

事務局職員出席者

事務局 長 片田 幸男 事務局 員 小林 宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（金井とも子君） おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長（金井とも子君） 本日の日程は、委員会付託についての委員長報告をいただいた後、報告第1号から質疑、討論、採決の順で行います。

◎委員長審査報告

○議長（金井とも子君） それでは、社会文教委員会における質疑内容等について、委員長より報告を願います。

宮下社会文教委員長。

○社会文教委員長（宮下壽章君） 皆さん、おはようございます。

社会文教委員会に付託されました事件につきまして、12月7日に審査を行いました。会議規則第74条の規定により報告させていただきます。

陳情第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書についてということで審議いたしました。

陳情項目の1ないし3については陳情趣旨に基づくものであるが、4項目めの不明確な部分につきましては、除いたらいかがかとの意見や、受け入れられなくなる人も出てきてしまう、医療や介護の現場に従事する立場から患者・利用者の声を代弁するものであり、4項目めを全て除くべきではない等の意見があり、討論なく賛成多数にて採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（金井とも子君） 委員長報告が終了しました。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、質疑を行います。

令和4年度青木村一般会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 私のほうから3点ほど質問させていただきます。

今の職員構成を見ていると、このところに達するのはまだちょっと早い年齢の方が多いかなと思うけれども、実際に該当してくるのはいつ頃なのか。それともう一つ、退職金についてですけれども、退職金は一旦60で切れて、その後どうしていくのか。もし延びるとすれば、町村の退職手当条例の変更が必要になってくるんじゃないかと思えますけれども、このところはどういうふうになっていくのか。

それともう一つ、特定定年制度運用についてということで、ちょっと私もこれを読んでみたけれども、なかなか詳しく分からない部分がございます。そんな中で、じゃ特定で管理職に残して、その職務をやってもらうようになる場合、この規定というのはなかなか、査定するようになるかと思うんですけれども、ここら辺のところは、これからの運用についてはどの

ようにやっているのか、この3点についてお聞きできればと思います。

○議長（金井とも子君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） お答えします。

まず、該当する職員がどんなふうになってくるのかということについてお答えいたします。

令和4年度末、今年度末に60歳を迎える方については、今までどおりということになるんですが、該当者はありません。今年度末59歳になる職員が1名おりますので、その職員については61歳までということになります。それから、58歳の職員も1名おりまして、この職員については62歳まで、57歳の職員についてはおりませんで、今年度末56歳という職員が2名おります。この職員については64歳まで、今年度末55歳になる職員が保育士を含めて3名おりますが、この職員につきましては65歳までということで、ここまでで一応定年の段階的な延長については終わるといような流れになっております。

あと、退職金についての御質問ですけれども、退職金については60歳を迎えるまでのピークのところで一度計算をして、そこで一度支給をされるようになります。その後の勤務がどんな勤務形態を選ぶかにもよるんですけれども、継続して常勤で勤めるということになると、その期間をまた通算して、またお辞めになるときにその部分についてはまた支払われると、そういう仕組みになっています。

あと、3番目の御質問ですけれども、職務の特殊性とか、ポストの欠員の補充が困難だというような場合は、特定日以降も管理職にそのまま引き続いて留任させることができるという規定になっておるわけですが、この辺については、理事者のお考えもあるかと思いますが、あまりないのかなというふうに現時点では思っております。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） もう一つ質問だけども、今、退職手当、60で一旦払うと、その後については、形態によって支払うということですが、退職手当の算定基礎というのが、そうすると60でもらっておいて、その後もらう場合、その算定基礎というのが辞めたときの給料の算定基礎というか、どこへいくのかどうか、そここのところが分からないというのと、あと定年退職、特別職ですか、管理職に残しておくというのはえらいないとは言いながらも、これ、9条関係ですかね。9条関係で、3項目それぞれ出されておりますけれども、これについては、そうすると、実際この間の話の中では、70%の給料になって、そのまま職務は前の職務という大変な職務をやっていくわけですが、そここのところはやはり70は70で落としていくという考え方でよろしいということでしょうか。

○議長（金井とも子君） 片田企画総務課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 最初のほうの御質問の退職金の関係ですけれども、60歳過ぎたときに、給与が、私どもの場合だと3級に降格していくような形で、まず降格して行って、3級の給与表に当てはめて、そこから7割カットというような形になりますので、3級の給与、その号俸が退職手当の再度の算定の基準になっていくというふうに考えております。

それから、管理職に引き続き就くというような場合については、7割カットというのは適用されないということで、そのまま60歳のときの給与のまま、最長3年、管理職で任用することが可能なんですけれども、そこまでは減額はないという決まりになっております。

○9番（沓掛計三君） 分かりました。

○議長（金井とも子君） ほかに質問ありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第4号 青木村個人情報保護法施行条例について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第4号 青木村個人情報保護法施行条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第5号 青木村情報公開・個人情報保護審査会条例について質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第5号 青木村情報公開・個人情報保護審査会条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第6号 青木村公園条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第6号 青木村公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第7号 青木村印鑑条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 幾つか質問させてください。

まず、1点目ですが、印鑑条例第12条において、青木村行政手続条例第2章、すなわち申請に対する処分の規定かと思いますが、この規定を適用しないこととしている理由はなぜでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 行政手続条例第12条につきましては、申請等に対します手続を規定しておりますものでありまして、内容としますと、審査基準ですとか、標準処理期

間、こういったものを規定しております。ですが、今回の印鑑条例はコンビニにおいて、印鑑登録されている印鑑の証明を受けるものですので、除外しております。これにつきましては、同様の規定を設けている近隣の市町村についても、同様の規定をしているものと認識しております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいまの御答弁いただいた件ですが、すなわち、言い換えるならば、この部分についてはコンビニ等で申請した場合の交付手続、それに関しては全て個人責任に帰するという事を裏返しているというように思えるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 個人責任といいますか、実際、コンビニにおいて手続をしていただきますと、そこでもう交付がされてしまいますので、要は手続条例を適用することがないということでございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 別の点です。

交付手数料の支払いはどのように行われるのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） これにつきましては、コンビニのほうで支払いをしていたく形になります。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） マイナンバーカードを持っている、持っていないにかかわらず、登録印鑑の陰影がネット上に漏れいするという心配はないのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） そういう心配はないように、適正に処理できるような形で考えております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） このシステムを起動させるための経費、システム改修費とかかかると思うんですが、そういったものはどれくらいかかっているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 依田住民福祉係長。

○住民福祉課課長補佐兼住民福祉係長（依田哲也君） こちらの交付システムの導入費でござ

いますが、税込みで913万円でございます。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 印鑑登録証明の交付がコンビニで行えるようになるという状況を受けた本条例の制定ということについては理解をするところですが、これに対し、反対の立場で意見を申し述べます。

そもそも私はマイナンバー制度をよしと思っておおりません。国民を総背番号化し、個人情報権力者がつまびらかに握る、そういった目的を持った制度であることは言をまたないというふうに思っております。かつ個人情報の漏えいも危惧されることです。先ほどの御答弁では、漏えいの心配はないというふうにしていくんだというふうな御答弁でしたが、去る6日の衆議院総務委員会では、2017年度から21年度までの5年間で、マイナンバー情報の漏えい2万1,281人分、情報の入ったUSBなどが紛失3万5,260人分、計5万6,541人分ものマイナンバー情報が流れ出していることが明らかにされました。さらに100人以上の紛失、漏えいや不特定多数に閲覧されるおそれのある重大な事態に規定されるものが29件確認されました。マイナンバーカードから情報が漏えいすることがないという神話は、もろくも崩れ去ったと言わざるを得ません。

コンビニエンスストアでも印鑑証明が取れるといううたい文句は、マイナンバーカードの普及を目指すための手段であり、マイナンバーカードを持たない者と持つ者の差別化を図り、持つことを強制するための制度というほかありません。高額な改修費用を費やして発足させることで得られる利便性は、個人情報を白日の下にさらし、利用されるものとなることを覚悟しなければなりません。そうした覚悟を持ってまで手に入れる利便性としての価値は、大変薄いと言わざるを得ません。

よって、私は本条例の制定に反対をいたします。

○議長（金井とも子君） ほかに反対討論はありますか。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（金井とも子君） 賛成多数。

議案第7号 青木村印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第8号 上田地域広域連合規約の変更について質疑を行います。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） この案件、広域のほうで決まっているものですから、私は特段反対するものではございませんけれども、大星斎場と依田窪斎場、広域が始まってかなりの時間がたってきております。平成10年に造られているやつかと思えますけれども、長い間来たものを、今、ここで変えるという議論というのは、広域議会、広域のほうでどういう考え方の中でこういうふうに合同にしなければいけないとなってきたのかという、これは事務局から当然提案あったかと思えますけれども、それと議会のほうでは多分委員会付託になっているかと思えますけれども、どのような経過でこれを一緒にしなければならなくなってきたのか、そして、これを一緒にすることによってどのような効果が出てくるという結論に達したのか、お聞きできればと思います。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ただいまの御質問ですけれども、広域連合の正副連合長会議、あるいは今御質問の中にもありましたような広域議会等で、少し時間をかけて議論をしてきました。一番は大星斎場が大変手狭になったということ、それから古くなったということ、いずれ改修しなければならない時期に来ているということ、すぐではないんですけれどもいずれ見え

てきている、それから、そういういっぱいの方に、青木村でも年間数件はありますけれども、大星会場のエリア以外の方が、青木も含めて、依田窪斎場で祭事を執り行うこともあるということがまあ出てきたということ、そんなことから、いずれにしても、今まではそういう課題を抱えながら来ましたが、ここで一つ、もう少し先を見据えて一体的にしようと、こういう議論の過程でございます。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） このことについては、もっと早くやはり広域としても手をつけるべきだったのではないかと私は感じております。

それともう一つ、今後、私どもとしては失礼ですけれども、団塊の世代の人間というのがこれから人口が多いだけにやはり亡くなるというか、そういうのが多くなってくるとき、今言った上田が古くなってきていると、大星斎場がふるくなってきていると、依田窪と一緒にするという、このことについて、やはり、この間ちょっと運営委員会のときに村長から聞くと二、三十年が寿命だろうという話をちょっとお聞きしたんですけれども、このことについて、今後の見通しとかそういうものについては、広域のほうでは話し合った経過はございますか。

○議長（金井とも子君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大星会場をいずれ建て替えなければならないという前提で、実はごみ焼却場がいろいろ御案内のような過程を経て、今、あります。資源循環施設ですね、そういうような反省を含めて、いろいろなことを早め早めに手を打っていかうという流れの中でもございますので。課題としてはずっと残っていました。1つの広域連合の中で料金が違うのもおかしいねという議論もありましたし、私どもはあまり感じなかったんですが、そういうようなことを思っておられる方もたくさんいらっしゃる、そういう中で、先ほど答弁しましたようなことを含めて、今日に至っております。

○9番（沓掛計三君） 分かりました。

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第 8 号 上田地域広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第 9 号 東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更について質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第 9 号 東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第10号 令和4年度青木村一般会計補正予算について
質疑を行います。

質疑どうぞ。

居鶴委員。

○10番（居鶴貞美君） それでは、27ページ、28ページになりますが、林業費についてお
聞きをいたします。

林業振興費の委託料で森林環境譲与税事業委託料、松くい被害拡大防止事業がございます
が、まず、この時点で、この事業が出てきたという理由についてお聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 議員御存じのとおり、松くい虫については、村としては全量
駆除ということで取組をさせていただいております。そうした中、当初予算で、この森林環
境譲与税を活用した松くい虫の被害対策防止事業というものを春駆除として実施してありま
すが、その後、森林組合また職員等でパトロール、また情報をいただく中で、新たに松くい
虫の被害となっている木が散見されたということから、秋駆除として今回補正予算をいただ
いた中で、新たに伐倒燻蒸処理をさせていただきたいというところで、約100立米の見込み
で予算計上させていただいたという経過でございます。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 具体的に対象の地区はどの辺りになるのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 中村、中挟、入奈良本方面を作業予定としております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 森林環境譲与税ですが、昨年、基金のほうに積立てが行われたとこ
ういう経過がございましたんですが、今年の予定で、全額消化できるという状況ですか、余
るとい見込みなのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） 森林環境譲与税の配分につきましては、9月と翌年3月と2
回に分かれてということで配分になっておりまして、今年度の最終的な配分額が幾らかとい
うのはまだお答えできる状況にはございませんが、仮に9月と同額が3月にも配分されたとい
うことになりますと、今回補正でお願いした秋駆除、それから村道滝川線を中心としたラ

イフラインの確保事業、両方行いますと、4年度の配分予定額は全て使い切って、なおかつ3年度までの基金を一部取り崩して行わせていただくような形になるかと思っておりますので、今年度については全額執行する予定で考えております。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） それでは、情報通信関係についてちょっとお聞きしたいと思います。

今回、歳入ではそれぞれ利用費が、通信サービス利用費、放送サービス等に大幅な収入が見られてきております。これについて当初見られなかったのかなという感じを持っております。それと、ケーブル使用料も増えてきております。それともう一つ、雑入で村有財産物件の補償料ということで、有線ですか、移動かかるもの、国道の工事かなとは思うんですけども、分からないですけれども、これが240万、これ県から来ているのか、どこから来ているのかちょっと分からないですけれども。

それと、そう思って歳出のほうへいきますと、人件費についてはそれぞれの状況ですから特段ないんですけども、委託料が伝送路保守点検委託料447万9,000円と増えて、財源を充てるためにこういうに全体的にいじくってきたのかなとは感じてはいるんですけども、この動きというものを御説明してもらえればと思いますけれども。

○議長（金井とも子君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） それではお願いいたします。

まず、歳入の関係でございますが、歳入につきましては前年度の調定と収入を鑑みまして、それに欠損ないように少し弱めに見てある関係で、事業が出たときの補正財源、施設関係の修繕等が緊急であった場合に補正の財源ということで、少し弱めの予算を計上してございます。

また、雑入につきましては、国道143号の今、拡幅工事に伴う電柱の移転に係る長野県からの補助費ということで、伝送路の保線についても240万ほど計上しているんですが、このうち国道の拡幅に伴う移設の補償費は同額の240万円で、残る200万ほどは通常にNTTの電柱移転が上がってきたところで、必要な情報センターが共架している電柱を動かす経費になりますので、年度によってNTTから上がってくる電柱移転の本数によって増減がありますので、県の補償工事と合わせて今回計上しているものでございます。

以上です。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 内容分かりましたけれども、伝送路移転の保守委託料ですか、そうすると、移転費用は県から来るけれども、そこへ配線する金というのは単独で持たなくちゃいけないという、それは県の補償の中には入らないということですか。

○議長（金井とも子君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） 追加で説明させていただきますが、県の工事に係る240万円は、そのまま県に係る電柱の補償費ということで、240万円で同額でございます。そのほかに、通年通して行われているN T Tの移設工事が今年度は大きかったということで、情報センターの単独事業ということで200万円計上してございます。

以上です。

○議長（金井とも子君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 3問までですので、あれしますけれども、今回、竹内製作所さんができてくると、来年できてくるわけですが、これについてもかなりの今度は移動かかるようなところがあるかと思えますけれども、そこら辺は今回はまだ見込まれていなくて、来年度ということですか。

○議長（金井とも子君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） 来年度以降対応していく形になるうかと思えます。お願いします。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 34ページになりますが、14番の工事請負費の部分です。

これは、保育園の上のところの譲り受けた部分だと思いますけれども、このところで史跡の調査したんですが、一部ここにかかるのではないかというのをちょっと耳に挟んでおるんですが、その点はいかがですか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） おっしゃるとおり、埋蔵文化財の包蔵地になっておりまして、試掘調査をしました。その結果、何も出てこないということが分かりましたので、通常の工事ができる、そういうことになりました。

○8番（宮下壽章君） 分かりました。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

松澤議員。

○6番（松澤正登君） 19、20ページの保育所について質問させていただきたいと思います。

私は単純に、ここでは金額的には国の施策で特例臨時交付金が出て、減額になっているというふうに理解できますが、私が今感じることは、今、保育も未満児保育が増えていると、この間、施設もできました。そういう中で、昔と違いまして、母親とか家族とか父親ですとか、そういう人たちに交わる機会というのが年々、年々というよりも今かなり減っているんじゃないかと、そういう中でいろんな問題も将来起きかねないんじゃないかなと、こんなような心配をしているわけです。

そういう中で、青木としては、いろいろあろうかと思えますけれども、父親とか家族とか、そういう触れ合いの指導とかお話をどんなふうにされて、とにかく家族にできるだけ交わるということが大事じゃないかなと私は思っておりますけれども、その辺のところを、いろいろあろうかと思えますけれども、特徴的に言えば、何かあったら教えていただきたいと思えます。

○議長（金井とも子君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 今の御質問なんですけれども、御家庭における支援ということでよろしいでしょうか。その中のお答えとしまして、確かにコロナ禍前には、子育て支援講座など親御さんに関する啓蒙の講座等もあったんですけれども、そういったものも確かになくなっています。そんな中なんですけれども、保育園は日々親御さんが送迎をしてくださる場所になっています。その場所で、保育士たちもできる限り御家庭での御相談なども受けたりしながら、日々お答えをしながら、一緒に考えながら、子育て考えていこうねなんていうことでやっています。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 付け加えて。

体制として行っていることは、かんがる一教室というのが他の市町村にはないシステムになっておりまして、ゼロ歳児健診とか2歳児健診で子供たちの動きやお母さんの動きを見て、ちょっと育児に迷われているとか、悩んでおられるお母さんたちを対象にして、児童センターの午前中を使って、一緒に遊ぶ中で、ニシダ先生という今、上田短大の保育の教授をやっておられる方やカウンセラー、保健師さんたちが出て、お母さんたちの育児の指導を行っていることをやっております。かなり的人数が実は来ていて、青木として立ち上げたシステムとしては、大事なシステムかなと思っております。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 分かりました。ともかく家族とか親とかと交わる機会を大事して、またそういう大事にする短い時間をどういろんな形で子供さんとお話ができるかということ、ぜひこれからも注意をして指導をしていただければなど。世の中は非常に今、いろんな傷害事件とかが起きておりますけれども、ああいうことも、今は保育園や学校に預けておけば、それで安心だと、社会構造も問題はあると思います、生まれて間もなくから親は勤めなければならないというような社会構造的な問題もあると思いますけれども、そうはいつでも、今の現状の中で皆さん大変御苦勞されているわけですが、ぜひ一つその辺も常日頃いい考えがありましたら、御指導いただきたいなどこんなふうに考えております。

それから、もう一点いいですか。

今、未満児保育もできましたけれども、今、保育士さんというのは、青木の場合は、いろいろ規定があると思いますけれども、足りているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 青木村の保育園のほうは、とてもありがたいことに、通常ですと今話題になっている1歳児は6名に職員1人というようなお話が出ていますけれども、うち多くても4名ぐらいまで、一人一人を大切にできる保育をしたいということで、一番上の教育長さんからのお考えもあり、とても職員配置にはありがたくしていただいています。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） ありがとうございます。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 13ページの総務費の企画費のところなんですけれども、地域おこし協力隊の件で減額の補正が出ていますけれども、こちらのほうの説明のほうをお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） それではお答えをいたします。

今年度2名ということで計上してあります地域おこし協力隊のお給料分の1名分を減額するという内容になっております。今年度1名減額した理由なんですけれども、実は来年度4月採用ということで農業の後継者、新規就農者をJAファームの研修を主な活動として、隊員後、3年後は青木村で農業をしていただきたい隊員を募集しているところなんです、こちらの研修の開始が4月という関係もありまして、年度途中ではなく、今年度は予算を削っ

て、来年4月から活動いただくということで、現在、採用の手続等を進めているところでございます。

以上です。

○議長（金井とも子君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） もともと採用する予定ではあったけれども、採用のスケジュールの関係で予算もずれたとそういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） 6月頃、新規就農者ということで募集をかけようとしたんですが、やはり年度途中ではファームさんのほうでの研修生の受入れができないということになりましたので、今年度は残念ですけれども予算を削って、来年度4月スタートということで、農政の担当者と協議をしたところでございます。

以上です。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

松澤議員。

○6番（松澤正登君） 27、28ページの国土調査費の委託料の関係ですけれども、一步分からなかったんですけれども、平成23年度の東日本地震に関する何かの委託だと、こんなふうにならなかつたんですけれども、もう一度、どんな仕事でどんな内容で行われるのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（金井とも子君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

こちらにつきましては、実は今、地籍図という座標データというものを、主に一般の方というよりも土地家屋調査士とかそういった方たちが中心に、家を建てるとかそういったときに座標図というものをお出ししておりますが、今、これまでシステムが入っておりませんでしたので、出すときは紙のものをコピーしてお出しをしておりました。

今年度、地籍図システムというシステムを導入したことに合わせて、今度、システム上からプリントアウトして出力してお出しをできることになったというのに合わせて、これまで東日本大震災よりも前に国土調査が終わったものについては、いわゆる座標データを修正する前のものを、土地家屋調査士にお出しをして、土地家屋調査士のほうで正しいものに変換をして使っていたものを、正しいパラメーター変換という変換をしたものを系統的に導入することができることによって、これまで当郷から始めた全ての地籍調査が終わったとこ

ろについて、東日本大震災以降の座標を修正した後のデータを出せるようにするためのものを、今回、パラメーター変換業務委託ということでさせていただくということになりますので、利便性としては、土地家屋調査士が来たときに、システム上、素早く交付をして、そのデータがそのまま正しいものとして御利用いただけるようになるというための委託料ということでございます。

以上です。

○議長（金井とも子君） 松澤議員。

○6番（松澤正登君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（金井とも子君） ほかに。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 4か所質問をさせてください。

最初に17、18ページ、マイナンバーカードの交付事務費の部分であります。消耗品と備品購入費、ノベルティグッズや券面プリンターという御説明を受けましたが、もう少し具体的に中身を教えてください。また、その活用場面はどんな場面でしょうか。お願いします。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） ノベルティグッズの購入につきましては、マイナンバーカードの出張申請をしたときに、申請をしていただいた方に対しまして、例えばファイルケースですとかメモ帳、こういったものをノベルティグッズとして配っております。

あと、マイナンバーカードの券面印刷を行うプリンターですけれども、現在、マイナンバーカードにつきましては、例えば住所の変更等があった場合には、職員が券面に手書きで修正を行っているわけですが、これを手書きではなくて、プリンターに入力することによって印刷できるようにプリンターを購入するものでございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 2か所目です。

次の19、20ページ、先ほど松澤議員から質問があった分と重複をいたしますが、保育士さんの報酬あるいは手当等に関わる部分ですが、パートの皆さんがかなり減額されていて、そしてフルタイムあるいは一般職の皆さんが増額されているというふうに見られるんですが、処遇改善の交付金が下りてくる中で、このマイナスの状況は、かなりパートの職員の人事異動とか勤務時間の削減というのが行われた中の結果なのかというふうに見えたんですが、実情はどんなふうなのか教えてください。

○議長（金井とも子君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園からお答えいたします。

今、坂井議員さんがおっしゃられたとおり、人事異動の中の増減になっています。昨年度のパートの数の数の中から、今年度、正規職員とフルタイムへ移行した職員がおりますので、その増減になっています。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 処遇改善で行われた部分というのは、1人当たりに計算するという形ができるのかどうか分かりませんが、どれほどの処遇が改善されたのかお分かりでしょうか。

○議長（金井とも子君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 当初、国のほうからも通達が下りていたとおり、1人当たり9,000円前後というところで上がっています。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 3か所目に移ります。

33、34ページをお願いします。小学校費に関わる部分の報酬、給料といった部分ですが、まず1の報酬の中に庁務員さんの部分と、それから2の給料のほうにまた庁務員、それぞれパート、フルタイムって分けられているわけですが、庁務員さん、お二人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 1名であります。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） パートとフルに分かれて計上されるということの意味が分からないんですが、その辺の実情を教えてください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） ちょっと待ってもらっていいですか。少し時間ください。

○議長（金井とも子君） 暫時お待ちください。

ただいまは後ほどということで、続けて質疑を行います。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今の御説明をお聞きしてから、ちょっともう一点、それに関わって質問させていただきますが、その点は後に回して、もう一点、別の部分で質問させていただきます。

ます。

35、36ページ、やはり教育費の関係ですが、中学校費でフルタイム常勤講師の部分が減額になっている、これについては10月から雇用ができたということで、半年分が少なくなっているんだという御説明だったかと思います。説明は分かったんですが、なぜそのような現象が起きたのか、およそ検討はつきますけれども、その辺の実情を教えてください。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 本当に長野県中どこでもという状態が、今、そういうことなんですが、講師の先生が見つからないというところがあります。どう探しても、その免許を持った方がおられないという現状で、手を尽くして探した結果、駒ヶ根におられた方が見つかったので、駒ヶ根からわざわざ来ていただいたという、それだけ長野県全体で今、大変な状態になっているというのが現状でございます。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 大変御苦労さまでした、ありがとうございます。

そういう状況って、来年度も起こり得るとするのは、そんな状況なんでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 大変な問題だと思うんですが、ここ一、二年で改善されるとはちょっと思えないという様子であります。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 年度当初予定した部分が欠員になっているという状況は大変、ただいまの御説明で実情はよく分かりますけれども、深刻な問題だなというふうに、要するに定員が満たされていないという中で教育活動が行われているという状況ですので、これについて今まで議会に対して報告されたことはあったんでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） こういう事態が今回初めてでありましたので、今回が初めての事態で初めての報告ということになると思います。言ってみると、定数ではないので、村費なので、全て村費の場合は通常の小・中学校の定数プラスアルファの部分なので、そのところは若干ゆとりがある、学校運営ができないというわけではなくて、先生方によりゆとりを持って充実した教育をしてもらうための村費の職員の配置ですので、そこらあたりは御配慮いただければと思います。

以上です。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 10月から入ったということ、子供の口から、子供というか孫なんです、そこから知って、なぜ今頃新しく、どなたかが病気になられたのかなみたいなことを思ったりしながらいたんですが、このことが報告されて初めて実情が分かったという次第です。子供たちは、元気のいい若い先生が来られて、非常に喜んで生き生きと語ってくれていますので、またうまくやっていていただきたいと思いますが、こんな事情、もし当初等でこんな状況があるんだということが分かっていたら、教えてもらってもよかったかななんて思うところですので、よろしくお願いします。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

平林議員。

○3番（平林幸一君） お願いいたします。

37ページになります。図書館費の工事請負費で質問いたします。村単事業工事請負費ということで、駐車場造成工事がうたわれていますけれども、これの工事内訳、内容について説明をお願いいたします。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 工事内訳、道路部分はきちとした道路部分の工事をして、それで駐車場部分は簡易舗装のような形で全面舗装するという、それからフェンスを設置して安全に配慮する、そんな工事でございます。

○3番（平林幸一君） 今の説明の中に、照明等、夜間照明、それから通路の安全確保のためのそういった工事は含まれているのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 照明については、今のところ考えてございません。

○議長（金井とも子君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） 一般質問でもしたわけですがけれども、公共施設のZEB化、創エネ、それから省エネに関わる設置、そういう太陽光発電の装置設置を照明に対しては積極的に進めていただきたいというふうに思います。

図書館、それから五島慶太未来創造館に関わるお話なんですけれども、誘導案内の看板、こういったものがちょっと貧弱であるというお話を受けています。それから、入り口についても表示看板というのが非常に高い位置になく、道路のところに置いてある、道路というか敷

地の土壌の上に置いてあるというような設置の看板になっております。これについても改善をお願いしたいというふうに思います。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） いろいろ工夫して作成してまいったんですが、御意見として承りたいと思います。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

松本議員。

○1番（松本淳英君） 19、20ページでございます。社会福祉総務費で、フードバンク事業拡大のために20万円の増額計上かと思いますが、この背景を御説明ください。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

長らく続いております新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、生活に困窮している方が増えている状況下におきまして、12月、1月にかけての年末年始を迎えるに当たりまして、年内にも生活品の支給をフードバンクとして実施するため、また定期的な事業実施以外にも、急な支援にも対応できるように、ある程度の主食のお米ですとか、こういったものを社会福祉協議会のほうで在庫を持っておきたいということがありますので、今回、補正で上げさせていただきました。

○議長（金井とも子君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

では、先ほどの回答ですね。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 遅くなりました。分かりました。

実は本年度、庁務員が年度途中で交換したんですね。そういう事態が起きたので、こういうことが発生したという。報酬の5万円が交換の中で、1人は辞めたんだけど、すぐに今日からぱたっと違う人というのはできなくて、少し重なって、一緒に仕事をする中で仕事を覚えてもらうという、そこの5万円が臨時でお払いしたという部分ということで、年度途中での人が代わったことによるこういう数字が発生したという、御理解ください。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 了解しました。引継ぎ時の重複ということですね。了解しました。

関わってですが、今、庁務員はお一人ということで、小学校、中学校、両方兼務しているということが実態かと思うんですが、これは過重負担になっているということはないでしょうか。

○議長（金井とも子君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） その範囲内の中で仕事をやっていただくということになっていますので、そういう意味で、私の口から過重になっているとは言えないと思うんですが、確かにやはり2つ兼務しているというのは、大変なことは大変だなと理解しております、来年度に向けては、草刈り等は違う方をお願いしようというような、そういう助ける部分で配慮していく必要があるかなとは感じております。

○議長（金井とも子君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そのような配慮を考えてくださっているということで了解しましたけれども、見ているというとあれですけども、感じている部分として、お一人で両校を、広い敷地をカバーしていかれるというのは大変なことじゃないかなって思うわけです。ほかの上田市とかそういったところの状況なんかを見たときに、やっぱり生徒数は限られているにしても、敷地面積というのはそれほど変わらない部分というのものもあるかなって思うんですが、そういったところをお一人で全てカバーしていくというのは、かなりきつい仕事になっているんじゃないかというふうに思いますので、今、草刈りということで配慮していただくことは了解をいたしました、今後、全てをカバーするというふうに考えた場合には、お二人にするとか、そういったことも視野には入らないかどうか、また御検討いただければと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（金井とも子君） 回答はよろしいですか。

○5番（坂井 弘君） 結構です。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますでしょうか。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 13、14ページ、先ほど宮入議員が質問されたことについて、もう一度確認になりますが、地域おこし協力隊であります、来年度1名ということでしょうか。今回の議会でも、観光関係について、道の駅の活用等についてもいろいろ質疑されました。そういう観光といいますか、イベント関係をやっていただくような方も含めて、ということは2名分の取れるという感じなので、来年度は2名になる予定はあるのでしょうか。

○議長（金井とも子君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室長（塩澤和宏君） お答えします。

J Aファームの研修の隊員は今のところ1名ということで、よい人材がいらっしゃれば複数名ということも検討したいと思っておりますが、併せて、同じ総務省の制度で、地域おこし企業人、企業からの派遣を現在ゆかりのある会社と交渉中で、その方にやっていただく業務との兼ね合いも含めて、総合的に考えていければと思っております。

以上です。

○議長（金井とも子君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。地域が活性するように、多くの人材を入れていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（金井とも子君） ほかに質疑ありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第10号 令和4年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第11号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[発言する声なし]

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第11号 令和4年度青木村国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第12号 令和4年度青木村介護保険特別会計補正予算について、質疑を行います。

質疑ありますか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 最終ページ、9、10ページお願いいたします。

そこに委託料、システム改修委託料16万5,000円というふうにあるわけですが、その前の11号の国民健康保険特別会計のほうでも同じようなところで、未就学児均等割減免に伴うシステム改修ということで、電算委託料ということのシステム改修ということで、たまたま同額かと思うんですが、同額になったということは、システム改修が同程度の改修であったということなのかなというふうに推測したところですが、改修委託料というのはどのように算定されるのか、改修程度によって区分等が決められているのか、あるいはまた、ほかの自治体との委託料の均衡という点ではどうなのか、その点について教えていただけたらと

思います。

○議長（金井とも子君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

システム改修につきましては、基本的に株式会社電算のほうにシステムをお願いしております関係で、今の議員の質問にありましたように、国保のほうも介護のほうも同じ会社になりますけれども、基本的に金額につきましては、改修内容を相手方の電算のほうに示しまして、それによって相手方に例えば人件費ですとかそういった費用の見積りを出していただいて、それで委託をするというような流れになっております。

○議長（金井とも子君） ほかに質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第12号 令和4年度青木村介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第13号 令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第13号 令和4年度青木村簡易水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、議案第14号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（金井とも子君） 全員賛成。

議案第14号 令和4年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（金井とも子君） 続いて、陳情第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（金井とも子君） 賛成多数。

陳情第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（金井とも子君） お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井とも子君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第4回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時13分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員

令和四年

第四回〔十二月〕定例会

青木村議会議録

令和四年

第四回〔十二月〕定例会

青木村議会議録